

令和 3 年第 4 回 定例会

婦 恋 村 議 会 会 議 録

令和 3 年 9 月 7 日 開 会

令和 3 年 9 月 17 日 閉 会

婦 恋 村 議 会

令和3年第4回婦恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第9号の上程、説明、質疑	9
○報告第10号の上程、説明、質疑	10
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	21
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	22
○日程の変更について	23
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑	24
○議案調査について	57
○日程の変更について	58
○議案第46号～議案第52号の一括上程、説明	58
○議案第53号の上程、説明	67
○議案第54号の上程、説明	67

○議案第 5 5 号の上程、説明	6 8
○議案第 5 6 号の上程、説明	6 8
○議案第 5 7 号の上程、説明	6 9
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○請願書、陳情書等の委員会付託について	7 1
○議員派遣の件について	7 1
○散会の宣告	7 2

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 4
○出席議員	7 4
○欠席議員	7 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
○事務局職員出席者	7 4
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○認定第 1 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	8 3
○議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	8 4
○議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	8 4
○議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	8 5
○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	8 6
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	9 0
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	9 3

○休会について	9 4
○散会の宣告	9 4

第 3 号 (9月17日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○請願書、陳情書等の審査報告について	9 7
○日程の追加について	1 0 3
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○一般質問	1 0 4
松 本 幸 君	1 0 4
佐 藤 鈴 江 君	1 1 2
土 屋 圭 吾 君	1 2 7
黒 岩 敏 行 君	1 4 0
伊 藤 洋 子 君	1 5 2
大久保 守 君	1 6 9
上 坂 建 司 君	1 8 7
○閉会中の継続審査申出について	1 9 2
○閉議及び閉会の宣告	1 9 2
○署名議員	1 9 3

令和 3 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和３年第４回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第１号）

令和３年９月７日（火）午前１０時０６分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 9 号 令和２年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 10 号 専決処分の報告について（舗装の穴による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 7 承認第 9 号 令和３年度嬭恋村一般会計補正予算（第２号）の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 10 号 令和３年度嬭恋村一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 11 号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 10 承認第 12 号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 11 同意第 2 号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 12 同意第 3 号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 13 認定第 1 号 令和２年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 2 号 令和２年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 令和２年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 令和２年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 令和２年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 認定第 6 号 令和 2 年度孺恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 令和 2 年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 8 号 令和 2 年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議案第 46 号 令和 3 年度孺恋村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 47 号 令和 3 年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 48 号 令和 3 年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 49 号 令和 3 年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 50 号 令和 3 年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 51 号 令和 3 年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 52 号 令和 3 年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 53 号 孺恋村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 29 議案第 54 号 孺恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 55 号 孺恋村税条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 56 号 孺恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 57 号 孺恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 33 議案第 58 号 物品購入について（第 4 分団消防自動車）
- 日程第 34 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第 35 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番 黒 岩 敏 行 君

3 番 石 野 時 久 君

5 番 佐 藤 鈴 江 君

7 番 松 本 幸 君

2 番 土 屋 圭 吾 君

4 番 上 坂 建 司 君

6 番 土 屋 幸 雄 君

8 番 黒 岩 忠 雄 君

9 番 伊 藤 洋 子 君

1 0 番 大久保 守 君

1 1 番 羽生田 宗 俊 君

1 2 番 大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 長	目 黒 康 子 君
監 査 委 員	宮 崎 判 次 君	事 務 局 長	

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午前 10 時 06 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会の招集をしたところ、ご参集いただき、ありがとうございます。

群馬県に緊急事態宣言が8月20日から9月12日までの期間において発令されております。宣言期間中の開会となったところでありますが、出席する議員各位、村長をはじめとする当局職員におかれましては、感染予防に十分留意をしていただき、安全に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

登庁の際は、玄関内のカメラにより体温を測定し、確認してからご参集いただきますようお願いいたします。会議中の発言は、マスクを着用したまま、着席のまま行うことを許可します。また、体調管理のための水分補給を行うことを許可しますので、自己管理の下で水分摂取を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第4回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、石野時久君、上坂建司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月30日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月30日に委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和3年第4回議会定例会の運営について協議をいたしました。第4回議会定例会の会期は9月7日から17日までの11日間とし、一般質問の通告期限は13日正午までと決定をいたしました。

提出予定案件は、報告2件、承認4件、同意2件、認定8件、議案13件です。

9月議会は、決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月8日、9日の2日間と、予備日として10日を予定しております。

また、令和3年度各会計補正予算、計画の策定2件、条例の制定と一部改正、物品購入についてなど13件の議案が提案される予定となっています。

また、当局より、提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、7日本会議終了後の全員協議会において行うことと決定をいたしました。

今回、請願、陳情等については、陳情 1 件、要望 5 件の提出がありましたが、要望書 2 件を総務文教常任委員会に、要望書 1 件を産業建設常任委員会に付託することといたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、9 月 10 日に開催することと決定しました。

また、17 日に行われる議会一般質問について、申合せにより、これまでと同様に一問一答形式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書 6 月から 8 月分を受理しましたので、配付のとおり報告いたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに 6 月定例会以降の主な行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第 4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） おはようございます。

令和 3 年 9 月定例議会に当たりまして、議長の承認を得ましたので、行政報告をさせていただきます。

ご存じのように、群馬県に 9 月 12 日まで新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されております。それに伴いまして、県境を越えた移動の制限や酒類提供の禁止、また飲食店の夜 8 時までの時短営業要請など、感染防止対策を行っております。

婦恋村内では、9 月 4 日に希望者全てへのワクチン接種が終了いたしました。関係いたしました伊瀬知先生、保健師等をはじめ、また役場職員、あるいはボランティアの方々、多くの関係者の方々に心から深く感謝を申し上げます。

しかしながら、庁内でも感染者が発生し、村内には未接種の方もおります。特に 12 歳未満の子供たちに関しましては、接種を受けることができません。今後におきましても、最重要課題として感染拡大防止に努めてまいります。

また、国内政治におきましては、オリンピック・パラリンピックも無観客でございましたが、多くの感動を国民に与えました。しかし、菅内閣総理大臣の退任が決定し、衆議院議員の任期は10月21日までとなっております。国会にて内閣総理大臣を決定し、新しい総理大臣が解散をするか、または衆議院議員の任期満了の選挙を行うかと政治日程がなっております。総理大臣は国の代表であり、一秒足りとも欠けることが許されません。内外に重要課題が山積しており、政治的空白をつくらぬよう強く希望するものであります。

村内では、恒例の秋の文化祭、消防点検、2年に一度の福祉大会も中止と決定しました。今後も引き続き、一日も早くアフターコロナ対策を講じて、平穏な日常を取り戻せるよう努めてまいります。

さて、村内の6月以降の産業状況についてご報告を申し上げます。

まず、第1点目でございますが、第1次産業のキャベツを中心とした農業関係でございます。

ここに来まして、おおむね20万ケースで、900円前後で価格の推移を見ております。前半が厳しかった状況がございますが、何とか後半戦で、しっかりと売上げは伸ばしていただきまして、いい状況が発生するよう大いに期待をするところでございます。

今後も農業に関する重要課題として浮かんできております。

まず、1点目は、2,000万ケースのうちのカット野菜を3%、あるいは5%、それから、東南アジア方面に対する輸出を3%、5%、こういうことが検討課題に、今日的な課題として上ってきております。国のほうも、輸出をしましょうということで、行政的にもバックアップするという状況になってきております。

また、生産人口、生産の人材の確保、今後におきましても、最重要課題の一つだと思っています。さらには、世の中の大きな流れの中で、SDGsを目指して、環境保全型農業の推進、あるいは有害鳥獣対策の推進等をしっかり行っていく必要があると考えております。

第2次産業についてのおおむねの状況でございますが、既に入札関係につきましては、7回実施しております。金額ベースでいきますと、6億1,000万円ほどでございますが、対前年度比ですと、1億1,000万円ほどの減でございます。しかしながら、土木を中心といたしまして、災害復旧事業に台風の災害以降、今日でも大変なご尽力をいただき、復旧事業につきましてご協力をいただいております。

今後も執行事業をさらに進めるとともに、本年度予算の執行もお願いしていかなければなりません。今後も情報を密にしながら、災害復旧、また産業振興に努めてまいりたい、こう

思っております。

第3次産業の状況でございますが、一昨年に比べますと、全体的に半減しておるという状況が見られます。対前年でございますけれども、対前年ですと、上向きの部分もございます。特に浅間高原におきましては、通年の50%も、現在でも回復していないという状況のようでございます。

鹿沢温泉におきましても、昨年比で40%減と、8月の状況でございますが、そのような状況でございます。万座温泉におきましては、一昨年と比較いたしますと、7月、8月ともに50%のマイナスということでございます。緊急事態宣言措置に伴いまして、休業しておる施設もございます。

バラギ高原でございますが、合宿客の利用により昨年よりは増加ぎみでございますけれども、例年に比べれば、まだ少ないという状況でございます。アウトドアであります特にキャンプ、あるいは合宿等が、今後いち早く平素の状況に戻るよう期待しておるところでございます。

おおむね観光業につきましては、宿泊・飲食業を含めまして、全国的に非常に厳しい状況が続いておるという状況かと思っております。

そんな中でございますけれども、固定資産税の国の制度、課税標準額の特例措置が現在発令されております。我が村では昨年、前年でございますが、議会の承認を得て、6,380万円の予算を確保させていただきました。結果といたしまして、その結果が2,222万円ほどでございます。

今年度、昨年より申し上げております国の特例措置でございますけれども、嬭恋村内では、現在124件で、特例軽減税額が現在8,859万円に上がっておる状況でございます。しっかりと政策的にバックアップできるところをバックアップするべく、今後も業界の皆様の意見を聞きながら、第3次産業、観光を中心とする産業にも取り組んでいく所存でございます。

重要な村の政策課題につきましては、全員協議会のほうで慎重審議をご指導いただきたいと思いますと思っております。令和元年度台風19号の対策本部の経過報告について、2番目で、新型コロナウイルス感染症対策本部の経過報告について、3番目に、令和2年度分の事務事業評価結果について、4点目に、上信自動車道とグランドデザインについて、5点目に、公共施設の再編に伴う嬭恋会館の建て替えについて、6番目に、スマートシティ計画の進捗状況について、7番目に、デマンドバス実証実験について、8番目に、コロナからの復興ダンスムービープロジェクトについて等の重要案件を全員協議会におきまして、しっかりと議員の皆様

に説明を申し上げ、また、忌憚のないご意見を賜れればと思っております。

また、鎌原観音堂周辺事業につきましては、最重要課題ということで、議会のほうの村創生特別委員会がございますので、全議員が参加しますので、そちらにおいてしっかりと説明を申し上げ、また、前に進めるべく事業の前進を図ってまいりたい、こう思っております。

本定例会に提出する案件は、報告が2件、承認が4件、同意が2件、決算認定、一般会計、特別会計7件、議案13件でございます。

当局は説明責任を十分に果たす所存ですので、慎重審議と認定とご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、村長の日程につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

議会は当局と車の両輪でございます。元気の出る婦恋の未来、最大多数の最大幸福を目指して行政の執行に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） これで、行政報告は終わりました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第9号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告させていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占めておる割合で、3か年の平均値でございます。9.3%ということで、前年度から0.3%の増となりました。

続いて、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございますが、令和元年度に続きまして、将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。

実質公債費比率が増加した要因といたしましては、防災無線の更新や公共施設整備等による起債の償還が開始されたことが大きな要因となります。

今後も健全な財政運営の維持に努めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第9号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、報告第10号 専決処分の報告について（舗装の穴による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第10号の提案理由を説明させていただきます。

専決処分の報告について、道路管理瑕疵（舗装の穴）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを報告させていただきます。

本件につきましては、村道赤川分去線鎌原地内の舗装の穴により車に損害を与えたもので、損害額は1万10円です。損害額の4割、4,004円を保険会社より相手に支払う内容でござい

ます。

詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 詳細について説明させていただきます。

資料を1枚めくってください。

1、専決処分事項、道路管理瑕疵（舗装の穴）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分の内容。

（1）事故発生日時、令和3年6月18日、朝方です。

（2）事故発生場所、嬬恋村道赤川分去線、嬬恋村鎌原地内です。

（3）相手方、嬬恋村内勤務の方ということで、長野県から嬬恋村のほうへ勤務されている方です。

（4）事故状況、上記日時・場所において、現場を走行中の相手方車両を破損させたことによります。

6月18日に職場へ勤務の際、当日薄曇りで、路面が見えづらい状態だったんですが、舗装の穴に気づかないで、舗装の穴に車のタイヤが落ちこちて、タイヤを破損させたという事故になります。

（5）和解の内容、本件事故による相手損害額は1万10円で、村は損害額の4割、4,004円を村の加入する保険会社より相手に支払うということです。

（6）和解年月日、令和3年7月6日です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 2点質問させていただきますけれども、1点は、朝方、出勤途中というので、急いでいると思ったんですけれども、その直後に役場のほうに連絡が来て、すぐ現状を見に行っただかどうか、その辺の経緯が一つと、村として、何回かこういうことがあったんですけれども、多分パンクしたのかなと思うんですけれども、その辺で、うちも村道維持にも、村も結構心を砕くようにしているという報告は受けているけれども、今後に向けて

はどのような対応をしていこうと、対策というんでしょうか、していこうと考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 先ほどの伊藤議員のご質問にお答えします。

1点目ですが、出勤の途中、朝10時頃だそうです、出勤をされて、その途中で車のタイヤが舗装の穴に落っこちて、タイヤのゴムの部分を破損させてパンクしたということになります。

一応事故があって、相手の方から連絡がありまして、担当者が現場を見に行ったり、また舗装の穴も確認できましたので、早急に簡易の合材で埋めまして復旧させていただきました。また、相手の方ともお話をして、今後の方針について協議をしております。

2番目の今後の対策ということなんですが、舗装の路面については、老朽化もしているんですが、雨上がりで、雨が降って、1晩ぐらいで結構穴が大きくなったりして、そういう穴ができるような状況があるんですが、定期的にパトロールも重ねて、なるべくそういう事故が起こらないような対応を今後取っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 今の婦恋のスマートシティで、災害の、個人でLINEでそうやったところを報告できるようなシステムが稼働していると思うんですが、そういった、もう可動して、実際にそういう報告があるのかどうか、実際どのような状況になっているのか、ご確認したいと思いますが。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

スマートシティの稼働については、今、稼働が始まりつつあるんですが、まだちょっと練習だとか、いろいろテスト段階で、まだ実用に運用が、実際ちょっとできていない状態なんですが、建設課内で既存のLINEのシステムを使って連絡取り合ったりして、対応しているというような形です。

スマートシティについては、実際に住民の方も利用できるように、運用ができればということで試験をして進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 6月議会でも質問させていただいたんですけれども、庁内の研修をはじめとして、住民にも活用できるような方向で早急に進めたいという回答だったと思いますが、6月の議会で、今回9月です。これから台風シーズンでもあるということで、早急にそういった稼働が、せつかく予算を使ってやっているの、そういう稼働ができることが重要だというふうに思いますが、その点について、住民に公に利用できるようになるのは、見通しとしてはいつ頃になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤鈴江議員のご質問にお答えします。

言われるとおり、順調に稼働できるように今努めているところなんです、またこの後も全協のほうでも報告をさせていただきますけれども、一刻も早くスマートシティが、理想していたとおりに機能できるように進めていくという考えでおりますので、もうしばらく様子を見ていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告について（舗装の穴による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、承認第9号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第9号の提案理由を説明させていただきます。

議会の招集をして、その議決を経る時間的余裕がないため、婦恋村一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしました。地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するも

のでございます。

説明をさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 承認第9号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます

3枚目の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,183万6,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,000万円の増としております

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額900万円の増としております。説明欄でございますが、農地災害復旧費の災害復旧工事900万円を見ております。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額1,100万円の増でございます。説明欄でございますが、村道災害復旧工事費として1,100万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、それぞれの場所を説明していただけたらと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

この豪雨は、7月10日から15日ぐらいの間に発生した災害であります。この専決を確保するに当たって、議会事務局のほうから資料を1回送付しているかと思いますが、そのときに送った資料で説明をさせていただきます。

このときの概算になりますが、田代の大平地区の農道の舗装流出、それと第1次パイロットの幹線の路肩の崩壊、あと田代地区の五輪原の舗装の流出、あと田代の峠の地区の農道の路肩の崩壊、それと大笹団地の舗装の流出、あと大笹柏木塚の舗装の流出、それとあとバラギの舗装の流出と、それと、土砂の堆積等も何か所もありまして、このときの概算の把握というのをこんな形でさせていただいております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、承認第10号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第10号の提案理由を説明させていただきます。

内容としましては、消防自動車の購入について、年度末の納品に向け、発注に関する市場調査を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響により人件費及び部品等が高騰し、当初予算で計上していた金額では大幅に不足が生じることが判明し、不足分について緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、孺恋村一般会計補正予算（第3号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第10号 令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

3枚目の補正予算書をご覧ください。

令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,590万6,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額407万円の増額でございます。説明欄でございますが、財政調整基金の繰入金を407万円としております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、補正額407万円の増額でございます。説明欄ですが、消防施設整備事業407万円ということで、消防自動車の購入を407万円の増額を見ております。

これ、先ほど村長のほうから申しましたが、部品の高騰によりまして、どうしても増額をしないと発注ができないということで、今回増額とさせていただきました。

なお、3月までに消防自動車のほうは早急に購入したいということで、早急に発注するというごさいましたので、専決とさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 賛成の立場で討論させていただきますけれども、やはり議会の6月かな、説明があったと、3月の予算のときにも説明あったと思いますが、やはり運転免許を普通免許で運転できないのというお話がありました。

今後、今回そういうポンプ車を購入するということですが、消防団員の減少もありますし、また今後、老朽化している消防蔵も改修をしていかなければいけないときに、やはり今後の稼働率のいい小型車を2台購入するとか、そういう方法もあるというふうにお聞きしていますので、そういうことも含めた消防蔵の改修等も検討を今後していただきたいというふうに思ひますので、そういうことを付け加えて、賛成をさせていただきたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第10号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、承認第11号 婦恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第11号の提案理由を説明させていただきます。

今年度11月に鎌原地区発掘調査を開始するに当たり、7月1日以降、早急に鎌原地区発掘調査検討委員会を設置し、委員からの助言・指導を得たいため、令和3年6月18日、婦恋村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明させます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 本条例の一部改正の専決処分の承認について、詳細を説明させていただきます。

最後のページをご覧ください。

改正後に、鎌原発掘調査検討委員会を加えました。こちらの関係について、令和3年6月18日に鎌原地区発掘調査検討委員会設置規則の制定を行いました。この委員会の委員は、地方公務員法における特別職非常勤職員となるため、本条例の一部改正を行ったための提出となります。

以上、詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、事務局長の説明で、地方公務員法における何とかとありましたけれども、こうした委員会の委員名は、決まりましたら、また何かの方法で公開されることになるのでしょうか。その1点だけ、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

附属機関条例というものがあまして、こちら、地方公務員なんですが、附属機関の委員ということで、附属機関の特別職で、地方自治法ですとか、そういった執行機関の裁量により委員を任命された場合は、こちらの附属機関の条例に入れる必要がありますので、こちらのほうに入れさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 自分、聞いていて、もし忘れていたら申し訳ないんですけども、発掘調査ですね。検討委員会というのを設置するということは、設置の目的があると思うんですけども、そういうのはできておるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの鎌原地区発掘調査検討委員会の設置規則を、この6月18日に制定させていただきました。目的につきましては、鎌原地区における埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の適切な保護・活用・整備を行うため、専門指導・助言を得る必要事項を協議することを目的として、鎌原地区発掘調査検討委員会を設置いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

松本議員。

○7番（松本 幸君） ただいまのこの件は、以前、資料館の運営委員会、協議会、資料館の会議の中で、また「天明3年の扉を開く」というような関館長の言葉がありまして、それを基本に発掘調査的なものを再開したい、また行いたいというような要望がありまして、その会議のときに出ました。

私は委員長で、その会議に行っていたわけですが、ぜひお願いしますというような回答してきました。ですので、これは、そんなようなことで承知していただければと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第11号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、承認第12号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第12号の提案理由を説明させていただきます。

婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分について、提案理由を説明させていただきます。

今年度11月に鎌原地区発掘調査を開始するに当たり、7月1日以降、早急に鎌原地区発掘調査検討委員会を設置し、委員からの助言・指導を得たいため、令和3年6月18日、婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 本条例の一部改正の専決処分の承認について、詳細を説明させていただきます。

こちらにも最後のページをご覧ください。

改正後に、鎌原地区発掘調査検討委員会、日額7,500円を加えました。こちらの関係についても、令和3年6月18日に鎌原地区発掘調査検討委員会設置規則の制定を行いました。この委員会の委員は、地方公務員法における特別職非常勤職員となり、地方自治法第203条の2第1項により報酬を支払う必要があるため、本条例の一部改正を行ったための提出となります。

以上、詳細説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第12号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、同意第2号 婦恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号 婦恋村教育委員会委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

現在の教育委員会委員であります松本もとみ様の任期につきましては、令和3年10月11日で満了となりますので、後任として松本淳子様を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

松本淳子様は、農家の婦人を中心として手がけますおちょんきねっとをはじめ、地元田代地区の婦人会など各ボランティア団体で積極的な活動をしていただき、見識も高い方でございます。また、本人の了解も得ておるところでございます。

ご審議を賜り、ご同意のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、同意第3号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第3号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましてでございますが、本案で提案させていただきます佐藤重雄様は、昭和54年から36年間 婦恋村役場に勤務され、退職後は、ヒマラヤの花の本の出版や上田アンサンブル・オーケストラでの音楽活動など幅広く活躍されております。

婦恋村役場での勤務におきましては、税務課のほか5課1局で幅広い業務に携わり、経験も知識も豊富であります。また、スポーツ協会におきましては、硬式テニス部長として村民テニス大会を主催し、テニス競技者の底辺の拡大に努めるなど、スポーツの振興にもご尽力を賜りました。

このことから、本委員に適切な方と考えますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議を賜り、ご同意のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第13から日程第20までは、いずれも令和2年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第13から日程第20までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第13から日程第20までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号 令和2年度決算認定、提案理由を説明させていただきます。

認定第1号から認定第8号、令和2年度各会計の決算認定について、まず、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、一般会計をはじめ各会計とも、決算書、認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けており、その審査結果については、決算審査意見書として監査委員さんより提出をされておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

私からは一般会計の概要を申し上げます。一般会計の詳細につきましては会計管理者から、その他特別会計につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は101億843万1,719円、歳出総額は96億5,968万5,023円、収支残高4億4,874万6,996円、ここから繰越明許費に係る一般財源4億3,419万5,000円を差し引いた実質収支額は1,455万1,696円という決算になりました。

続いて、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。

なお、決算額につきましては、1万円未満を切り捨てとし、省略させていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億1,103万円で前年度比4.63%減、内訳では村民税で4,816万円減額、対前年7.01%の減となりました。

固定資産税では、1,866万円増、対前年1.85%の増となりました。

村民税につきましては、農業所得が前年度と比較すると減収となったことによるものでございます。

固定資産税につきましては、償却資産の増加等によるものとなります。

愛する婦恋基金寄附金につきましては、1億665万円となり、前年度比で55.5%の減となりました。

地方交付税は、23億3,655万円で、前年度比15.84%減、金額で4億3,963万円の減となりました。

国庫支出金は、27億4,165万円で、前年度比317.58%の増、金額で20億8,509万円増となりました。

県支出金においては、5億5,660万円、前年対比21.85%の増、金額で9,981万円の増額となりました。

村債は、6億5,964万円で、前年対比14.78%の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、特別定額給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策関連事業としては、13億1,408万円となりました。

また、台風19号の被害に対応するため、災害復旧費において15億6,596万円となり、前年度より11億613万円の増額となりました。

以上が歳入歳出決算の主なものとなります。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については、村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体の33.9%、交付税や補助金、村債などの依存財源が66.1%という結果となりました。前年度と比較すると、自主財源では5.4%の減少となっております。

今後は、自主財源の安定的な確保と、その財源を婦恋村が抱える諸課題の解決に向けて、積極的な配分に努めていきたいと考えます。

令和2年度決算に係る監査委員の審査意見書にもありますご指摘を真摯に受け止め、婦恋村の発展、村民の安全・安心のため、あらゆる政策・施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なる審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、令和2年度決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続いて、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号 令和2年度婦恋村一般会計歳入歳出決算認定について、会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長 滝澤文彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（滝澤文彦君） それでは、認定第1号 令和2年度婦恋村一般

会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

できるだけ簡潔に説明させていただきたいと思います。しばらくの間、よろしくお願いいたします。

令和２年度一般会計歳入歳出決算書を中心に説明させていただきます。

最初に、決算書のつづりの一番上にございます令和２年度各会計決算収入支出一覧表をご覧ください。

一般会計と特別会計の収入支出の状況が一括して見られるようになっております。

表の一番上の一般会計の行をご覧ください。

当初の予算が77億9,900万円で、補正予算と前年度からの繰越明許額を加えまして、最終予算額が予算現額（Ａ）の欄で117億3,231万4,000円となりました。この予算に対して、収入済額は101億843万1,719円、その右の支出済額（Ｂ）が96億5,968万5,023円となり、収支残額（Ｃ）が4億4,874万6,696円となりました。

令和２年度繰越明許額（Ｄ）が11億9,039万2,000円、事故繰越額（Ｅ）が4億8,999万2,000円であり、そのうちの一般財源分及び既収入繰越額（Ｆ）が4億3,419万5,000円ですので、収支残額（Ｃ）から繰越しの一般財源分及び既収入繰越額（Ｆ）を引きまして、実質収支額（Ｇ）は1,455万1,696円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計までの8つの会計がございます。詳細につきましては各担当課長から説明をいたしますが、全体の部分について、少し触れさせていただきます。

表の下から２行目の特別会計合計の欄をご覧ください。

当初予算は35億2,458万9,000円で、補正予算と前年度からの繰越明許額を加えまして、最終予算額は予算現額（Ａ）の40億4,956万5,000円となりました。この予算額に対しまして、収入済額は39億4,283万2,372円で、支出済額（Ｂ）は37億5,063万117円でしたので、収支残額（Ｃ）が1億9,220万2,255円となりました。

令和２年度の繰越明許額（Ｄ）が3,053万4,000円、事故繰越額（Ｅ）が4,540万8,000円で、そのうちの一般財源分及び既収入繰越額（Ｆ）が594万2,000円ですので、収支残額（Ｃ）から繰越しの一般財源分及び既収入繰越額（Ｆ）を引きますと、実質収支額（Ｇ）は1億8,626万255円となります。

表の一番下の行になりますが、一般会計並びに特別会計の合計を合わせますと、実質収支額（Ｇ）は2億81万1,951円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体での

実質執行率（Ⅰ）は92.1%となっております。

次に、一般会計につきまして、一般会計歳入歳出決算書の1ページから14ページまでと、後半の207ページ以降にあります実質収支に関する調書と財産調書につきまして説明させていただきます。

決算認定参考資料第3編総務課の3－11ページにございます一般会計の歳入決算額と歳出決算額の平成30年度から令和2年度までの比較一覧表と、別紙で配付させていただきました令和2年度一般会計主な増減内容一覧表を併せてご覧いただければ分かりやすいかと思えます。

それでは、歳入につきまして、決算書1ページ、2ページをご覧ください。

第1款村税ですが、収入済額は18億1,103万3,138円となり、前年度比4.6%の減、額で8,797万5,892円の減となりました。税目ごとの収入済額の内訳でございますが、村民税は個人住民税が4,303万131円の減、法人住民税も513万9,005円の減となりまして、村民税全体での収入済額が前年度比7%減、額で4,816万9,136円の減となりました。固定資産税の収入済額につきましては、前年度比1.9%増、額で1,866万4,604円の増となりました。その他の税につきましては、軽自動車税は343万5,004円の増額、たばこ税が114万610円の減額、入湯税が、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして6,076万5,750円の減額となりました。

詳しい内容につきましては、決算認定参考資料第5編税務課の5－8ページに村税収納状況の比較の表がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、第2款地方譲与税ですが、収入済額が1億3,063万8,000円で、前年度比2.1%増、額で264万7,988円の増となりました。内訳としましては、地方揮発油譲与税が63万5,000円の減、自動車重量譲与税が89万9,000円の減で、森林環境譲与税が418万2,000円の増となっております。

次に、第3款から第10款の交付金は、昨年度と比べますと、第3款利子割交付金は5万4,000円の増額、第4款配当割交付金は56万1,000円の減額、第5款株式等譲渡所得割交付金は319万1,000円の増額、第6款地方消費税交付金は3,983万2,000円の増額、3ページ、4ページに移りまして、第7款ゴルフ場利用税交付金は551万6,420円の減額、第8款自動車取得税交付金は、前年度で制度が終了しておりますので1,927万9,595円の皆減、第9款自動車環境性能割交付金は623万円の増額、新たに第10款法人事業税交付金が347万4,000円の増額となっております。

次に、第11款地方特例交付金ですが、収入済額が958万5,000円で、前年度比61.8%減、

額で1,549万9,000円の減となりました。子ども・子育て支援臨時交付金の減額が主な要因となっております。

次に、第12款地方交付税ですが、収入済額は23億3,655万9,000円で、前年度比15.8%減、額で4億3,963万円の減となりました。前年度の特別交付税が災害により多かったことが主な要因となっております。

次に、第13款交通安全対策特別交付金ですが、収入済額は318万円で、前年度比12.2%増、額で34万7,000円の増となりました。

次に、第14款分担金及び負担金ですが、収入済額が2,488万4,550円で、前年度比25%増、額で497万3,335円の増となりました。

次に、第15款使用料及び手数料ですが、収入済額は7,995万7,930円で、前年度比6.3%増、額で475万458円の増となりました。

次に、5ページ、6ページに移りまして、第16款国庫支出金ですが、収入済額が27億4,165万2,823円で、前年度比317.6%増、額で20億8,509万2,957円の大幅な増となりました。災害復旧費国庫負担金と総務費国庫補助金の特別定額給付金事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増が主な要因となっております。

次に、第17款県支出金ですが、収入済額は5億5,660万8,944円で、前年度比21.9%増、額で9,981万5,610円の増となりました。民生費補助金や総務費委託金が減となっておりますが、前年度から繰り越された事業により農林水産費補助金や土木費補助金が増となり、全体で増額となっております。

次に、第18款財産収入ですが、収入額が6,860万8,380円で、前年度比24.2%減、額で2,188万9,725円の減となりました。新型コロナウイルスの影響によります財産貸付収入の減免による減額が主な要因となっております。

次に、第19款寄附金ですが、収入済額は1億1,058万9,604円で、前年度比54%減、額で1億2,993万5,710円の減となりました。前年度が台風19号に関連し、愛する孀恋基金寄附金が多かったため、今年度が大幅な減となっております。

次に、第20款繰入金ですが、収入済額は3億2,152万1,000円で、前年度比353.2%増、額で2億5,058万1,000円の増となりました。前年度が特別交付税や寄附金額の増額により、基金からの繰入を減らしたことが主な要因となっております。

次に、第21款繰越金ですが、こちらは前年度からの繰越金で、収入済額は9億3,239万341円で、前年度比54%増、額で3億2,692万7,726円の増となっております。

続きまして、7ページ、8ページに移りまして、第22款諸収入ですが、収入済額が7,443万5,409円で、前年度比71.2%減、額で1億8,442万1,990円の減となりました。雑入の災害見舞金の減が主な要因となっております。

次に、歳入の最後、第23款の村債ですが、こちらは起債による収入が6億5,964万6,000円で、前年度比14.8%減、額で1億1,439万1,000円の減となりました。

主なものとしましては、緊急防災・減災事業債は増えておりますが、教育債や緊急防災国土強靱化緊急対策債が減っておりますので、全体では減額となっております。

村債の詳細につきましては、決算認定参考資料で説明させていただきます。

決算認定参考資料第3編総務課の3-14ページをご覧ください。

上から2行目の一般会計は、決算年度借入額が6億5,964万6,000円、償還額が6億7,646万3,416円で、令和2年度末残高は61億7,665万7,122円となり、昨年度末より1,681万7,416円の減額となっております。

次に、特別会計につきまして、3-17ページをご覧ください。

1行目、特別会計の決算年度借入額は1億4,880万円、償還額は3億6,775万2,783円で、令和2年度末での残高は28億937万6,128円となり、前年度末より2億1,895万2,783円の減額となっております。

3-14ページに戻っていただきまして、1行目右端のとおり、一般会計、特別会計を合わせました全体では、89億8,603万3,250円の残高となっております。

続きまして、決算書の8ページに戻っていただければと思います。

以上のとおり、23の款の合計歳入済額は、決算書の歳入合計額欄のとおり101億843万1,719円で、前年度対比21.8%増、額で18億881万6,742円の増となりました。収入財源のうち、収入の全体に対する村税の占める割合は17.9%、交付税が23.1%、国庫・県支出金が32.6%で、この3つで財源の73.6%となっております。

なお、監査意見書の10ページに載っていますように、歳入における自主財源比率は33.87%で、前年度対比では5.41%の減少となりました。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページをご覧ください。

議会費から予備費までの各款の支出済額を中心に説明させていただきます。

最初に、第1款議会費ですが、支出済額は9,069万2,239円で、前年度比21.9%増、額で1,626万9,500円の増となりました。これは、議場の空調設備の工事費が増の主な要因とな

っております。

第2款総務費ですが、支出済額が22億3,228万3,838円で、前年度比89.8%増、額で10億5,636万8,061円の増となりました。総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業の特別定額給付金の増が主な要因となっております。

次に、第3款民生費ですが、支出済額が11億1,454万4,306円で、前年度比1.2%増、額で1,272万6,722円の増となりました。主な要因としまして、児童福祉費、子どもを守る商品券、新生児臨時特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金等の新型コロナウイルス感染症対策事業が増となり、災害救助費につきましては、前年度に台風関連の災害見舞金がありましたので減となっておりますが、民生費全体では増額となっております。

次に、第4款衛生費ですが、支出済額が5億1,458万9,205円で、前年度比3.8%増、額で1,866万4,434円の増となりました。保健衛生費の抗体検査をはじめとする新型コロナ感染症対策事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増と、西吾妻環境衛生施設組合負担金の増が主な要因となっております。

次に、第5款労働費につきましては、支出済額が156万2,800円で、前年度とほぼ同じとなっております。

次に、決算書の11ページ、12ページに移りまして、第6款農林水産業費ですが、支出済額は8億7,185万7,606円で、前年度比40.9%増、額で2億5,312万3,258円の増となりました。農業費の新型コロナウイルス感染症対策事業の新型コロナウイルス感染症に係る農家支援補助金の増と、前年度からの繰越事業もあり、小規模農村整備事業、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業の増と実習館整備費の増が主な要因となっております。

次に、第7款商工費ですが、支出済額は3億3,853万737円で、前年度比88.8%増、額で1億5,926万4,239円の増となりました。新型コロナウイルス感染症対策事業の商業を守る商品券や村内事業者支援金等と嬭恋スキー場管理事業の増が主な要因となっております。

次に、第8款土木費ですが、支出済額は9億2,505万5,201円で、前年度比20%減、額で2億3,160万7,241円の減となりました。道路橋梁費の橋梁整備事業や道路改築事業の減と公共下水道事業特別会計繰出金の減が主な要因となっております。

次に、第9款消防費ですが、支出済額が3億6,938万4,899円で、前年度比26.5%減、額で1億3,300万7,228円の減となりました。主な要因としましては、消防自動車の購入があり、消防施設費は増となっておりますが、防災無線の更新工事終了もあり、災害対策事業が

減となり、消防費全体としては減額となっております。

次に、第10款教育費ですが、支出済額が9億3,906万5,465円で、前年度比4.4%減、額で4,347万9,624円の減となりました。主な要因としましては、小学校費は前年度の教室の空調工事分の減、また、小学校統合事業の終了により減額となっております。中学校費につきましては、小学校費と同じく、教室の空調工事分が減となっておりますが、中学校防災・減災省エネルギー設備導入事業により増額となっております。保健体育費は、公園整備工事の減により、社会体育体育館維持管理事業が減となり、教育費全体としては減額となっております。

次に、決算書の13ページ、14ページに移りまして、第11款災害復旧費ですが、支出済額は15億6,596万7,436円で、前年度比240.6%増、額で11億613万5,976円の増となりました。主な増額の事業は、農地災害復旧事業が1億9,145万8,000円の増、村道災害復旧事業が2億9,426万4,031円の増、河川災害復旧事業が4億4,366万3,000円の増となっております。

次に、第12款公債費ですが、支出済額が6億9,615万1,291円で、前年度比12.6%増、額で7,800万1,990円の増となりました。元金分が8,547万8,828円の増、利子分が747万6,838円の減となっております。

次に、第14款予備費ですが、支出はございません。

以上14款にわたる歳出済額の合計が、前年度比31.1%増、額で22億9,246万387円増の96億5,968万5,023円となりました。

決算書の15ページから206ページまでが各事項別の明細になっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、決算書の207ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

内容的には、先ほどの繰り返しになりますが、1の歳入総額が101億843万1,719円、2の歳出総額が96億5,968万5,023円で、3の歳入歳出差引額が4億4,874万6,696円となっております。

3の歳入歳出差引額から4の(2)繰越明許費繰越額と(3)事故繰越額を差し引いた額が5の実質収支額となり、1,455万1,696円となっております。この額が令和3年度に繰り越す額になります。

次に、208ページ、209ページの財産に関する調書をご覧ください。

208ページの1、公有財産の(1)は、土地及び建物の表となっております。村が令和2

年度末で保有しております土地の面積は、前年度より 1 万7,000.98平米増え、合計で1,838万8,850.81平米、建物の延べ面積は185.24平米増えて、合計で 6 万90.02平米となっております。

次に、（２）山林ですが、所有が 1 万3,080平米増え、分収と合わせた面積の合計は505万7,996平米となっております。

次に、（５）出資による権利ですが、年度末残高は 1 億2,739万円で、前年度末と変わりありません。

209ページに戻っていただきまして、２の物品ですが、村が保有しております車両の状況が記載されております。除雪車が前年度より 2 台増え、合計102台の保有となっております。

次に、３、債権ですが、奨学資金貸付金、医療従事者資格取得奨学金貸与金と生活救護資金貸付金、３つの合計の年度末残高は、前年度より102万円増え、1,542万5,000円です。該当者は、奨学資金が10人、医療従事者資格取得奨学金が 4 人、生活救護資金が 3 人となっております。

最後に、４の基金です。一般会計で11、特別会計で 3 つの基金がありますが、ここには一般会計分が記載してございます。前年度末より 1 億5,372万8,247円の増で、令和 2 年度末現在高は39億6,222万3,953円となっております。

なお、基金の詳細につきましては、決算認定参考資料の第 3 編総務課の 3－13ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上申し上げまして、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第 2 号 令和 2 年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 認定第 2 号 令和 2 年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、詳細説明をさせていただきます。

増減につきましては、別添の資料、主な増減内容一覧表をご覧ください。四捨五入の関係で若干の誤差が生じますが、ご了承願います。

初めに、事業勘定から説明いたします。

歳入歳出決算書の 9 ページ、10ページをご覧ください。

歳入になります。

まず、第1款の国民健康保険税でございますが、収入済額が4億7,985万3,680円、前年度比で5,445万8,053円の減でございます。これは、前年度までの決算状況と年度間の調整などを考慮し、国保税の税率の引下げを実施したことにより、大幅に減となったものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。

第3款の国庫支出金の収入済額は82万8,000円、前年度比9万1,000円の減でございます。

次に、第4款県支出金ですが、収入済額は9億4,487万9,670円となり、前年度比3,288万5,035円の増でございます。主な要因は、保険給付費増による交付金の増及び特別調整交付金等の増額によるものです。

第6款の繰入金ですが、繰入額が8,281万7,284円で、昨年度より481万4,763円の減となっております。

続きまして、13、14ページになります。

第7款繰越金は、5,020万8,695円、前年度比で3,212万5,800円の減となっております。令和元年度からの繰越金となります。

第8款諸収入になりますが、433万6,254円、前年度比900万459円の減となっております。主な要因は、15、16ページにあります第3項第9目国保連合会保険給付費等交付金、普通交付金余剰金精算金の減額によるものです。

以上、歳入の合計は15億6,292万7,343円となり、前年度比6,760万4,358円の減となりました。

続きまして、歳出になります。

17、18ページをご覧ください。

第1款総務費の支出済額は、796万5,953円で、前年度比10万9,365円の減でございます。

第2款保険給付費、最後の行になりますが、支出済額が8億9,320万2,887円、前年度比1,538万3,666円の増でございます。主な要因としましては、次のページの第1項療養諸費604万7,649円、また第2項高額療養費が918万8,006円の増と、療養費の伸びによる負担金の増が原因となっております。

続きまして、21ページ、22ページをご覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金になります。支出済額が5億4,009万7,351円、前年度比1,510万4,218円の減となっております。主な要因は、第1項医療給付費分等及び第2項後期高齢者支援金等分の減によるものです。

次のページ、23、24ページになります。

第6款保険事業費の支出済額は、1,888万8,882円、前年度比77万6,070円の減となっております。

続きまして、25、26ページをご覧ください。

第7款基金積立金です。支出済額2,276万6,160円、前年度比8,450万3,918円の減。

第9款諸支出金の支出済額956万6,962円、前年度比272万4,796円の減となっております。内訳は、第1項償還金及び還付加算金が184万2,511円の減、次のページの第3項繰出金、前年度比88万円の減となります。

歳出合計になりますが、支出済額14億9,248万8,330円で、前年度比8,783万4,676円の減額となっております。

29ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が15億6,292万7,343円、歳出総額が14億9,248万8,330円、歳入歳出差引額は7,043万9,013円となり、実質収支額は同額の7,043万9,013円となります。

続きまして、直営診療施設勘定について説明をさせていただきます。

35ページ、36ページをご覧ください。

主な歳入について説明をいたします。

第8款繰入金の収入済額3,146万5,101円で、前年度比672万9,850円の増、主な要因は、第1項他会計繰入金の760万9,850円の増によるものです。

第10款諸収入の収入済額は、1,500万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳入合計4,647万48円、前年度比636万9,842円の増額となっております。

続きまして、37ページ、38ページをご覧ください。

歳出になりますが、第1款総務費、支出済額が3,679万6,822円、前年度比1万9,749円の減。

第2款医業費の支出済額は967万3,226円、前年度比638万9,591円の増となっております。主な要因といたしましては、前年度の経常損失による医業費補填金が726万9,591円増となったことによるものです。

歳出の合計になりますが、4,647万48円、前年度比636万9,842円の増額となりました。

39ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。歳入総額、歳出総額ともに4,647万48円となりまして、

歳入歳出差引額ゼロでございます。

以上で、令和２年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第３号 令和２年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 認定第３号 令和２年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算書と令和２年度孺恋村介護保険特別会計主な増減内容一覧表を中心に説明させていただきます。

増減額につきましては、増減内容一覧表をご参照ください。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

決算書の７ページ、８ページをご覧ください。

第１款保険料、収入済額２億４,５１５万４１円、前年度比３６２万９,６１８円の減額となっております。収入歩合は全体で９９.５％となりました。不納欠損額は３９万７,９００円、収入未済額は７５万２,６００円となっております。

第３款国庫支出金、収入済額２億１,８２８万６０６円、前年度比９９５万６,９１１円の減額となっております。第１項国庫負担金は、前年度比１,５３８万６,３１９円の減額、第２項国庫補助金は前年度比５４２万９,４０８円の増額となりました。

９ページ、１０ページをご覧ください。

第４款支払基金交付金、収入済額２億３,５３０万６,９９３円、前年度比２３１万９,９９３円の増額。

第５款県支出金、収入済額１億３,０３６万１,８８８円、前年度比２２１万２,２７９円の増額。

１１ページ、１２ページをご覧ください。

第６款財産収入６万７４０円、前年度比４,８８９円の減額。

第８款繰入金１億２,１５０万３,０８６円、前年度比８３２万６,６８９円の減額。

第９款繰越金、収入済額１億３,６５３万８７１円、前年度比２,０１８万５,９０４円の増額となっております。令和元年度からの繰越金となっております。

１３ページ、１４ページをご覧ください。

第１０款諸収入３万３,７００円、延滞金収入によるものです。

以上、歳入合計１０億８,７２２万７,９１７円、前年度比２８０万５６９円の増額となりました。

続きまして、歳出ですが、15ページ、16ページをご覧ください。

第1款総務費1,302万9,156円、前年度比76万1,773円の増額。主な要因といたしましては、18ページにあります介護保険事業計画策定業務委託費となっております。

17ページ、18ページをご覧ください。

第2款保険給付費8億2,741万596円、前年度比1,191万1,602円の減額。減額の要因といたしましては、第1目居宅介護サービス給付費、第2目地域密着型介護サービス給付費につきましては増額となっておりますが、第3目施設介護サービス費が前年度比3,499万7,477円の減額となっていることによるものです。

ページ飛びまして、21ページ、22ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費、支出済額5,482万4,590円、前年度比141万152円の減額となっております。24ページの中段にあります任意事業、配食サービス事業の委託料の減額が主な要因となっております。

続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。

第6款基金積立金7,898万3,740円、前年度比5,228万8,111円の増額。

第8款諸支出金、支出済額2,579万6,298円、前年度比1,241万9,773円の増額となっております。主な要因といたしましては、実績に伴う介護給付費の償還金が主な要因となっております。

29ページ、30ページ、歳出合計となりますが、10億4万4,380円で、前年度比5,214万7,903円の増額となりました。

31ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億8,722万7,917円、歳出総額10億4万4,380円、歳入歳出差引額8,718万3,537円、実質収支額につきましては、同額の8,718万3,537円となりました。

続きまして、サービス勘定の説明をさせていただきます。

37ページ、38ページをご覧ください。

歳入ですが、第1款サービス収入、収入済額502万5,710円、前年度比11万1,740円の減額。第2款繰入金、収入済額1,327万820円、前年度比142万1,032円の増額となっております。歳入合計は、1,829万6,530円、前年度比130万9,292円の増額となりました。

次に、39ページ、40ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款事業費1,829万6,530円、前年度比130万9,292円の増額となりました。

主な要因といたしましては、40ページ下の段にあります介護予防ケアマネジメント事業の中で、会計年度任用職員を1人採用させていただきました。ケアマネ業務に当たっていただいております。

歳出合計ですけれども、1,829万6,530円で、前年度比130万9,292円の増額となりました。

最後に、41ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額、歳出総額ともに1,829万6,530円となっております。

以上で、令和2年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、認定第4号 令和2年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、認定第4号 令和2年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

増減につきましては、後期高齢者医療特別会計の増減内訳一覧表をご覧ください。

決算書の5ページ、6ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億1,297万2,700円、前年度比412万4,400円の減となっております。主な要因としては、対象者の前年度の所得が全般的に減ったことにより、それに伴う算出される保険料が減ったものと考えられております。

第2款広域連合支出金50万円、前年度比4万円の増、人間ドック補助金の増によるものです。

第4款繰入金、収入済額3,603万2,775円、前年度比134万1,783円の増となっております。保険基盤安定繰入金の増が主な要因です。

続きまして、7ページ、8ページになります。

第5款諸収入、収入済額949万4,387円、前年度比419万8,880円の増です。主な要因は、第3項受託事業収入で、特定健診事業と介護予防の取組に係る保険事業の受託になる後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増によるものです。

9ページ、10ページをご覧ください。

第6款繰越金、収入済額1万6,000円、前年度比1万1,700円の減です。

第14款国庫支出金、収入済額 6 万6,000円、前年度比 6 万6,000円の増、高齢者医療制度
円滑運営事業補助金の増によるものです。

歳入合計ですが、1 億5,908万1,862円、前年度比151万563円の増額となっております。

続きまして、歳出になります。

11ページ、12ページをご覧ください。

第 1 款総務費、支出済額820万4,967円、前年度比634万9,954円の増となります。主な要
因は、先ほど歳入で説明させていただいた広域連合からの保険事業の受託金を職員人件費に
充てたことにより、第 1 項総務管理費の増によるものです。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億4,687万9,103円、前年度比365万
5,572円の減となっております。

第 3 款諸支出金 8 万5,900円、前年度比 2 万6,600円の増となっております。

13ページ、14ページになります。

第 4 款保険事業費の支出済額391万1,892円、前年度比119万4,419円の減です。特定健診
を受ける方が減ったことによる減となります。

歳出合計ですが、1 億5,908万1,862円、前年度比152万6,563円の増額となりました。

続きまして、15ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入歳出総額ともに 1 億
5,908万1,862円となり、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

以上、令和 2 年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明とさせてい
ただきます。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、認定第 5 号 令和 2 年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第 5 号 令和 2 年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算書について説明させていただきます。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、決算認定参考資料11－1 ページ、2、簡易水道事業
をご覧ください。

簡易水道事業は住民生活に密着しており、安心・安全な水を安定して供給することを使命
とし、事業を実施いたしました。

中原・山梨地区では配水管及び導水管布設替工事、西窪地区では石綿管更新工事、また、
田代地区、三原地区では、漏水事故が多発していた配水管の布設替工事を実施いたしました。

令和元年台風19号災害関連では、国庫補助対象で繰越事業となっていた湯尻川の田代簡易水道導水管復旧工事が完了し、また、田代配水池の土砂撤去及び田代橋付近の配水管、鳥居川橋梁添架の復旧工事を実施いたしました。

続きまして、簡易水道特別会計歳入歳出決算書 1、2 ページの歳入をご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表10ページにより読み上げさせていただきます。併せてご覧ください。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は、8,092万1,952円で、前年度比344万9,000円の減額です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は、1,669万8,000円で、災害復旧事業に伴う補助金です。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額は、125万円で、中原・山梨簡易水道配水管布設替工事に伴う補助金です。前年度比は383万4,000円の減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は、3,802万1,429円で、前年度比817万9,000円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は、1,977万9,066円で、前年度比344万3,000円の増額です。

第8款諸収入、第3項雑収入は、871万4,157円で、前年度比493万5,000円の増額です。消費税の還付金、次亜塩素や量水器売却の収入です。

第9款村債、第1項特別地方債は、6,800万円で、前年度比3,210万円の減額です。三原、西窪、田代、中原・山梨、砂井の水道施設更新工事と災害復旧事業債によるものです。

歳入合計 2 億3,338万4,604円で、前年度比3,564万6,000円の減額です。

次に、3、4 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、支出済額 1 億2,505万9,120円と前年度比6,851万1,000円の減額です。翌年度繰越額は、6,594万2,000円です。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、支出済額3,670万7,000円で、前年度比2,799万9,000円の増額です。

第3款公債費、第1項公債費は、5,331万1,144円で、633万8,000円の増額となっています。

歳出総額 2 億1,507万7,264円で、前年度比3,417万4,000円の減額です。翌年度繰越額は、6,594万2,000円です。

次に、歳出の概要を説明させていただきます。

9、10ページをご覧ください。

第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費の主なものとしましては、10節、右側下から5行目、電気料402万3,758円、施設修繕費445万6,899円。

11、12ページをご覧ください。

11節、右側上から6行目、水質試験検査料139万7,000円、12節簡易水道組合管理事務委託料342万7,286円、貯水槽清掃委託料158万4,000円、経営戦略策定業務297万円、水道台帳デジタル化業務委託料107万円、メーター検針委託料143万852円、15節定期交換用量水器910万8,660円、管理用材料費109万4,518円、18節吾妻郡水道協会負担金142万8,830円、簡易水道組合工事補助金158万円、万座簡易水道工事に伴う補助金等でございます。

下段の簡易水道整備事業は、12節設計委託料435万6,000円、14節簡易水道施設工事費6,438万7,400円で、中原・山梨簡易水道、田代、三原、西窪地区において、老朽管布設替工事、大前橋架替工事に伴う配水管布設替工事等です。

第2款災害復旧費です。

13、14ページをご覧ください。

12節設計委託料172万7,000円、14節災害復旧工事費308万円、繰越明許で12節設計監理委託料690万8,000円、14節災害復旧工事費2,499万2,000円、主に令和元年台風19号により被災した田代簡易水道関連でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億3,338万4,604円、歳出総額2億1,507万7,264円、繰越明許費が433万4,000円、事故繰越額が160万8,000円、実質収支は1,236万5,340円です。

以上で、簡易水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、認定第6号 令和2年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第6号 令和2年度嬭恋村上水道事業会計決算報告書について説明させていただきます。

初めに、上水道事業の概要ですが、決算書の8ページをご覧ください。

1、概要、（1）総括事項、事業です。

主要な部分を読ませていただきます。

令和２年度の業務量は、年間配水量155万5,168立米、１日最大配水量は6,489立米、８月14日です。１日平均配水量は4,260立米、有収水量は53万5,655立米で、有収率は34.4%です。年間配水量は、前年度から30万5,110立米、率にして16.4%減少いたしました。これは、新型コロナウイルスの影響により、宿泊施設や別荘の使用水量が大きく減少したことが影響していると思われます。

２行飛ばせていただき、工事関係では、令和元年度の台風19号による災害復旧工事、老朽化した配水管の布設替工事等を実施いたしました。

下から２行目なんですけれども、今後も料金収入の増加が見込めない中、計画的かつ効率的な施設の更新、漏水の解消、経費のさらなる節減に取り組み、水の安定供給と経営基盤の強化を図っていきたいと考えています。

１ページをご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表11ページにより読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第１款水道事業収益は、決算額１億7,371万1,532円です。内訳は、第１項営業収益が１億6,532万5,832円、第２項営業外収益は838万5,700円です。前年度比では、第１款水道事業収益は2,161万3,000円の減額となりました。この原因は、使用水量の減少によるものです。

次に、支出ですが、第１款水道事業費用の決算額は、１億2,047万8,255円です。内訳は、第１項営業費用１億980万5,684円、第２項営業外費用1,066万4,121円、第３項特別損失8,450円です。前年度比では、第１款事業費用が2,168万6,000円の減額となりました。これは、災害に伴う大きな修繕費が発生しなかったことが主な理由です。

次に、２ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入の部、第１款資本的収入は決算額5,700万8,000円です。内訳は、第１項資本剰余金4,100万8,000円、建設課より申請している災害復旧事業に伴う工事負担金収入です。第２項企業債1,600万円です。

次に、支出ですが、第１款資本的支出の決算額は１億2,942万4,958円と、前年度比1,936万円の増額です。内訳としまして、第１項建設改良費は9,617万5,200円で、主に老朽化した配水管の布設替工事費用等です。第２項企業債償還金は、3,324万9,758円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,241万6,958円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額874万3,200円と過年度損益勘定留保資金6,367万3,758円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた営業利益は、4,305万7,903円です。昨年と比較し、給水収益の減額、修繕費、動力費、材料費の減額が主な増減でございます。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は41万5,413円で、当年度計上利益は4,347万3,316円、特別利益としてマイナス7,682円を加え、当年度純利益4,346万5,634円と前年度繰越利益剰余金7億3,492万2,367円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は7億7,838万8,001円です。

次に、4ページの剰余金計算書をご覧ください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄、左から4番目の当年度末資本剰余金合計は351万718円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上の段の右から2番目、前年度末残高の利益剰余金合計7億3,692万2,367円に、中ほどの右から2番目、当年度変更額4,346万5,634円を加えた当年度末の利益剰余金合計は7億8,038万8,001円です。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

試算の部、1、固定資産、（1）有形固定資産合計が13億5,865万7,603円、（2）無形固定資産1,561万1,699円を加え、固定資産合計は13億7,426万9,302円です。固定資産の明細が14ページにありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、2、流動資産ですが、合計6億1,050万5,515円です。資産合計19億8,477万4,817円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債、（1）企業債2億7,907万5,042円です。

次に、7ページ、5、流動負債合計は4,388万5,409円、6、繰延収益合計は1億7,973万2,241円です。負債合計額は5億269万2,692円です。

資本の部は、8、剰余金、（1）資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、（2）利益剰余金、イ、減災積立金200万円、ニ、当年度未処分利益剰余金7億7,838万8,001円です。4ページの剰余金計算書でご確認ください。

資本合計14億8,208万2,125円です。また、負債資本合計では、19億8,477万4,817円です。

次に、10ページをご覧ください。

令和２年度キャッシュ・フローですが、１、業務活動によるキャッシュ・フローの主なものは、当年度純利益がプラス４,３４６万５,６３４円、減価償却費がプラス４,９３８万９,２２５円、長期前受金の戻入額の減少がマイナス７５７万７,４８３円、支払利息プラス６５９万９,１５０円、未収金の増減はプラス４,６７４万４６４円、未払金の増減はプラス１,００２万６,９９５円、棚卸資産の増減額はマイナス７１１万８００円、未払消費税の増減ではプラス４７９万５,９００円などにより、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス１億３,８３９万１,４９８円となっております。

２、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス８,６０５万９３円、無形固定資産の取得による支出がプラス８５万２,１５１円、国庫補助金等による収入がプラス３,７２８万円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは４,７９１万７,９４２円の減少となりました。

３、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良等の財源に充てるための企業債による収入の減少がマイナス１,８３３万４４６円などにより、マイナス１,７２４万９,７５８円となりました。資金増加額はプラス７,３２２万３,７９８円で、資金期首残高４億５,９２０万２４７円、資金期末残高５億３,２４２万４,０４５円でした。

また、８、９ページの事業報告と１１ページ以降の収益費用明細につきましても、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、孺恋村上水道事業会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君）　続きまして、認定第７号　令和２年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長　宮崎　忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎　忠君）　続きまして、認定第７号　令和２年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、公共下水道事業の概要ですが、決算認定参考資料１１－３ページ、事業概要をご覧ください。

平成２年に認可を得て、特定環境保全公共下水道事業が開始され、全体事業の整備率は１００％となっています。また、平成７年に供用を開始して以来２５年が経過し、経年劣化の進行により、処理施設機器の交換時期を迎えています。

令和２年度は交付金事業により、下水道処理施設の耐震診断及び電気計装設備の設計、住宅新築などによる新規のます設置工事、経年劣化による処理施設の機器やマンホールポンプ

の修繕、稼働頻度の高いマンホールポンプを中心に清掃点検や管渠調査を実施いたしました。

また、令和元年台風19号により被災した処理施設のり面、水管橋2橋の災害復旧工事を実施いたしました。

4行飛ばしまして、料金収入面では、節水意識の向上と節水機器の普及により使用水量は減少傾向にありますが、下水道料金徴収方法の変更により料金収入は増加いたしました。

続きまして、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書1、2ページの歳入をご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表12ページにより読み上げさせていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金収入の収入済額は60万円、前年度比30万円の増額です。住宅新築等による公共ますの新設に伴うものです。

第2款の使用料及び手数料の収入済額は、8,626万2,116円、前年度比1,879万8,000円の増額です。料金徴収方法の変更により、徴収月数が一時的に増加したため、徴収額が増加いたしました。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は、2億7,451万4,206円で、前年度比2億6,751万4,000円の増額です。災害復旧事業による補助金の増加です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は、2億570万円です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は、715万4,428円です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は、191万6,203円です。前年度比184万円の増額です。消費税の還付金が増加いたしました。

第9款村債の収入済額は、6,200万円で、前年度比5,120万円の増額です。災害復旧事業による起債が増加いたしました。

歳入合計6億3,814万6,953円で、対前年度比3億777万8,000円の増額でございます。

次に、歳出ですが、3、4ページをご覧ください。

第1款下水道費、支出済額6,934万5,010円でした。内訳は、第1項業務管理費の支出済額は4,825万161円と、61万8,000円の減額でした。

また、第2項下水道事業費の支出済額は、2,109万4,849円で、前年度比622万5,000円の増額です。増額の主な要因は、ストックマネジメント計画に伴う委託費の増加です。翌年度繰越額は1,000万円でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、支出済額3億1,099万1,000円です。前年度比3億403万8,000円の増加です。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億3,896万9,012円です。

歳出合計6億2,930万5,022円と、前年度比3億609万1,000円の増額です。増額の主な要因は、災害復旧事業によるものです。

次に、歳出の概要ですが、9、10ページをご覧ください。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費の支出済額は、1,581万8,547円です。

第2目管渠管理費の支出済額は、1,060万6,908円です。

主なものを読ませていただきます。

右側下から2行目、10節電気料448万4,016円、管路の低いところに設置してあるマンホールポンプの電気料です。

11、12ページをご覧ください。

右側上から4行目、12節委託料マンホールポンプ点検、管渠調査委託料401万5,000円などでございます。

第3目処理場管理費の支出済額は、2,182万4,706円で、主なものは10節電気料401万6,625円、施設修繕費105万9,212円、12節処理場維持管理委託料1,122万円、汚泥処分委託料360万3,864円などです。

第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費の支出済額は、2,109万4,849円です。主なものは、12節公共下水道ストックマネジメントほか実施設計業務委託料2,040万7,000円と14節下水道工事費51万7,000円、主に公共ます設置工事でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費の支出済額は、3億2,099万1,000円です。主なものは、右側下から3行目、14節災害復旧工事費1,370万6,000円、単独災害復旧工事です。

最下段の災害復旧事業（明許）、12節業務委託料1,246万7,400円、災害復旧工事実施に伴う委託料でございます。

13、14ページをご覧ください。

右側最上段、14節災害復旧工事費2億9,452万5,000円、災害復旧事業の工事費です。

15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額6億3,814万6,953円、歳出総額6億2,930万5,022円、歳入歳出差引額及び実質収支額は884万1,931円です。

以上で、公共下水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

○議長（土屋幸雄君）　続きまして、認定第8号　令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長　宮崎　忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎　忠君）　引き続き、認定第8号　令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明をさせていただきます。

初めに、農業集落排水事業の概要ですが、決算認定参考資料、11－6ページ、（1）事業概要をご覧ください。

平成4年から農業集落において、し尿や生活雑排水などの処理を目的に施設整備を進め、平成7年には田代地区で一部供用開始となりました。その後、平成9年の田代区、平成14年の干俣区、平成18年の門貝区に続き、平成21年に半出来地区において全域供用開始となりました。

5行飛ばしていただき、集合処理区域外の地区においては、浄化槽市町村整備推進事業により、高度処理型個別合併処理浄化槽10基の設置を行いました。

1行飛ばしまして、料金収入面では、節水意識の向上と節水機器の普及により、使用水量は減少傾向が続いていますが、料金徴収方法の変更により料金収入は増加いたしました。

続きまして、農業集落排水事業決算書の1、2ページをご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表13ページにより読み上げさせていただきます。

歳入の第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は、230万円です。前年度比53万6,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は、7,886万7,092円です。前年度比1,668万4,000円の増額です。料金徴収方法の変更により徴収月数が一時的に増加したため、徴収額が増加いたしました。

第3款国庫支出金の収入済額は、495万円で、前年度比147万9,000円の減額です。浄化槽整備基数の減少による減額です。

第4款県支出金の収入済額は、96万円で、前年度比89万7,000円の減額です。同じく浄化槽整備事業に係る補助金です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は、9,725万円で、前年度比1,037万1,000円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は、927万円413円です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は、89万9,610円です。前年度比58万円の増額です。消費税の還付金の増額が主な要因です。

第9款村債、第1項村債の収入済額は、280万円で、前年度比630万円の減額です。

歳入合計1億9,729万7,115円で、対前年度比16万円の減額でございます。

次に、歳出ですが、3、4ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額8,790万3,443円でした。内訳は、第1項業務管理費の支出済額は4,737万2,812円と、前年度比93万1,000円の増額です。また、第2項農業集落排水事業費は、支出済額4,053万631円で、前年度比273万2,000円の増額です。増額の主な要因は、農集排水台帳整備費や浄化槽管理委託費の増加によるものです。

第2款公債費、第1項公債費の支出済額は、1億23万2,168円で、前年度比228万6,000円の増額です。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費につきましては、173万1,070円で、前年度比426万9,000円の減額です。

歳出総額1億8,986万6,681円となり、前年度比168万円の増額です。

次に、歳出の内容ですが、9、10ページをご覧ください。

第1目の総務管理費の支出済額は、1,388万8,723円です。

第2目の管渠管理費の支出済額は、929万773円です。

主なものを読ませていただきます。

10節電気料271万3,711円、施設修繕費176万6,028円、12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料421万3,000円などです。

第3目の処理場管理費の支出済額は、2,419万3,316円です。

11、12ページをご覧ください。

10節電気料744万2,427円、施設修繕費225万9,136円、12節処理場維持管理業務委託料880万円、汚泥処分委託料352万176円等でございます。

第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費の支出済額は、719万3,468円です。主なものは、12節農業集落排水台帳整備業務委託費592万9,000円、14節農業集落排水工事費110万円などです。

第2目個別排水整備事業費は、支出済額3,333万7,163円です。主なものは、10節施設修繕費165万1,980円、浄化槽の修繕費用でございます。11節汚泥引抜清掃料1,011万1,552円、

12節浄化槽保守管理委託料1,092万5,880円、14節浄化槽設置工事費1,002万1,000円などでございます。

13、14ページをご覧ください。

第4款災害復旧費は、173万1,070円です。

内容は、14節農業集落排水工事費173万1,070円でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,729万7,115円、歳出総額1億8,986万6,681円、歳入歳出差引額、実質収支額は、ともに743万434円でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ここで、宮崎代表監査員から、令和2年度決算審査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、登壇願います。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） 宮崎です。

例年どおり監査いたしましたので、報告をさせていただきます。

まず、審査の対象は、これ、いつもどおりなんで、例年どおり一般会計の決算書から始まって、特別会計の決算書等を対象に行いました。それと、基金の運用状況についても、令和2年度の検証し、収入印紙、この辺をチェックしました。それと、公営企業の会計は、婦恋村上水道事業会計決算書によって行いました。

期間が、令和3年8月4日、8月6日の2日間です。

それと、審査の手続に関しても例年どおりなんですけれども、まず決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか、収入支出の事務は関係法規に準拠し適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正になされているか等に主眼を置き、関係帳票、証拠書類等と照合し、関係者から説明を求めるとともに、例月出納検査の結果も考慮に入れ、慎重に実施した。

基金のほうは、基金の台帳と整理簿と適正に記帳され一致しているか、基金の取崩しは適正か、基金は設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。

それと、公営企業は、令和2年度の公営企業決算の審査、決算書類、事業の経営成績、財政状況を適正に表示しているか、本来の目的である公共の福祉に増進するよう運用されているかに主眼を置き、決算の計数、証拠書類、関係帳票等を照合し、職員から説明を求め、慎

重に実施しました。

それによって、審査結果です。

一般会計と特別会計、令和２年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類を審査した結果、次のとおりである。

１、決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収入支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。

２番として、予算の執行は、議決の趣旨に添い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。

３番、収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

４番、財産の取得管理及び処分は、おおむね適正にされているものと認められた。

基金の運用状況です。基金の運用は適正に行われている。収支の記帳整理は、おおむね適正に行われている。

公共事業の会計です。決算諸表は、経営成績、財政状態を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

それで、審査の意見ですけれども、一般会計、総括として、この数字的なところ、最初の４行ぐらひは、村長と会計責任者も同じ数字を発表しているようでしたので省きます。実質収支額の１,４５５万１,０００円、これだけが重要だったんで、これを書き入れてあります。

それと、経常収支率、これが８８．６％となり、目標的には７０％以下を目指している以上、かなり改善の必要がある。また、財政力指数の０．４５は前年と同じで、今後も財政面の強化を図る以外にない。

それと、歳入です。

令和２年度一般会計の歳入は、１０１億８４３万円で、前年対比１８億８８２万円の増加となっている。収入済の主な款項で見ると、収入の根幹である村税が８７９万８,０００円の減で、前年対比５％減であり、新型コロナウイルスの影響で入湯税の６,０７７万円の減が大きく影響している。収入全体で、国庫支出金の新型コロナウイルス関連で２０億８,５０９万円の増加となり、地方交付税が４億３,９６３万円減で、大きく繰入金の２億５,０５８万円増加に影響している。

また、村税の内訳では、前年度対比、村民税が４,８１７万円減で、固定資産税が１,８６６万円の増加で、入湯税は６,０７７万円の減少、軽自動車税は３４４万円の微増となり、影響したと。

審査の意見として、財政状況の厳しい中、実質公債費比率は目標であった１５％を９年連続

下回り9.3%と、昨年度よりも0.3%悪化しているが、短期返済の増加によるもので、許容範囲であり、努力の姿が見られる。これからも、県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力は欲しい。

ただし、今後も住民サービスを停滞させることなく、住民の理解を得ながら、より一層、行政・財政改革を進める必要がある。

村税を主とする一般会計の収入未済額は、8,514万円から6,917万円と19%減少、改善している。さらなる継続推進が欲しい。そのうちでも、大口滞納者の整理方針等の改善が必要である。今後は、財政改革を急ぐだけでなく、新型コロナウイルスの影響で村内の落ち込んだ経済対策の将来に向けての投資も必要と考える。特に雇用の関係は、地価が上がる施策の積極的な推進が望まれる。

固定資産税については、1,866万円の増加となっているが、近隣自治体等を参考に、さらなる税収増加を考える努力が欲しい。

それから、表が幾つかありますけれども、参考に見ておいていただければと思います。

歳出の総額は、96億5,969万円で、前年度比31%の増加、22億9,246万円の増であった。

支出済額を主な歳出款項で見ると、増額の大きなものは、災害復旧費の240.55%増、総務費89.83%増、商工費88.84%増、農林水産費40.91%増、議会費21.86%増、公債費12.62%増、衛生費3.76%増、民生費で微増、増加したと。減少したのは、消防費で26.47%減、土木費で20.02%減、教育費で4.43%減少したと。

ふるさと納税制度は、臨時的な事業のため、使途については十分検討を願う必要があると。

それで、審査の意見として、令和2年度歳出では、新型コロナウイルスに関連する事業の影響で大きな金額が表れている。今後もしばらく続く大きな課題であり、しっかり取り組んでほしい。

総合計画の推進についても、大きな転換期と判断する。また、行財政改革に取り組んでいる努力の様子が見られる。村内外から意見を聞き、知識として捉え、改善すべきは改善をし、実行に移すことが重要と思われる。

基金の意見ですけれども、基金の統計的な2億5,548万円増加して、45億円台で設置目的に従って運用されており、適正な管理されていると。今後も資金運用面で、今まで以上に研究して、利潤を図るべく検討するべきと思われる。

基金の残高の数字です。

それから、あとは、費用の科目別に意見としてうたっておりますけれども、中にはほとん

ど継続的な意見が多いです。これは例年どおり、ずっと続くであろうという問題の中です。

その中で、一応今回の中で新しいなと思えることは、やっぱり議会費の中では、新型コロナウイルスの影響で視察・研修、少なかったと思うが、今後も有意義な視察・研修は大いに積極的に行い、その結果、村民に情報として還元するとともに、議員活動に生かしてほしい。加えて、視察先からの観光客の誘致も積極的に取り組んでほしい。この辺が新しいことと、総務では、8番のところにあるんですが、人事評価システムを活用していますが、有意義な活用することが人事管理上重要であると。これ、一般のこういう人事管理の仕事、私もちょっとしましたんで、そんな中の意見です。

それと、民生費としては、5番にあります新型コロナウイルスの感染問題は、嬭恋にも感染者が出ていると思うが、人数ぐらいは公表したほうがよいと思う。なぜなら、気をつける度合いが大きくなり、注意する態勢が整えられることができ、重要と考える。

それと、商工費で、金融あっせん推進と相談業務、新型コロナウイルスの影響で厳しい景気状況であるが、積極的な取組をしてほしいと。

それと、土木費の中では、村営住宅の空き部屋対策について、入居状況の緩和等、活用策を検討すべきあるが、本年は多少緩和した取組をして利用したと思うが、今後も考えて、できるだけ空き部屋を減らすような努力が欲しいということであっています。

それと、教育費の次のページでは、6番で、長野原のからまつ荘からの独立した組織で、すきっぷとなったので、嬭恋村にて支援するということなので、いろいろと協力してほしい。

それとあとは、特別会計はそんなに変わっていませんので、ここに記載されているのを後で参考に見ていただければと思います。

それと、最後のほうですが、令和2年度の決算に基づく健全化判断比率審査意見書は、実質公債費比率だけが対象になったんですが、これに関しても適正に作成されていると認めました。

それと、もう一つ、資金不足比率も、これも同じです。これも対象にならない、ゼロになっていますから、これも適正に作成されておるという判断しております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ただいまの審査意見に対し、質疑がありましたら、お願いをいたします。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了いたします。

休憩をいたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 2時00分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

令和2年度決算の総括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 令和2年度会計の決算の総括質疑を行いますけれども、冒頭に訂正で、下から一番、村長に提出しているので、平成3年度もと書いてありますけれども、それを令和3年に訂正していただければと思います。

それでは、質問に移ります。

初めに、決算審査は、事業の結果を数字で、先ほど会計監査委員からも、数字で問題なしということが報告されておりましたけれども、それぞれの事業について、やはり担当者とか関係者で反省点とか、次年度、今年度に引き継ぐことなど検討することで、より発展的な事業に仕上げていくことが、私としては大事だと考えております。

ですから、村長としては、決算審査というものをどのような考えで臨んでやっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、令和2年度予算編成において、4つの柱を示しました。

1つが災害復旧、2つ目が社会保障の充実、3つ目が生活環境整備、4つ目が災害のことやいろんなこと、持続可能な社会に向けてという4つの目標を掲げましたけれども、それぞれの柱の内容は、中身を見ると、結構毎年行っている事業も多くあるんですけれども、やっぱりそれが、達成度はどうだったのか、そして、達成度が低い場合の要因は何だったのか。事業を進める中で新たな課題を見つけられたのか、今後に生かし発展させたいことなど、決算に当たって、村長として考えることがありましたら、それぞれの柱について説明をお願いしたいと思います。

例えばですけれども、先ほど報告で、専決処分で、道路の穴ぼこで車が故障したということ、それは、今後に向けてというのを質問しましたけれども、それは、今後パトロールを進めるとか、佐藤議員からアプリにというのがあって、今後されるかもしれないんですけれども、ただ、道路の穴ぼこで、結構事故が何件か続いているので、やっぱりそれは、パトロールする体制が、本当に人員がちゃんと補充されて、職員とかパート、臨時さんでもいいんですけれども、それをやって十分に見つけられたりとか、あと、先ほど事故の様子を聞きましたら、明け方で薄暗いとか、霧が濃いかということ、私もいつも感じるんですけれども、例えば白線をきちんと引いているとか、そういうので安全に走行できるとかありますので、そういう今後に生かせることが結構あると思うので、その点について、4つの柱において、説明をお願いしたいと思います。

それから、その次は、令和2年度は本当に早々に、コロナ感染が深刻な大変な年だったように思いますけれども、農業者、各事業者が大変な中、当局としても支援策を行っていただきました。ただ、一方、村の行事等がほとんど中止されたりしている中で、多くの村民の皆さんは、孤独感やコロナ感染の不安感など、複雑・深刻な状態になっています。

このようなとき、事業者や一人一人の村民が、本当にこの村に生きていてよかったな、住んでいてよかったというふうに前向きになれるような施策が必要だったと考えます。村長は決算に当たって、今後に向けて考えていることがありましたら、お答えください。もう令和3年度も後半に差しかかってきておりますので、生かしたいことがあったら、急ぐ必要があります。

以上、この3点について質問しますけれども、総括質疑、再質問も再々質問もありませんので、一つ一つ明快かつ丁寧に、漏れのないように答弁をお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 決算に対する伊藤議員の総括質疑に対しまして、お答えをさせていただきます。

通告に従いまして、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、村長はどのような考えで決算審査に臨んでいるのでしょうかというお話でございます。

事務事業評価を全ての事業について行いました。全員協議会において発表させていただき

ます。プラン、ドゥー、チェック、アクションということで、引き続き次年度の予算編成に当たって事務事業評価を生かしていきたい、こう思っております。ということで、第1問の答えとさせていただきます。

第2点目の通告でございますが、令和2年度予算編成において、4つの柱を示しました。それぞれの柱についてのお考え、説明をお願いしますという通告でございました。

お答えをさせていただきます。

令和2年度予算編成における4つの柱の達成度、事業を進める中での新たな課題、今後にかして発展させたいことの3点について、総括質疑をお答えさせていただきます。

4つの柱の一つとして、災害復旧事業による村の創生についてでございますが、農林水産施設の災害復旧、公共土木施設の災害復旧、文教施設の災害復旧、簡易水道施設災害復旧については、令和元年台風19号により被災された各施設について、災害復旧工事を実施してきております。

農林水産施設につきましては、被災した農道や農業施設の災害復旧工事、公共土木施設につきましては、村道や河川の災害復旧工事、文教施設につきましては、婦恋村運動公園の災害復旧工事を実施してきております。

簡易水道施設につきましては、田代地区の簡易水道施設の災害復旧工事を実施しております。

その他、国道、一級河川、主要地方道、県道ですね、これらにつきましては、国・県にお願いをしております。

また、林野事業におけます治山事業につきましては、国のほう、つまり林野庁の長官にもお願いをした事業でございますが、しっかりと対応してきております。

その他といたしまして、被災者住宅改修補助金、被災者事業持続化補助金、被災者生活再建支援金を被災された方に支援してきております。

2つ目の健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進では、子育て支援拠点にここ広場については、専用のLINEのアカウントを開設し、新しい情報を発信できるようにしました。利用者が増加傾向にあるため、施設が手狭になっている感じもありましたが、コロナの影響で閉鎖している期間もありましたので、今後対応について検討する必要があると思っております。

子育て事業につきましては、平成30年に作成した婦恋村子育てガイドブックについて、新たな情報を盛り込んだ改訂版を発行し、子育て支援専用のホームページを開設しました。内

容につきましては、子育てガイドブックと連携しているものでございます。

子育て世代包括支援センター事業につきましては、従来、母子保健事業との連携で進めていますが、住民の方へ周知の必要があると感じております。

高齢者温泉保養事業は、コロナの影響で利用者が減少しております。

福祉バス運用事業につきましては、運用自体は計画どおりにできましたが、利用者減少のため、村全体の公共交通対策として検討する必要があると感じております。

高齢者福祉タクシー事業につきましては、利用者が少ないですが、おでかけタクシーを利用できない方や、おでかけタクシーの上限を超えても利用が必要な方のためには必要な事業だと考えております。福祉バスと同様、村全体の公共交通体策として検討する必要があるのではないかと、今後においては感じておるところでございます。

学校関係の事業では、コロナ禍の中で臨時休校等がありましたが、放課後子ども教室推進事業やスクールバス運営事業など、おおむね事業実施ができていないかと感じております。

3つ目の快適な生活環境の確保、生活環境整備につきましては、公共交通対策事業として、免許返納者へのおでかけタクシー券の発行を実施してきております。

農地耕作条件改善事業では、獣害対策として、恒久柵の設置をしてきております。

村道の維持・新設改良事業では、順次修繕や改良工事を実施してきております。

橋梁整備事業では、大前橋の上部工と附帯工事を実施しました。

4つ目の村創生持続可能な社会の実現につきましては、過疎山村振興事業、地域振興事業として、孀恋晴レルヤダンスムービーの作成とホテルの里づくり事業を実施しました。

野菜集出荷施設補修費補助金につきましては、15件に補助をしてきております。

商工業活性化対策事業では、住宅改修助成金制度の活用として122件、放置別荘解体費補助金制度活用として15件の実績となっております。

地方創生交付金事業として、ジオパーク拠点整備としての資料館にジオラマコンテンツの作成と、直売所にあさまのいぶきのロゴ入り段ボールを作成しました。

観光振興事業として、孀恋村観光協会や各協議会への補助金等の支援をしております。

また、防災・減災・省エネルギー設備導入事業では、孀恋中学校と東部こども園に太陽光発電施設と蓄電池を整備し、避難所としての機能を強化するとともに、持続可能な社会の実現を目指してきております。

達成度はどうだったかについてでございますが、災害復旧事業については、令和2年度に

多くの村の工事を実施し、順調に復旧工事が進んできていると感じております。今後も、しっかりと災害復旧に取り組んでいきたいと思っております。

親子の成長を支える子育て・高齢化社会対策の推進については、令和2年度に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が広がりを見せる中、村の各種事業の中止や不要不急の外出を控える等措置があり、実施が困難な時期もありましたが、おおむね達成できたのではないかと感じております。

快適な生活環境の確保につきましては、各事業とも順調に実施ができてきており、各施設の運用や道路等の開通が進んできております。

村創生持続可能な社会の実現につきましては、観光産業や商工業の活性化や地方創生など、順調に進んできていると感じております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、新たな課題として、コロナ対策を考えながらのイベント行事等、開催方法や各事業実施の方法等を検討する必要があり、実施ができた事業についても、コロナ禍を考えた新たな方法等を検討しながら、今後に生かしていきたいと思っております。

また、台風19号の災害復旧事業についても、早期の完成を目指し、順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

第2点目でございますが、決算に当たって、今後に向け考えていることということでございました。

村の事業者や村民が前向きになれる施策が必要で、今後に向けて考えていることがあるのかというご質問でございます。

現在、第5波とされる新型コロナ感染拡大により、本村は緊急事態宣言下にあります。この感染拡大がピークアウトしたのではないかと指摘もあるようでございますが、まだまだ予断を許す段階ではないと考えております。

また、伊藤議員ご指摘のとおり、つまごい祭りや文化祭など、村民にとって大切な行事の多くが中止となったり、人流抑制によって、本村の主要産業であります観光部門を中心に大きな経済的打撃を受けており、先行きの見えない閉塞的な状況が続いております。

これらを打開するため、あらゆる方策を検討しておるところではありますが、今後も感染拡大が懸念される今日、現在においては、積極的に経済活動を推し進めていく段階ではないのではないかと考えており、まずは村内での感染防止対策をしっかりと行っていくことが肝要であると考えます。

そのため、感染防止策としてワクチン接種を積極的に進め、幸いにして医療関係者の絶大なるご協力によりまして、この9月4日をもって、希望する方々への接種がほぼ完了したところでございます。今後におきましても、西吾妻福祉病院の個別接種や村民の皆様への感染防止に関する啓蒙活動を積極的に行っていく所存でございます。

また、近々、首相も替わり、国の施策も変わってくることもあろうかと思えます。今回、決算として報告させていただいております令和2年度と同様に、今後におきましても国・県の施策の動向をしっかりと注視しながら、国や県の施策が行き届かないところにつきましては、村独自のきめ細かな支援策を講じてまいりたい、こう考えております。

そのためには、議会の皆様をはじめ各方面の皆様と積極的な情報交換を行い、迅速かつ的確な施策を講じていくことが大事であると考えております。

今後のコロナ感染の推移を見ながら、新しい生活様式でのいわゆるウィズコロナの時代に対応する新たな施策を講じてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様からご意見賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上で、伊藤議員の総括質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案の審議は中日13日に行うこととし、本日から12日まで議案調査にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から12日まで議案調査といたします。

◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第21、議案第46号から日程第32、議案第57号までの各議案については、本日、提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は中日13日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第57号までの各議案は、再開日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第21から日程第27までは、いずれも令和3年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程21から日程27までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第46号～議案第52号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第21から日程第27までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第46号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）から議案第52号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは一般会計補正予算（第4号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一般会計では、歳入歳出それぞれに2億5,887万円を追加し、歳入歳出総額80億1,477万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国・県支出金が5,717万3,000円の増額、繰越金につきましては、令和2年度決算が確定したことにより、1億3,544万9,000円の減額となりました。

また、村債につきましては、臨財債等の増額もあり、2億33万8,000円の増額となってお

ります。

また、財政調整基金からの繰入金につきましては、1億3,537万3,000円の増額となりました。

歳出につきまして、総務費においては、国の補助事業として採択されましたスマートシティ推進事業について2,882万1,000円、テレワーク交付金事業940万円を計上させていただきました。

また、地財法第7条に基づく積立てとして、財政調整基金積立金に727万6,000円を計上させていただきました。

農林水産業費では、農地耕作条件改善事業に3,800万円、小規模農村整備事業に2,000万円の増額をさせていただいております。

土木費につきましては、村道維持管理事業に2,000万円、道路改良事業に1,200万円を増額させていただいております。

災害復旧事業につきましては、7月から8月の豪雨災害復旧費用及び令和元年台風19号に関する工事費として、農地災害復旧事業、村道災害復旧事業、合わせて7,620万円を計上させていただいております。

以上が令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）の主な内容となっております。大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 議案第46号から議案第52号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第46号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）について、総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 議案第46号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,887万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,477万6,000円といたします。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書になります。

歳入です。主なものをご説明させていただきます。

13款分担金及び負担金、補正額150万円の増、15款国庫支出金、補正額2,671万8,000円の増でございます。

19款繰入金 1 億3,537万3,000円の増でございます。

20款繰越金、マイナスの 1 億3,544万9,000円でございます。

5 ページをお願いいたします。

22款村債です。補正額 2 億33万8,000円の増です。

歳入合計ですが、2 億5,887万円の増としております。

6 ページをお願いいたします。

歳出です。主なものをご説明させていただきます。

2 款総務費、補正額5,561万6,000円の増でございます。

4 款衛生費、補正額1,172万8,000円の増でございます。

6 款農林水産業費、補正額6,371万1,000円の増でございます。

8 款土木費、補正額3,804万4,000円の増でございます。

11款災害復旧費7,620万円の増でございます。

歳出の合計でございますが、補正額 2 億5,887万円の増でございます。

補正予算額の財源内訳になりますが、国庫支出金5,717万3,000円、地方債 1 億2,640万円、その他財源が143万5,000円、一般財源が7,386万2,000円としております。

7 ページをお願いいたします。

歳入の内訳になります。

13款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金、補正額150万円の増でございます。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目で補正額が2,605万円の増としております。

説明欄でございますが、情報通信技術利用事業費補助金として1,400万円、地方創生テレワーク交付金705万円、S p o r t i n L i f e 推進プロジェクト補助金500万円としております。国庫補助金の計でございますが、補正額で2,671万8,000円の増としております。

16款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費補助金、補正額3,045万5,000円の増としております。

説明欄ですが、農地耕作条件改善事業補助金2,400万円ほかを見ております。

8 ページをお願いいたします。

20款繰越金、1目繰越金、補正額1億3,544万9,000円の減でございます。

それから、22款村債、1項村債、6目臨時財政対策債、これについては、補正額7,393万8,000円の増でございます。国からの報告があった数字で出したものでございます。

9目、補正額1,540万円の増でございます。

11款過疎対策事業債、補正額4,400万円の増でございます。

9ページでございますが、12目緊急防災・減災事業債、補正額6,700万円の増でございます。

計でございますが、2億33万8,000円の増としております。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものでご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄でございますが、地区活動助成事業として、安全・安心村づくり推進交付金として100万円を見ております。

それから、下段のところの総務事務管理事業として、個人情報保護新制度例規整備等支援業務委託費として143万円としております。

6目の企画費でございます。補正額4,471万9,000円の増としております。

説明欄でございますが、過疎山村振興・地域振興事業500万円、それから、スマートシティ推進事業2,882万1,000円、11ページですが、コミュニティ放送推進事業として149万8,000円、地方創生テレワーク交付金事業940万円としております。

12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目の老人福祉費、補正額190万3,000円の増額でございます。

説明欄でございますが、主なものが、福祉バス運行事業の委託料を180万円見ております。

13ページをお願いいたします。

13ページの6款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費、補正額6,329万3,000円の増でございます。

説明欄でございますが、県営事業の負担金として425万円、村の村単の土地改良事業100万円、それから、下段のところ、小規模農村整備事業として2,000万円を見ております。

14ページをお願いいたします。

同じく農地耕作条件の改善事業として3,800万円を見ております。

15ページをお願いいたします。

15ページの8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額2,600万円の増でございます。

説明欄でございますが、村道の維持管理事業の村道工事費で2,000万円の増額、それから、道路用地整備促進事業として600万円、測量委託費を見ております。

それから、2目の道路新設改良費、補正額1,200万円の増でございます。

説明欄でございますが、道路改築事業として1,200万円を見ております。

続いて、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、説明欄でございますが、消防施設整備事業として、まず詰所の建築として601万円、それから、分団資機材等の備品代として185万6,000円を見ております。詰所については、資材の高騰による価格を今回補正で上げております。それから、分団の資機材の備品というのは、搜索時のトランシーバーを新たに各分団に、今まであったものが古かったものですから、新しいものに替えるというものでございます。

それから、10款教育費、2項小学校費、小学校管理費、補正額244万円の増でございます。

16ページにつながっておりますが、小学校管理事業として測量委託費を200万円見ております。

16ページになりますが、小学校の総合事業として、施設修繕費44万円を見ております。

17ページをお願いいたします。

17ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目ですが、保健体育施設費、補正額325万7,000円の増でございます。

説明欄ですが、総合グラウンドの維持管理事業として101万円、それから、下段のところの社会体育施設維持管理事業として275万円を見ております。

18ページをお願いいたします。

最終ページになりますが、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額2,620万円の増でございます。

説明欄ですが、農地災害復旧事業、工事費と用地借上費で2,620万円としております。

続いて11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額5,000万円の増でございます。

説明欄でございますが、村道災害復旧工事として5,000万円としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君）　続きまして、議案第47号　令和3年度孺恋村国民健康保険特別会計補

正予算（第１号）について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第47号 令和３年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,686万4,000円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。

歳入になります。

７款繰越金、１項繰越金、２目その他繰越金８万円の増、前年度の繰越金の一部を充当するものになります。

８款諸収入、３項雑入、９目国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金711万3,000円の増、前年度の療養給付費の精算分の補正となります。

次の６ページをお願いします。

歳出になります。

４款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、１目共同事業拠出金1,000円の増、９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、６目保険給付費等交付金償還金711万3,000円の増、先ほどの歳入での補正を予算上で精算するためのものです。

９目特定健康診査等負担金償還金７万9,000円の増、事業の精算により償還が生じたことによる補正となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、議案第48号 令和３年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 議案第48号 令和３年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,358万9,000円とするものです。

３ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になりますが、歳入です。

第５款県支出金43万7,000円の増額、実績によります県からの地域支援事業交付金の追加

分となります。

第9款繰越金1,078万6,000円の増、令和2年度からの繰越金です。

歳入補正総額は、合計で1,122万3,000円の増額となります。

4ページをご覧ください。

歳出になりますが、第4款地域支援事業費6万円の増額、介護報酬改定に伴いまして、地域包括支援センターで使用しております国保中央会伝送ソフトの更新に伴う経費となっております。

第8款諸支出金1,116万3,000円の増額、実績によります介護給付費と地域支援事業交付金に係る国等への償還金となっております。

歳出補正額は、合計で1,122万3,000円となります。

以上で、令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、議案第49号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第49号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,857万1,000円とするものでございます。

6ページの歳出をご覧ください。

4款保険事業費、1項保険事業費、2目疾病予防費29万1,000円の増額補正するものになります。

これにつきまして、後ろに戻りますが、歳入の5ページ、4款繰入金、1項一般会計繰入金を同額補正し、一般財源を充てるものとしたものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、議案第50号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第50号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,088万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億280万円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正により、限度額を1億1,990万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金、第1節工事分担金1,200万円の増額ですが、村道大前細原線、大前橋付近の道路改良工事に伴う一般会計の分担金の増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金838万円の増額ですが、歳出の増額に伴う調整でございます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第1節簡易水道事業債1,050万円の増額ですが、起債対象事業の工事費増額によるものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第11節役務費33万円の増額補正につきましては、現在までの廃材処分費を精査したことによるものでございます。

第12節委託料385万円の増額補正につきましては、簡易水道経営戦略を策定するための委託料でございます。

第14節工事費3,070万円の増額補正の主な理由につきましては、上田代橋架替工事に伴う配水管仮設工事、村道大前細原線大前橋付近道路改良工事に伴う配水管布設替工事、漏水の判明した袋倉簡易水道減圧槽流入管の布設替工事の増額補正でございます。

第15節原材料400万円の減額につきましては、定期交換量水器の金額がもくろみより低下したことによる減額でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、議案第51号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第51号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明させていただきます。

資本的収入及び支出、第2条におきましては、収入としまして、第1款資本的収入の補正はありません。資本的収入の合計額は1,000万円です。

支出としまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を800万円増額しまして、資本的支出の合計を1億758万1,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入につきましては、補正はありません。

次に、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物配水管布設替工事500万円の増額、減圧弁設置工事費300万円の増額につきましては、今年度、部材や機材機器が高騰していたため、予定していた工事費の不足が発生いたしました。このため、増額補正をお願いするものでございます。

以上で終わらせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続きまして、議案第52号 令和3年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 次に、議案第52号 令和3年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億996万9,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正表により、限度額を1,645万1,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第2目戸別配水事業分担金10万円の増額ですが、浄化槽整備推進事業、1基分の分担金の増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金4万3,000円の増額ですが、浄化槽事業の増加に伴う調整でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債210万円の増額ですが、特定地域生活排水処理

事業、浄化槽事業の事業費増化に伴う増額でございます。

7 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第 1 款農業集落排水事業費、第 2 項農業集落排水事業費、第 2 目戸別排水整備事業費、第 14 節浄化槽設置工事費 224 万 3,000 円の増額ですが、予定基数 1 基の増加と工事単価の増加による増額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

◎議案第 53 号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第 28、議案第 53 号 嬭恋村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第 53 号 嬭恋村過疎地域持続的発展計画の策定についての提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の附則第 5 条に基づきまして、本村は特定市町村として、令和 3 年から令和 8 年度までの間において、過疎対策事業債の発行をはじめとする経過措置を受けられることになりましたが、この経過措置を受ける条件として、嬭恋村過疎地域持続的発展計画を策定する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の 70% を交付税として措置されるものでありますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第 54 号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第29、議案第54号 婦恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第54号 婦恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の公布に伴いまして、特定市町村としての過疎対策事業の経過措置を受けるための婦恋村過疎地域持続的発展計画における産業振興促進を図るため、固定資産税の課税の特例に関する条例を制定するものであります。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第30、議案第55号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第55号 婦恋村税条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の公布に伴い、関係法令等との整合性を図るために、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第31、議案第56号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第56号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

群馬県福祉医療費補助金交付要綱が一部改正され、所得計算法に係る記載が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第32、議案第57号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第57号 婦恋村辺地総合整備計画の策定について、提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、長井辺地について財政上の計画を定めるものでございます。

計画の内容につきましては、村道大横川北山線の整備となり、今年度予定しておりますのり面詳細設計及び次年度以降に予定しているのり面工事に係るものでございます。

この辺地計画を策定することにより、事業実施の財源として、辺地対策事業債の借入れを行うことができます。

辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%を交付税で措置されるものでございますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第33、議案第58号 物品購入について（第4分団消防自動車）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第58号 物品購入について（第4分団消防自動車）の提案理由を説明させていただきます。

本案については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 議案第58号について、詳細説明をさせていただきます。

物品購入になります。第4分団の消防自動車でございます。

取得する動産品名及び規格、数量でございますが、消防自動車1台でございます。

2の契約金額でございますが、2,772万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が252万円、3の契約の相手方でございますが、東京都港区芝5-36-7、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店支店長、山北忠司様でございます。

第4分団のポンプ車ですけれども、今まで購入したものよりちょっと大きいものになるんですが、4.2トンタイプのものということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、入札経過を裏面におつけしてございますので、その辺もご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号 物品購入については原案のとおり可決をいたしました。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第34、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第35、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。決定された議員派遣については、変更が生じた場合は本職に一任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決された議員派遣につきましては、変更が生じた場合には本職に一任することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから12日まで休会することに決定しました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

令和 3 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年9月13日（月）午前9時59分開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和2年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和2年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和2年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第48号 | 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第49号 | 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第51号 | 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第52号 | 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第53号 | 嬭恋村過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 嬭恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第55号 | 嬭恋村税条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第56号 | 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土 屋 和 久 書 記 宮 崎 剛

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第4回婦恋村議会定例会を再開いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1から日程第8まで、令和2年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議をいたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理上の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。

討論は最後に一括で行うことといたします。

最初に、認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 以前から、介護ケアシステムを構築していくということでしたけれども、すみません、認識不足で。それはもう全てできて、順調に進んでいるのかどうかだけをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

包括ケアシステムの構築ということで、村長のほうも重点課題に挙げているところです。これにつきましては、関係機関、医療機関でありますとか介護施設でありますとか、そういったところ全て、あとは村民の皆さんですね、みんなで情報共有をしながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような状態をつくるということですが、研修会等を開催して制度を知っていただきたいとは思ったんですが、コロナの関係で、なかなか研修等も開催できない状況ですので、はっきり進んでいるとは言えませんが、担当者の中では、そういったことを目指しながら事業を行っているという現状でございます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第6号 上水道事業会計決算認定について質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 何日か前の上毛新聞に、各自治体の下水とかの加入率とか、そういうのが書いてありましたけれども、嬭恋村はどちらかというと、上下水道より個別のほうに入る方のほうが増えているというふうに言いましたけれども、下水の加入率というのは、今後増えると、そういう可能性というのはどのような状況になっている、あるんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、ますというか、接続できるような状況になっている家庭のうち、接続しないで残っているご家庭というのは、高齢者で接続するお金がないだとか、あとは空き家になっている場合だとか、そういう家庭がほぼ全てとなっています。

新たに接続するような家庭は、空き地に家を建てるだとか、新規に家を建てるご家庭などが主ということとなっていて、接続の推進はしているんですが、なかなか新たに接続するような方がいらっしやらないような状況です。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、令和2年度決算において、一般会計、国保会計、介護保険会計、後期高齢者保険会計に反対、その他に賛成の立場で討論をします。

村長の決算報告は、最初の報告では数字の動向の報告が多く、決算審査の意義である行政効果、経済効果など、そういう説明する姿勢が見られません。今後へ何を生かすかも見られませんでした。私が総括質疑で求めた答弁において若干の説明があっただけで、そういう、次年度に向けてはこういうことをしたいということもなかったのが残念です。

今、村民が一番心配しているコロナについても、私の再質問で初めて答弁したということでは、今コロナが一番問題なのに、ちょっとそこら辺で村長の姿勢が弱かったんじゃないかなということを思いました。

そして、国保会計、介護保険会計、後期高齢者会計は、大きくは、国が毎年というか、改善する年度によって、本当に改定しているわけですがけれども、実際に利用する村民にとって、いい制度になっていないことが大きな理由です。

今後は、国保会計は、結構基金が3億円以上になっている、そういったことを保険料の引下げなどに活用するとか、被保険者にいい施策を考えられるように求めておきたいと思います。

介護保険、後期高齢者保険会計は、高齢化率が37.41%と年々高くなります。まさに高齢化社会が、孺恋村も目の前に見えているんじゃないでしょうか。そういう意味では、先ほど介護保険のところでも質問に対し答弁がありましたけれども、年を取っても孺恋村で安心して暮らせる社会となるシステムをつくり上げていくことを、私も一緒にやるということで求めておきたいと思います。

以上で私の討論を終わります。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 私は、一般会計及び特別会計の各会計に賛成の立場で討論をさせていただきます。

一般会計については、少子高齢化が進む中であって、やはり健康長寿をどうやって構築していくのか、また、少子化問題にどう取り組んでいくのかということを真摯に受け止めて、新年度予算に向けて、決算の反省を生かしていただきたいというふうに思います。

また、高齢化社会、そういうことであって、今回、国民健康保険においても税率を下げる、また介護保険についても、令和3年度は下げてくださいということもありますので、そういったところを踏まえて、各会計には賛成をしたいと思います。

そしてまた、村長においては、幹部職員の意見をしっかり受け止めていく、また情報交換

をしっかりとっていく、また、縦割りではなく、横の情報連携をしっかりとっていく中であって、スピーディーな予算の執行に取り組んでいただきたいということをお願いして、賛成とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 令和2年度婦恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和2年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和2年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号 令和2年度婦恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第 5 号 令和 2 年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第 5 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第 6 号 令和 2 年度嬭恋村上水道事業会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第 6 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第 7 号 令和 2 年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第 7 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第 8 号 令和 2 年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第 8 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

村長。

○村長（熊川 栄君） 認定いただき、ありがとうございました。

◎議案第 4 6 号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第46号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わっており、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 何点か質問をいたします。

最初に、10ページの説明の中で、総務事務管理事業12、個人情報保護新制度例規整備等支援業務委託料とありますけれども、これは個人情報ということで、とても気になるんですけれども、どういう制度をやろうとしているのか。それで、この業務委託はどういうところに、委託先というのはどのようなところ、これも例えば吾妻郡内のクラウドシステムの中に組み込まれるものなのかどうか、そういった内容についてお聞きします。

それと、次のページで11ページ、地方創生テレワーク交付金事業ですけれども、940万組まれているわけですが、この進め方、確か一つの会社の施設を使うという説明を受けましたけれども、これは一つの会社に丸投げをしちゃうのか、村が何か関わって、この940万が村もいろいろ関わって、どういうふうに進めようとか、相談するシステムとか、どういうふうに進めていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、その2点についてお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、ただいまの伊藤議員のご質問の1点目ですけれども、総務事務管理事業の個人情報保護新制度例規整備等支援業務委託の関係でございますが、これについては、村の条例が、いっぱい条文があるんですが、その中で、個人情報保護法、法律に絡むものがいっぱいございます。それに基づいて、条例の見直し、全条例について、関係する条例全てについて見直しを行うというもので、先ほど伊藤議員がおっしゃったクラウドとか、そういったものではないということで、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） それでは、伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

テレワーク交付金事業ですが、全員協議会で説明させていただいたとおり、施設の整備は第一観光さんが実施します。村も、そこに47万円という予算をつけさせていただいております。

それと、整備は第一観光ですが、官民共創ということで、人材育成の部分で、村は、そこにテレワークに来る会社の社員並びに大学生なんかも予定しておりますが、村の課題解決ですとか、そういった研修項目を掲げまして、それで、テレワークに来てくださる会社なんかに、一緒に課題解決に向けて取り組むというようなことも考えております。事業自体は、今後3年間予定しております。

それと、関連として、移住ですとか観光案内の施設の設置ということで、146号沿いですので、会社の一部移住ですとか、観光案内ができる設備を設置するという内容となっております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の説明で大体分かったんですけども、もちろんこういう時代だから、婦恋村にこういうテレワークの一つの空間ができたというのは、ネットとかいろんな方法で公開して、集客といたらいいんでしょうか、そういうのを進めていくというのと、やっぱり今、課長のほうからも説明があったように、テレワークだけやってもしょうがないというか、せっきくのこういうところに来たからというので、みなかみ町なんかも随分、観光地の整備もしながら、ちょっと息抜きにこんなところはどうぞというので、いろんなことを紹介しているみたいですけども、そういったことも、村としては行う予定はあるのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） 先ほど申し上げたように、観光施設、観光案内ですとか移住の相談窓口ですね、そこに出張所的に職員を配置しまして、そこで案内をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第47号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第48号 令和３年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第49号 令和３年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第50号 令和3年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） ここの会計、補正予算で質問するかどうか、ちょっと迷ったんですけども、時々漏水している場所を見るわけですけども、今後、うちのスマートシティじゃなくて、何か進める中に、例えば私たちが漏水場所を見つけたときに、写真をやって送ると、そういうシステムが、水道とか簡易水道とか上水道にも取り込める予定になっているんでしょうか。その点、どなたに答えていただくか分からないんですけども、お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけども、村で管理している水道施設と、あとは個人的な漏水と、いろいろあると思うんですけども、本管が漏水とかあれば、ほかにも影響も出るということで、スマートシティを使うという可能性はあると思います。個人については、これは個人的に上下水道課のほうに連絡というのがよいんじゃない

ないかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第51号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第52号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第53号 婦恋村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案につ

いて質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 一つは、これはまだ案の段階なんでしょうか、それとも、変更とかできないのかお聞きしたいんですけれども、それによって、例えば35ページですけれども、事業計画に教育のところがあるんですけれども、そこにぜひ、子供たちの教育にジェンダー平等について入れられるかどうか。

こういう立派な計画なので、すごく見るのも大変なんですけれども、そういった点も入れて、県のほうからもすばらしい計画だと言われたということなんですけれども、その点をお聞きしたいのと、それから38ページ、その他のところで、新婦恋会館建設事業と書いていると、これは先日の全員協議会の中でも、名称等、いろいろ、それでいいのかとかと疑問も出されたけれども、ここに新婦恋会館と書いてあるけれども、それは、名称変更はこの計画の中で、これから議会とみんなで話し合っていく中で、公共施設再編計画の中で変更になることも、それはやぶさかではないということでもいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

これは、今の状況で、また訂正というわけにはいかないタイミングになりますので、また今後、見直しをするタイミングがあれば、見直しをすることはできます。

それからあと、具体的な施設名が変更になった場合というか、そういった希望があった場合、これについては、計画に影響があるのかどうなのか。新しく施設を造るときの名称変更であれば、この計画を見直す必要はないと思います。

いずれにしても、これで6年間ということではなく、見直しはできますので、そんなことで、またご意見あれば検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私はこれに賛成ですけれども、先ほどの質問でも言いましたように、6年間という長いので、いろいろ見直しというのが表れてくるので、そういう場合には、担当課のほうに行けばいいのか、全協の中で見直しをするのか、ちょっと分からないんですけども、ぜひいい計画にしていきたいという思いでいますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第54号 婦恋村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、議案第55号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 3ページの24条と、それから5ページの36条とか、同じように16歳未満の者というふうに新たに項目が加わるわけですが、現在は年齢についてはどううたわれているのか。全然関係なく扶養者というか、そういうことで対象になっているのかどうかをお聞きしたいのと、それから4ページ、新たに加わる出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きというのが、例えば福祉法人とかそういうところになると、かなり寄附金に対して、どういう状況になるのか。この言葉だけでは意味が分からないので、この出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きというのは、例えばで説明していただけると分かるんですけれども、その2点について、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 滝澤文彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（滝澤文彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の年齢16歳未満の者という区切った形になった改正となっている件ですが、この間、全員協議会でお話しさせていただいたとおり、国外居住者親族のうち、30歳以上から70歳未満については扶養控除の対象外となる関係で、今までは16歳以上の者が全部、控除対象者になっていたんですけれども、先ほどの国外居住者を抜く関係がありまして、こういった形の改正になっております。

それと、もう一点、出資に関する業務に充てられるということなんですけれども、簡単な、

本当に一例になるんですけれども、福祉の関係であれば、福祉に充ててもらいたい寄附とか、そういう形のものであれば、全然問題ないと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、議案第56号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 2分の1ページのところですけれども、第2条の8項が新たに入るわけですけれども、これはかなり難しい、電子情報処理組織をとかと書いていて難しいんですけれども、被保険者も、かなり高齢の方もいたり、いろいろしたときに、被保険者には新たな負担とか、書類提出とかでかからないのかどうか、その辺について、ちょっと難しいことなので聞くんですけれども、すみません、その1点お願いしたいのと、それから、2分の2

ページのところに、後期高齢者医療広域連合というのが入るけれども、もう既に先ほどの後期高齢者のほうの補正予算とか何かでは医療が入っているんですけども、この部分だけはなぜか入っていなかったということで、新たに医療という言葉を入れるというふうに捉えていいのでしょうか。

その２点、お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 先ほどの伊藤議員の質問について回答させていただきます。

２条の第７項、８項ですが、こちらのほうが電子的確認ということで、マイナンバーの関係で、電子のシステムを見に行くための条例で付け加えたものになります。説明、定義を付け加えたものになりますので、被保険者の方に対しては何の負担もございません。

次の２の２ページなんですけれども、こちらの後期高齢者医療広域連合ということですが、こちらは単なる文字の名前の誤りです、こちらを修正したものになりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○９番（伊藤洋子君） 今、課長の説明で、マイナンバーの関係でというんですけれども、私はまだマイナンバーカードをやっていないわけなんですけれども、そういう方々が、まだ婦恋村の中、大半多いと思うんですけれども、そういう方にも不利益は起こらないというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの関係では、保険証代わりにマイナンバーを使ったときの関係になります。それなので、今までどおり保険証を使っていた方は、今までどおりの診察となりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第20、議案第57号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、16日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから16日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時51分

令和 3 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和3年第4回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和3年9月17日（金）午前10時02分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第3まで同じ

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
について

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君

農林振興課長

横 沢 貴 博 君

上下水道課長

宮 崎 忠 君

観光商工課長

黒 岩 建五郎 君

教育委員会
教 務 局 長

目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長

土 屋 和 久

書

記

宮 崎

剛

開議 午前 10 時 02 分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日目に、要望書3件を所管の委員会に付託し審査を願っておりましたが、いずれも審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員会へ付託の要望第4号及び要望第6号、産業建設常任委員会へ付託の要望第5号については、所管の委員会ごとに一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 松本 幸君登壇〕

○総務文教常任委員長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

それでは、総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、9月10日に委員会を開会し、要望2件についての審査と各課からの報告を受けました。委員会には、議長及び委員5名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催いたしました。

最初に、群馬県町村議会議長会より提出のあったコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について審査を行いました。

要望の趣旨は、自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災、社会保障などの対応に迫られる中で、地方税財源の充実が不可欠であり、令和4年度地方財政への影響を考慮し、固定資産税等に係る特例措置や土地に係る固定資産税の負担調整措置は今年度限りとするなど、地方税の確保について、国に意見書として提出するよう求めるものです。

村長から、群馬県町村会では同様の意見書を国に提出することの説明がありました。また、税務会計課長から、現在の固定資産税の特例措置や軽自動車税の環境性能割の軽減については、国からの補填により、財政上は大きな影響がない現状も確認しました。

委員会では、固定資産税の特例措置による市町村への財源補填が確実に実施されるよう求めたいという声もあり、意見書にこれを加えることを検討することとし、採択と決しました。

次に、嬭恋村ジュニアバレーボールクラブ保護者会長、佐藤氏により提出された嬭恋JVCジャージに関する要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、青少年の健全育成を図るためのバレーボールクラブの活動を行っているが、保護者の負担だけでは賄えない状況なので、ジャージ購入に当たっての補助を求めるというものです。

まず、村長から、村内各スポーツ団体に関する活動の協力をどのようにするのか、整理をして支援をしていきたい。特定のスポーツ団体だけでなく、いろいろな形で支援の方法を精査していきたいとの考えを聞きました。

委員からは、いろいろなスポーツ団体に公平に補助の割合を進めて行うべきで、少子化が進む中で温かい目で活動を支援していければとの意見があり、全員一致で採択といたしました。

次に、教育委員会から、学校給食センターにおけるアレルギー対応として、年々増えている食物アレルギーの村内の子供の現状についてや安全性を確保するため、実施要綱に基づいた危機管理体制構築などの取組について説明がありました。

その他の中で、健康福祉課から、新型コロナの家庭内感染の対策として、小学生1人に1

箱の不織布マスクを配布するとの報告を受けました。

教育委員会から、幼稚園・こども園の家庭保育教育について、小学校の通常登校への切替えについて、中学校の部活動について、また、今後の各行事について検討するとの説明がありました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 要望第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど委員長報告で、意見書に一つ加えるということは、それでは、今の段階、後ほど意見書に加わったのが示されるということでもいいんですね。

○議長（土屋幸雄君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松本 幸君） 会議中はそのような方向で進みました。

しかし、意見書にこれを加えることを検討する、この内面の、文言の内面というものは、各町村が固定資産税とか、観光の皆さんにそういうことをしたわけですけども、町村でする施策として実行できるものではないのかというような結果なので、意見書には、各町村と同じような文言、文面で提出することに決しました。この説明で分かりますか。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告のとおり採択にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第6号 婦恋JVCジャージに関する要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私も、こういうスポーツ団体とか文化団体に補助というか、いろいろ支援することには賛成なんですけれども、これまでもいろいろ、いろんな団体、少年少女合唱団とかいろいろ出てきたわけなんですけれども、先ほども、委員の中から公平にということが出されたようなんですけれども、その辺では、過去の例に倣って、何か基準とかいろいろ決まっているのかどうか、その辺については審議されたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松本 幸君） その件につきましては、村長のほうから提案がありました。簡単に言えば、何でもかんでも補助する体制というのもちよっといかなものか、やはりいろいろな、補助率といたり、あとは、どういうものか、子供の中でも公共性といいますか、チーム性といいますか、いろいろなものをいろいろ加味する中で、そういうものを決定したいというような村長の報告を受けておりますので、そういう報告のとおり進むと思っております。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） となると、議会で採択した場合でも、それ以降の補助率とかいろんなことは、当局に一任されるということに取るんでしょうか。やっぱり何か基準とかがあるべきかなと、私としては思いますけれども。その辺は委員会の中では、当局にお任せということになったんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松本 幸君） 委員会では、やはり補助ですから、全額というのはあまり好ましくないのではないかと。どんな補助でも、やはり受益者負担というものがありますので。だから、それを半額なり3分の2なり、それは後で当局が決めることであり、我々はそこまでは、ちょっと管轄するべきではないと思いましたので、そこは議員の皆さんの意見は聞きませんでした。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私はこれに賛成する立場なんですけれども、ただ、先ほどの質問で述べましたように、今後当局にお任せ、補助率とかいろいろ、あと、この団体にはどのくらいというのがお任せというふうになったというのは、村民同士が、おまえのところはとか、何かそんなふうになると思うので、例えば村道でも、国が何%、県が何%と決まって、そういう基準があるわけですから、今後もこういう問題が起こってくると思うので、当局にはそういう、誰にでも分かるような、そういったものを示していただくことを要望して賛成とします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第6号 婦恋JVCジャージに関する要望書について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） おはようございます。

これより、産業建設常任委員会の会議の報告をいたします。

当委員会は、9月10日に委員会を開会し、要望書1件の審査と各課からの報告を受けました。委員会には、委員6名と副議長、当局側からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、婦恋村商工会長、渡辺栄志氏より提出されました新型コロナウイルス感染症拡大

の影響を受けた村内事業者支援に関する要望書について審査を行いました。

最初に、税務会計課長より、総務文教常任委員会に付託された件、議長会から出されました地方税財源確保としての固定資産税に係る要望の説明と、令和2年度から実施されてきました固定資産税に関係する支援策についての説明を受けました。

商工会からの要望の趣旨のうち、2の固定資産税に係る支援の要望について、本年度には既に国が行っている支援があるため、どのような支援を求めているか、要望の解釈や、国の支援の申請を行えなかった事業者に有効な施策はどんな形がいいのかなど、様々な議論がされました。

趣旨の1は問題ないが、趣旨の2について、今年度は国の施策として固定資産税の特例措置が行われていることを理解してもらいながら、国の施策で対応できなかったものを村で対応することとの附帯意見を付して採択することに決しました。

その他、各課から報告事項がありました。農林振興課からは、今年のキャベツ出荷量、販売額についてと有害鳥獣の捕獲状況の説明がありました。また、上下水道課からは、万座簡易水道第1ポンプ井更新工事の状況の説明がありました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 要望第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた村内事業者支援に関する要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第5号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた村内事業者支援に関する要望書について、産業建設常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。ただいま総務文教常任委員長から、発委第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 松本 幸君登壇〕

○総務文教常任委員長（松本 幸君） それでは、発委第2号の提出理由を申し上げます。

群馬県町村議会議長会より要望のありましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、本委員会において審議した結果、採択と決したため、地方自治法第109条第6項及び嬭恋村議会会議規則第13条第3項の規定により提案するものです。

なお、意見書はお手元に配付したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は提案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

松本幸君外6名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 松 本 幸 君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、松本幸君の一般質問を許可します。

松本幸君。

〔7番 松本 幸君登壇〕

○7番（松本 幸君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

県防災ヘリ「はるな」墜落現場に標柱と登山道の整備について。

今から3年前の8月10日、ぐんま県境稜線トレイル全線開通に伴う上空からの吾妻地区ルート調査の任務で飛び立った防災ヘリはるなが遭難事故に遭ったことは、誰もが記憶に残っていることです。吾妻広域消防本部搭乗者5名と防災航空隊搭乗者4名、合わせて9名の貴重な命が失われました。亡くなられた皆様には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

その中に、私と同じ田代に住んでいた黒岩博さんも吾妻広域消防司令補として搭乗してい

ました。同じ田代の住民として大変ショックを受けました。家族を失った遺族の皆さんの悲しみははかり切れません。

1周年合同追悼式が中之条バイテック文化ホールで行われた際に、たまたま私も議長を務めており、参加させていただきました。非常に切なくなる1日でした。

今、吾妻広域の消防本部の庭と県の消防学校には慰霊碑が建立され、また、3月の県議会の入内島県議による一般質問より、県境にある渋峠ホテルの脇に慰霊碑が建立されました。しかしながら、9人の御霊の眠る墜落現場には、木製の簡単な標柱があるだけだそうです。遺族の皆様に見れば、そこにこそ9名の魂があり、そこで手を合わせるこそ供養になると思えるわけです。

また、墜落現場まで行くのには、片道2時間半以上、険しい山道を歩いていかなければ、たどり着けない状態だそうです。とても高齢者には不可能です。今まで3年間で、親族は4人だけしか行けなかったそうです。遺族の皆さんの強い要望で、来年の4周忌までには墜落現場で追悼式を行うとのことでした。

そこで、村長に伺います。

ご遺族の皆様の強い要望である、9人の御霊が眠る墜落現場にしっかりとした標柱を立てていただきたいことと、新しい登山道を同時進行で造っていただきたいということです。

このことについて、村長はどのように考え、いかなる方法ならば可能になるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 松本幸君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、今日のご苦労さまでございます。

松本幸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今から3年前といいますと平成30年になりますが、8月10日は、私も忘れることのできない悲しい出来事であったと痛感しております。決して癒やされることのないご遺族の皆さんの心中を察しますと、言葉がございません。黒岩博様をはじめお亡くなりになられた9名の皆様の御霊の安らかなることをお祈りし、あわせて、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

群馬県防災ヘリはるなは、吾妻広域消防によるぐんま県境稜線トレイルの全線開通に伴う上空からの吾妻地区ルート調査を運行目的として、避難事案発生時には迅速に救助活動を実施できるよう、上空からの地形、登山道の状態、目標物、危険箇所の確認のため、調査に

向かいました。

当日は、8月9日に調査を実施予定でありましたが、8日の台風13号の進路が八丈島から北上しており、9日の調査は中止となり、10日の朝、運行管理担当者と機長が現地方面の天候を確認したところ、アメダスレーダーでは降水量ゼロ、風向は南、風速毎秒1メートル、天候も晴れ時々曇りで、レーダーエコーも草津方面は雲の影なし、また、本白根方面のライブカメラでも、若干の雲は確認できるが、晴れ間がある状態であったそうであります。

当日は、県内全域に雷注意報が発表されていましたが、天候が崩れるのは昼過ぎからの予報であり、機長は総合的に分析し、運航に問題ないと判断し、運航を決定したようでございます。

また、当日の運航計画でございますけれども、9時15分に群馬ヘリポートを離陸し、9時35分に西吾妻福祉病院に着陸した後、吾妻広域消防本部5名が搭乗して、県境の稜線トレイルの吾妻ルートを調査した後に、午前10時45分には群馬ヘリポートに着陸する運航計画であったと聞いております。

しかしながら、当日の8月10日の運航は、9時13分に群馬ヘリポートを離陸後、10時1分には通信が途絶え、以降、無線や搭乗者の携帯電話への連絡も途絶えたため、12時50分には県警ヘリあかぎが出動、また、埼玉県、栃木県の防災ヘリと自衛隊にも災害派遣要請を行い捜索したところ、14時30分に横手山付近で機体の一部を発見、その後、16時以降に自衛隊員が不明の搭乗者8名を発見しました。残りの1名は、翌日に自衛隊員によって発見されました。

吾妻広域消防本部関係の搭乗者は、消防司令、田村研さん、消防司令補、蜂須賀雅也さん、消防司令補、水出陽介さん、田代であります消防司令補、黒岩博さん、消防司令補、塩原英俊さん、吾妻広域消防本部派遣消防航空隊員、岡朗大さんの6名でありました。その他、防災航空隊の機長、操縦士、隊長の3名を入れると、計9名が事故に遭われたということになります。

ご質問の中での要望として、9人の御霊が眠る墜落現場にしっかりと慰霊碑と新しい登山道を同時に造っていただきたいという強い要望でございます。私もそのように、登山道の整備と慰霊碑を造っていただきたいと考えております。

昨日の9月16日には上毛新聞にも掲載されておりますが、群馬県消防保安課が中心となり、群馬県防災ヘリコプター墜落事故に係る令和3年度慰霊登山が実施され、本村からも観光商工課長と総務課防災担当2名を参加させ、現地を確認してきております。現地の写真も撮っ

てきて報告書の提出を求め、私の手元に報告書も届いております。

さて、過日、黒岩様のご両親をはじめ遺族会会長、田村さん等と村長室でお会いいたしました。郡内全町村長と吾妻郡議長会長、山本会長にも、連絡をその後に取りました。防災へり慰霊碑の建立について、吾妻郡町村会の草津町長、黒岩さん、長野原町長、萩原さん、東吾妻町長、中澤さん、中之条町長、伊能さん、高山村村長、後藤さん、私から全て連絡をして、吾妻郡6名の町村長は、県のほうにしっかりと陳情しましょうという約束を取りました。あわせまして、吾妻町村議長会会長、山本会長さんにも連絡をし、同意を得ました。

なお、松本幸議員が議長のとくに、既に吾妻郡の議長会においては、県のほうにそのような慰霊碑の建立について、登山道は別といたしまして、慰霊碑の建立について、陳情書を県には既に出しておるということで、議長6名も賛成であるという会長のお言葉をいただいたところでございます。

したがいまして、吾妻郡町村会の首長6名と吾妻郡議長会議長6名の連名で、墜落現場への慰霊碑の建立、あわせまして、群馬県側からの墜落現場に向かう登山道の整備、この2点につきまして、群馬県に陳情書を提出することと決定しました。

陳情書の原案は既に作成済みでございます。今後におきまして、議長会とも連携をしながら、しっかりと陳情したい、こう思っております。陳情先につきましては、群馬県知事、副知事2名、総務部長、危機管理監、危機管理室長、消防保安課長、群馬県議会議長・副議長、担当の委員会委員長・副委員長、この方々に出す予定を既に組んでございます。

来年の命日までに、9人の御霊の眠る現地にしっかりと慰霊碑を建立できるよう、私ども全力で、6名の首長、また議長6名の皆さんとともに、しっかりと県にお願いをしてまいりたい。また、まだ決定はしておりませんが、6名の首長では、応分な金銭的な負担をしてもよいという意思を持っております。この件につきましては、今後、県とも協議をしながら、しっかりと対応してまいりたい、こう思っております。

遺族、ご親族、関係の皆様のご要望に沿えるよう、関係機関や関係各方面に働きかけを行って、来年の4周忌までに墜落現場で追悼式を行えますよう、最大限の努力をしたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、松本幸議員に対しましての答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

松本幸君。

○7番（松本 幸君） 大変心強い意見、ありがとうございました。

この件に関しましては、やっぱり管轄は群馬県だと思います。ただ、県のほうに伝えるには、ただいま熊川村長も、陳情を出す予定だということで進んでおるようでございます。その方向で、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、墜落現場に行くルートですが、先ほど私も、上毛新聞に目をちょっと通して見たんですが、昨日、この墜落現場のほうに遺族の皆さんが行ったようではございますけれども、距離がやっぱり6キロ近くあって、私が言ったように2時間半はかかる。まして、平らな道じゃなくて、急坂あり下り坂あり、山道の大変なルートなわけでございます。

距離の短い新ルートというの、県の消防保安課でも調査をしているというようなことを伺いましたけれども、新ルートも、先ほど村長が言ったように群馬県側から、このほうが距離的には、はっきり分からないですけれども、2キロか2.何キロかぐらいだったように伺っております。

ですから、この新ルート、群馬県側、特に中之条の領分ですよね。そこから各6か町村で、共同事業といいますか、県のほうがまどろこしくて進みが悪かったら、我々6か町村共同事業でもやりますよぐらいに、ちょっと県のほうに後押しをして、ちょっとハッパかけてやって、早めにこの方向を現実化していただければと思っております。

6か町村がもし、6か町村で共同事業としてもしやるような状態、もしそういうことになったときは、村長、いかがなものでしょうか、お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

過日お話を伺った後、先ほど申しましたように、6名の町村長全員に私自身から連絡をし、なおかつ、吾妻郡議長会長、山本さん、中之条議長でございますが、そこも連絡して、いいだろうという了解を得ました。

また、昨日も関係する箇所に、連絡でございますけれども、いろんなところと連絡を取らせていただきました。群馬県スポーツ振興課が稜線トレイルの担当課であります。担当課の本年度予算の中では、PR関係の資料作成と稜線における安全対策ということで、予算も800万ほど取ってあるというお話でございました。

また、群馬県の消防保安課のほうにも連絡をいたしました。昨日連絡したものですから、消防保安課長さんは昨日、登山道のほうに現場に行っておるということでございまして、補佐の方に連絡を取って、一応今、ルート検討等に取り組むところであるというお言葉をいた

できました。

また、国立公園内に入りますので、環境省のほうとも、こういう話があるので、ぜひとも規制緩和といいますか、国立公園の中でございますから、規制緩和等について、前向きな話が出た場合にはご指導いただきたいという話でございまして、環境省副大臣、笹川博義さんの秘書、ホリコシ様でございますが、ご本人には直接できませんでしたが、秘書のホリコシさんに連絡をさせていただいたところであります。ホリコシ様のほうからは、分かりましたと、ルート等が決まれば、国立公園内でございますから、しっかりと、現在の副大臣でございますので、しっかりと対応したいと、ご本人にもしっかりと伝えるとお言葉をいただきました。

今、松本議員のご指摘の登山道の話でございますが、現在、今検討している消防保安課の話もありますけれども、環境省とも話をしまして、道路の状況を見ました。自然公園法の墜落した現場は、国立公園法における普通地域に入ります。それから、ルートのほうにつきましては、自然公園法の特別地域でございます。

今、松本幸議員がおっしゃったとおり、群馬県サイドからのアクセス道路を、しっかりと遊歩道を造っていただきたいという遺族の皆様方の熱い思い、熱い希望もございまして、調べたところ、直線で2キロ、平らでございますので、その2キロにつきましては、国立公園法の特別地域でございますけれども、何とか車で行けるように2キロ、そこから約1.4キロでございますが、そこが地形上、下りになっておるんだけれども、非常に急峻であるという状況のようでございます。

それでも、2キロ、直線で車で行けるルートのエリアができれば、あとは下りの1.4キロ、この場合、特に自然公園法、国立公園でございますから、その維持管理をどうするのかということ、環境省サイドの立場からすると、そういうものが課題になるであろうというお話をいただきました。それは、吾妻広域消防本部並びに6か町村、ちゃんと管理をしますというお話を、環境省サイドにはお話をさせていただいております。

何としても、御霊の眠るその場所に、癒やされる言葉のないご遺族の心情、ご家族の心情を思うと、やはり相応のふさわしいご負担を我々もして、また県にもお願いをして、しっかりと現場に慰霊碑を建てるべきであると思っております。

そういう意味で、できれば最上の方法というのは、ルートにつきましては、2キロ平たんなところの車で行けるルートと残り1.4キロの下りの分、この維持管理についても、我々も責任持ってやると。9名の魂、そこに6か町村もやるし、県の関わりのある全ての皆さんも

みんなで、稜線トレイルをしっかりと今後発展させるということであるならば、全ての関係者が力を合わせて、その維持管理に努めるという方向に持っていけたらと、こういうふうに思っております。

以上で、再質問に対するお答えとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 松本幸君。

○7番（松本 幸君） ありがとうございます。

この道路、登山道といいますかね、現地まで行くための、車で2キロ、下り坂1.4キロ、そういう形ができそうだというような返答がございましたけれども。

今日の新聞にもありますけれども、墜落現場の周辺はやぶだらけになっていて、2年間でこんなに変わってしまうのか、今回も体力的に参加するか事前まで悩んだ、早く登山道の整備を進めてくれないと、いつ来られなくなるのか分からないというような遺族の皆さんの答えです。

ですから、車で、ちょっとした軽トラとか、そのレベルでいいんですけれども、そういう車で現場まで行ければベストかなとは思いますが、1.4キロ下りとか、車で行けないような場所もあるかと思えますけれども、そういう場所にはぜひとも、やはり遺族の皆さんも高齢化してきておるわけでございますので、危険のないように手すり等つけていただけるような、歩道といいますかね、そんな方向に、もし早めにできるようだったら、計画をしていただければと思います。その辺は大丈夫でしょうかね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私ども、稜線トレイル担当、観光商工課長と防災担当の2名が昨日現場に行きまして、写真を撮ってきてあります。確かに昨日のルートは、地縁団体であるワゴウが管理する土地であります。長さが、起点からは4.8キロ、フラットだそうです。昨日通ったルートについては、それなりに人も通った跡があるということで、まあまあのルートだということで、写真を見る範囲ではそういう状況でございます。

しかしながら、ご遺族の皆さんにすれば、群馬県サイドからどうしても行きたい、また、近い距離で行きたいということでもあります。地形図を見ますと、先ほど申しました1.4キロは非常に急峻であると。先ほど申しましたように、国立公園の特別地域でございますので、手すりや階段が必要であろうという、これはまだ決定じゃございませんけれども、そういう

お話がある中で、管理だけはしっかりやってもらわないと弱るというのは、国立公園法上の特別地域でございますので、当然のことだと思いますが、先ほど申しましたように、我々県とも協力して、ぜひとも今、松本議員のおっしゃいますように、アスファルトの舗装で大型の車が行かなくてもいいと私も思っております。

松本議員のおっしゃるとおり、少なくとも軽トラでもいいから、2キロ真っすぐ行けるようなフラットな地形は、そういう形でもいいからと、こう私も思います。なおかつ、特別地域でございますので、あまり舗装するとか何とかになると、ちょっと環境上も問題があるかと思われまので、今ご指摘のありました軽トラでもいいと、なるべく早く行けるようにしてもらいたいと。

国立公園の中に舗装の道を造るというのは、ちょっとハードルが高いということも当然ございますので、松本議員ご指摘のとおりのような形で行けるように、県の防災、県の消防保安課ですか、の皆さんとも、今後は我々もスクラムを組んで、議長会ともスクラムを組んで、しっかりお願いするべきところに政治力を結集して取り組んでまいりたい、こう思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 松本幸君。

○7番（松本 幸君） 力強い言葉、ありがとうございます。

それと、慰霊碑といいますか、慰霊碑が今現在、3か所ぐらいにあると思うんですけども、太田村の消防のところと、消防学校と、あとは現場に近い渋峠の渋峠ホテルの脇とかあるんですが、やはり遺族の皆さんにしてみれば、慰霊碑、ありがたいんですけども、一番は、やっぱりそこに墜落した場所への、ちょっとしっかりした標柱ですよね。

今、現況、私もちょっと現物見たことないんですけども、ちょっとちゃちいと言ったら失礼ですが、簡単な標柱レベルだそうです。ですから、もうちょっと、命日だけでなく、ちょっと息子に会いに行きたいな、そんなようなときにも、しっかり手を合わせられるような、しっかりとした標柱をお願いできればと思って、それも付け加えていただければと思います。

最後に、搭乗者9名の方々が、任務遂行中の事故で貴い命を落としたのは事実なわけでございます。県として、遺族の皆様には誠意を持って、問題解決していただきたいと思います。

遺族の皆様にとっては、県でも吾妻6か町村でも、設置してくればどちらでもいいわけでございます。とにかく来年の8月10日の4周忌には、墜落現場で追悼式を挙げて供養したいという切実な願いを、私はかなえてあげたい気持ちでいっぱいです。村長ももちろんそう

だと思います。吾妻郡6か町村の会長である婦恋村長には、先頭になってアクションを起こして、何年たっても癒えることのない遺族の皆様の身になって、要望を満たしてあげていただきたいと思います。

村長の意気込みを何回も聞きました。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、松本幸君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、大きく2点に分けて質問をさせていただきます。

1点目については、ユニバーサル社会の構築についてであります。

平成18年12月20日に高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法新法が施行されました。新法の目的は、高齢者や障害者（身体的障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進することを目的としています。障害の有無にかかわらず、同じように教育を受け、働き、所得を得て、家庭生活を営み、自由に移動、文化・芸術・スポーツなどに参加する権利を持っています。

既に新法が成立して10年以上が経過し、先日終了したパラリンピックでは、私たちに多くの感動と勇気をいただきました。また、現在、バリアフリー法の改正に向け議論も進められ、今後、婦恋村でも婦恋会館や役場の建築など、公共施設の再編計画が進められています。村としても、バリアフリーのマスタープランを作成できる仕組みについても検討していく必要があると思います。

障害を持つ人も持たない人も、全ての人が力を発揮して自立できるユニバーサル社会構築を求める声が高まっております。障害を持つ人たちが働いて自立したいと希望を抱いたとしても、日本では、就労や社会参加のチャンスが十分に得られないまま、社会に支えられる側

に回されがちです。車椅子の利用者にとっても、まちづくり、交通機関、職場のバリアフリー化が進めば、健常者と一緒に職業的能力を発揮でき、社会を支える側に回る可能性が大きく広がると思います。

バリアフリーという言葉は、先にバリアが存在し、それを取り除いた改善策が施行されて、初めてバリアフリーとなりますが、これに対して、バリアフリーがなく、障害を持つ方々はもちろん、高齢者や幼児など誰もが安心して利用できる施設づくりをユニバーサルデザインというものと思います。

今後の公共施設は、バリアフリー化は当たり前のように改善されていくと思いますが、バリアフリーの概念やユニバーサル社会を構築していく上で最も大切なことは、まず私たち人間自身の心のバリアを取り除く意識改革が重要と考えます。そして、この意識改革は教育から育っていくものであります。しかしながら、残念なことに、学校施設のバリアフリー化、教育現場でのノーマライゼーションは、まだまだ未成熟なものが現状だと思います。

今後の公共施設の整備計画について、このような観点から、どのような取組を考えているかお伺いしたいと思います。

これに関連して、障害者グループホームなど、西吾妻地域ではいまだ一つもなく、喫緊の課題であると思います。保護者会などが議論を重ね、現在、八ッ場ダム建設で使用されていた坪井住宅の改修計画が議論されているようです。婦恋村としても、障害者を抱え、日々奮闘されている保護者の支援が必要と考えますが、村長の見解を伺いたいと思います。

次に、アフターコロナの計画について。

今回の定例会において、3月定例会で示された都市計画は人口1万人未満では難しいとのことで、グランドデザインとして案が示されました。

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会や厳しい財政状況が、このコロナ禍で村を取り巻く環境は一層厳しさを増す中、村は住民のニーズを的確に捉え、婦恋村の特性を生かしながら、今後はワクチン接種が進み、観光事業でもインバウンドの需要など、地域の特性を生かした活性化、地域経済循環を意識した農業・観光などの育成に、自らの判断や責任において取り組まなければならないと思います。

最近では、ICTやAI等を活用した業務改革の推進や公共施設等に係る老朽化等の適正管理、ごみなどの広域化等の地方公共団体の行政経営基盤などの強化が求められていると思います。村長の見解をお伺いしたいと思います。

以上2点にわたって、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

最初に、まず第1点目でございますが、学校施設のバリアフリー化、教育現場でのノーマライゼーションは、まだまだ未熟なのが現状だと思うが、今後の公共施設の整備計画について、このような観点から、どのような取組を考えているかというご質問でございました。

まず、この質問につきましてお答えさせていただきます。

現在、過去に建設された公共施設等につきましては、全国的に老朽化が進み、更新時期を迎える一方で、地方財政は依然として厳しい状況にあります。婦恋村におきましても、平成29年3月に公共施設等総合管理計画、今年の令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定して、今後の建て替え時期や修繕等の時期につきまして、財政状況を勘案して計画を策定し、議会にもご報告を申し上げたとおりでございます。

今後の公共施設の整備計画につきましては、財政状況や環境配慮の観点から、早めの修繕や改築などを考えた予防保全型の維持管理に転換し、施設の安全を確保するとともに、財政負担の平準化を図っていきたいと考えております。

今後につきましては、5億円で10年ですか、という計画を既に議会には提示してございます。5億円で10年ということは50億円でございます。平準化をして、財政規律を守るべく対応していく必要があると思っております。

公共施設の改善・更新等に関しましても、管理費用の削減を図るため、耐久性や省エネルギー性、さらには将来の人口動向等を勘案し、用途や地域ごとに公共施設等の適正配置を統廃合も含めまして検討してまいります。

また、障害者をはじめといたしまして、高齢者や幼児を含めて、全ての人が共用できるユニバーサルデザイン、あるいはバリアフリー等を取り入れるよう、十分検討を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、SDGsのサステナブル、持続可能な社会においては、ユニバーサルデザイン、あるいはバリアフリー、これを当然採用していくべきだと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

続きまして、西吾妻地域には障害者のグループホームがないことは喫緊の課題、婦恋村としても、障害者家族への支援が必要だと思うが、村長の見解はというご質問でございます。

お答えをさせていただきます。

吾妻郡、特に西吾妻地域には、障害者が利用できる事業所等が少ないことは承知しております。このような中、嬭恋村内の状況を見ますと、令和2年2月から社会福祉協議会が障害者相談支援事業を開始、同年9月から障害児相談支援事業を開始しました。また、令和3年4月からは、ケアマネステーションかんばらによる障害者・障害児相談支援事業所が開設いたしました。令和2年9月には、吾妻広域町村圏整備組合から委託を受けまして、西部相談センターが嬭恋村デイサービスセンター内に開設し、より身近なところで相談体制が構築されてきておるところでございます。

議員ご指摘の手をつなぐ育成会の会員さんから、グループホームの建設のため、村有地を提供してほしいとのお話も伺っております。

このような中、長野原町に障害者のグループホームが開設されとの話は、正式ではございませんが、私の耳にも入ってきております。また、コロナの感染防止のため、自立支援協議会の開催もままならず、なかなか前進できない状況にあるようでございますが、保護者の方から相談・要望があった場合には、村として、できる範囲のことは実施したいと考えております。

続きまして、少子高齢化が進行する中で、業務改革の推進や地方公共団体の行政経営基盤の強化が求められていると思うが、村長の見解を伺いたいというご質問でございますが、アフターコロナの計画についてのご質問でございます。

少子高齢化と人口減少を背景とした税収の伸び悩みが続いておりますが、一方では、福祉事業の増大により、自治体経営はますます困難になっていくものと見込まれております。以前の成長・拡大路線から脱却し、縮小・均衡を念頭に置き、時代に合わせた最適化を図っていくことが重要ではないかと考えます。コロナ禍の経済活動の支援、また行政事務の効率化、SDGsの推進など、厳しい財政状況の中で対応していかなければなりません。

I C TやA I等の活用が叫ばれておりますが、本村は今年度から、デジタル化を推進するため、富士通株式会社から社員を派遣いただき、あらゆる分野における行政の効率化、住民サービスの向上のための業務に当たっていただいております。

また、先日、総務省から採択を受けた関係人口増加のためのスマートシティ推進事業は、ビッグデータを収集・分析することで観光事業者の経営戦略に活用してもらうことや、様々な問合せに対して自動応答を行うシステムの導入を目指しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりウェブ会議が日常化したことで、出張に要する時間が不用となり、

結果的に業務の効率化が進められた面もございます。

いずれにいたしましても、僅かな期間で目まぐるしく世の中が変わっていく時代を迎えています。本村も持続的な発展を可能にするため、いわゆるサステナブルな社会に対応するため、今度とも行財政運営の効率化と質の向上に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で、ご質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） ユニバーサルデザインの社会ということに関して、やはり人として、人間として、心のバリアを取り除いていくことが最優先課題であるということで、前回私のほうからも、まず職員研修の中で、障害者平等研修、DE Tの研修等、群馬でも行われていると思いますが、群馬でもNPOでやっているという、そういう研修があると思いますが、そのような研修を取り入れていったらどうかという話をさせていただいたことがあったと思いますが、これは障害者の社会参加や多様性に基づいて共生社会をつくることを目的として、ワークショップを中心に行う研修であります。

まず、職員研修の一環として、このような取組を取り入れていくことが必要ではないかというふうに思いますが、その村長のお考えをお聞かせください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 特に障害者をはじめとした高齢者、あるいは子供たち、いろんな面で社会的な弱者と言われるわけでございますけれども、これらの皆さんが、精神的なバリア、あるいは肉体的なバリア、これをやはりユニバーサルデザイン、みんなが解放される社会をいわゆる求められているサステナブルな社会、これはこれからの政策課題だと私も思っております。

今、佐藤議員のご指摘のように、県で人材育成のためのそういうプログラムがあったりするというのであれば、ぜひとも今後もご指摘をいただいて、積極的に担当を勉強させると、こう思っております。

研修事業につきましては、いつも職員には言っておりますが、いろんな場所でいろんな研修をしてもらいたい。そして、関係する民間も含めて、国・県や関係する部署同士がお互いに情報共有する、今は特にウェブでもできますから、積極的に今の考え方みたいな工夫をし

っかりと取り入れたい、また職員には、しっかり研修できるように取り組んでまいります。
よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） そのようなお言葉ですので、ぜひ職員の方には受けていただきたいと
思いますし、私もDETの研修を受けさせていただいて、障害者の視点、車椅子を利用した
ときの視点というのを本当に、ファシリテーターに、車椅子に乗っておられる方、視覚障害
の方、そういった障害をお持ちの方がファシリテーターになって研修をしてくださるという
ことですので、そういう方たちが研修をしていただくと、私たち健常者では見えない部分、
また、こういったところの、ここにも段差がありますけれども、段差の解消も、お店に入る
とき、どのようなところに注意をすれば、その人たちが入れるのかというようなことも新た
な気づきができると思いますので、ぜひ今後、実施していただけたらというふうに思います。

また、今回、グランドデザインとして示された中に、公共施設の個別支援計画というの、
今、先ほど村長のほうから答弁がありました3月に示された公共施設の再編計画の中に、役
場の建設を明記されています。2025年、2026年で建て替えと明記をされています。そのよ
うな中で、今回2021年ですので、あと僅か4年ぐらいの後にそのような考え方があるとい
うことではありますが、村長は孺恋村の少子化に対して、どのようなお考えか。

やはり今後は、今、中学校統合されて1校であります。今後の少子化に向けて、やはり
公共施設の再編・統合も必要だというふうに村長もお話をされています。10年、20年先を
考えたときの、そういった公共施設の再編によって、役場の建築の方向性も決まってくるん
ではないかと思いますが、少子化に対する公共施設の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。一問一答にお答えを
させていただきます。

少子化に対して、公共施設の再編との関わりという視点からのご質問だと承ったと思いま
すが、昨年の1年間でお亡くなりになった方が141名、村内ですね。昨年1年でお生まれに
なったお子さんが35名、1年間に35名。コロナのおかげという影響もあると思われますが、
今年の現在の母子手帳発行は約三十数名、35名前後だと思います。したがって、孺恋村
全体で、お亡くなりになる方は、高齢化が進んでおりますから、数が非常に、140名が亡く

なって、ざっくりですけれども、お生まれになる子供たちが30名台ということで、たくさんの方、社会減少、自然減少の状況があると。移動減少じゃなくて、自然の人口体系でいくと、そういう状況があるということで、今後もこういう傾向は、現状では続いていくのかなと。これは婦恋だけじゃない、全国的な話でございますが、ただしここに来て、特にコロナの関係で、そういう状況にあるということでもあります。

特に子供たちのことでいうと、保育園、幼稚園、あるいは小学校、あるいは中学校、こういう施設をどうするかということに直接関わりが出てくると私も思います。

私が村長になった1期目は財政再建でした。2期目につきましては学校再編です。これは議会にも了解を得て、各地域、地域で説明も申し上げまして、2・2・1ということを説明をして、今日の学校再編、幼稚園も含めましてであると。2・2・1とは、東西に幼稚園が2つ、東西に小学校が2つ、中学校は1ですから一つにまとめるということでもあります。

学校再編、特に平成22年頃、本当に各地区でいろんな意見を承って、ずっと俺たちはここで学校やってきて、学校があるからこの地域で栄えてきたんだという地元の意見も多数ありました。そこを学校再編の2・2・1ということでしっかりお願いをして、今日を迎えております。

特に中学校につきましては、平成24年4月から統合しました。今年で9年目であります。東西の中学校、卒業生にすると、統合というのは非常に悲しいと。校歌もある、ここで育ってきたんだということで、我が母校に対する思いは誰もが持っているわけでございますが、そこを何とか、人口減少社会なので、2・2・1ということで一つにまとめてきたところであります。

今後、今のような冒頭申しましたように、子供の数が非常に少ない場合はどうするのかという中長期の考え方を述べていかなくちやなんと思っておりますが、今現在、現在は、特に東部地区と西部地区は、教育委員会事務局にも調べさせて、私も頭に入っているつもりですけれども、西部のほうが子供の数が若干多いと、東部のほうは子供が若干少ないと、こういう傾向もあります。

特に東部につきましては、今、三原地区に、教育委員会の建物を含めた兼婦恋会館をどうするかという議論で、そういう方向で今進めておるわけでございますが、東部小学校の空くであろう想定できる場所も含めた形で、教育委員会には一応検討の指示を出しておるところでございます。

いずれにしろ、その他幼稚園、保育園、こういうものも重要な課題だと思っておりますの

で、しっかり取り組みたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、村長の答弁の中に、東部小学校が空くであろうことが想定をされるというようなことがお話にありましたけれども、やはりそうなってきたときのグランドデザインは、また変化してくるのではないかなというふうに思います。

過去には東西中学校を統合するという、前の政権のときにあったと思いますが、結局トップの判断として、東西に中学校を建設するという結論が出て、その後、時代の変化によって統合がされた。そのことによって、やはりスパン、いろんなデザインを考えていくときに、長期のスパンで考えていかなければいけないというふうに思います。

そのときに、統合しました、じゃ施設が余ったのでどうしますかというのは、今から想定できるということであるので、そのことを想定した公共施設の再編を考えていかなくちゃいけない。そのことについて、そうなってくると、婦恋村役場建設も、婦恋会館に関しても、グランドデザインの中で、私が3月に示されたものと今回示されたものを比較してみると、7番、8番の都市計画ゾーンを設定するというのが削除されているわけですが、その中に、7番では、財政規律を守るために婦恋会館は過疎債を活用するべきであると明記されています。8番は、役場はPFIかPPPを検討するというふうに書かれています。

そういった観点からすると、やはりグランドデザインも、学校再編なり学校の統合を考えていくという上で、その中を想定して、そういったものを考えていく必要があるというふうに思います。そのことについて、村長はどのようにお考えですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、少子高齢化で少子だからといって、学校をもう一度再編するという考えは、現状では持っておりません。中長期についても、今のところなかなか、そういう現状ではないと。というのは、先ほど申しましたように、私の2期目について、2・2・1で、一応学校再編は一つの課題を、一応成し遂げたといいますか、形が整ったという現状の認識でございます。

しかしながら、佐藤議員のご指摘のように、子供がこんなに減ってきたんだけど、どうするんだということでございますので、東西の今6年生までの数、これについては、私も教育委員会にも指示を出しておりますし、東西を見ると東部のほうが少ないなど。これ、ひとつさくらプラン等で、県のほうは最低30人と、1学年30人ということになると、1つし

か教室を使わないと。そうすると、現在の東部小については、1 学年、2 つの教室ということになると、余りが出るであろうということも想定できるなという認識は、教育委員会も私も共通の認識として持っておるところでございます。

その有効活用を考えるのは当然でございます、今から7 年前、8 年前でございますけれども、学校再編の中で、東部小学校の体育館を造るとき、あるいはプールを造るとき、プールを造るについては地元の村民からも、是非ともプールが欲しいということでありましたし、また、スポーツで体育館を使いたいという方も、いわゆる生涯学習の中で、いろんな形で使いたいという要望も多くなったので、供用施設として東部小学校、西部小学校の体育館は、社会教育の担当、あるいはいろんなスポーツの関係する皆さんが使うことも、社会教育施設として補助金をもらってきて整備してきております。

また、東部小学校のプール、西部小学校のプールにつきましても、補助金をもらう意味で、単純な学校施設だけでなく、社会教育でも使いますよと。もし人口が減った場合には、今の体育館を、いろんなバレー関係者とか、いろんな方がご利用いただいておりますけれども、村民も使える、社会教育でも使えますよという施設になっておりますので、そういうところも含めた形で、少子高齢化、あるいは、今ある既存の学校施設については併せて検討していく必要があると、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5 番（佐藤鈴江君） そのことに関しては、これからまた後に質問させていただきたいと思いますが、健康福祉課長にお聞きしたいと思います。

障害福祉計画の66ページに、地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということがうたわれておりまして、令和5 年度末までの間、各市町村、各圏域に1 つ以上確保しつつありますが、今回、坪井住宅については、本当に保護者の皆さんの熱い思いで、自分たちでお金を出して、行政等の補助は受けないで運営をしていきたいということを聞いています。それに関して、やはり計画にあるとおり、県に申請をして、具体的に県の補助を受けられるものは補助を受けながら、グループホームの建設をしていく必要があると思います。

その点について、令和5 年度というともうすぐでありますので、具体的な計画を進めて、補助金を受けられるか受けられないか、県の認定を受けなければならないと思いますので、その辺の計画をどの時期に進めるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のありましたように、計画の中では建設の予定ということであります。

大変申し訳ありませんが、計画の中で、今のところ、何年度にこういったものをという具体的な案はないところでございます。今後におきましては、県の障害政策課とも相談をして、自治体のほうで受けられる補助でありますとか、そういうものを調べながら、郡内の町村と協力しながら、計画が実行できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その件に関しては、令和5年度まで圏域で1か所設置するという計画でありますので、計画が実施されることを願っています。

次に、アフターコロナの計画についてお伺いしたいと思います。

アフターコロナの時代、どのような変化、ワクチン接種が進んでいますが、変異株も拡散しており、生活スタイルが元に戻ることはないと考えます。

村としての独自性をどのように発揮していくべきか、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ワクチン接種は、1億2,500万人、人口おりますが、そのうちの既に2回接種者が52.4%という政府の発表がなされました。既に我が村におきましては、希望者全員に2回接種を終了しておるところでございます。

最近、アルファ、デルタ株は当然なんですけれども、ラムダ株が出たり、あるいはミュー株が出てきたというような状況で、世界的には3回ワクチンを打てと、あるいはイスラエルなんかだと、3回ワクチン打ちましょうというような話があります。また、ニューヨークなんかですと、ワクチン証明書がないとレストランに入れませんと、ただ証明書を持ってくればいいですよと、こういう話もあります。

そんな中でございますが、実は過日、群馬県の未来創造課長様がお見えになりました。議会中でございましたが、昼休みにお会いさせていただきました。その中で、愛郷キャンペーンをやりますという話でございました。

昨年の4月、愛郷キャンペーンで、非常に観光関係では効果があったと私も記憶しております。我が嬭恋村では1万8,000人強、1万8,800人ぐらいの方が嬭恋村で短期間に、5月

末までやった、6月末かな、だったと思いますけれども、お泊まりいただいたということで、非常に効果があったという認識を持っております。

先日の知事戦略部長さんがお見えになった理由は、ぜひともワクチンを2回打った方、あるいはPCR検査で陰性の証明を持った方、この方々に愛郷キャンペーンをしたいと考えておると。ちょっと手続がございますけれども、それを県の補正予算、皆さんご存じだと思います、今日から議論しておりますが、490億円の補正予算です。7,600億円の一般会計予算のうち、今回、群馬県の補正予算は490億円、上毛新聞トップに出ていましたですね。その中で、愛郷キャンペーンは、今度は50万人分だと言っております。知事発表が13日にありました。13日に発表しますという、田子部長さんがお見えになったときに言っておりましたので、ぜひとも我々も協力するので、特に観光関係は愛郷キャンペーン中心に頑張らましよう。

そして、やはり出口戦略といいますかね、ワクチンはしっかり打ってもら。なおかつ、いろんな薬も開発されてきております。それから、医療の部屋もたくさん取ると、確保するという、群馬県の補正予算の中身を見てもらえば分かると思いますが、状況になっております。

しっかりと医療体制を確保しながら、アフターコロナについて、今度は50万人の愛郷キャンペーンと、こういうことでございますので、私どもも飲食業や観光業については、一日も早く、群馬県民が群馬県内の飲食業あるいは宿泊業にぜひとも活用していただいて、50万人の方々が多く、その範囲でご利用いただいて、経済の活性化につなげればと思っております。これが第一点でございます。

その他の策につきましては、先ほど議会からありました固定資産税の話もありましたけれども、それに代わるべきものはどうするんだという話もありまして、今、観光協会長さんともお話をして、観光協会の役員さんは役員さんなりに、早急にちょっと内部で勉強しますというお言葉をいただいておりますが、関係する皆さんと今後の対応策を考えてまいりたい、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 続きまして、コロナ禍で財政的に厳しい状況で、生き生きとした高齢社会を築くことが必要であると思います。

医療費の抑制のため、事業評価の中でも、旧住民課で取り組んでいた活動量計の事業を終了し、未来創造課と連携した新たな事業の取組の具体性、その中で、健康の保持・増進ある

いは介護予防などの村民が身近な地域で健康を整える環境が必要と、過疎地域持続的発展計画の中にも示されています。

このことについて、どのような事業をどの時期に実施できるのか、未来創造課長にお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年から、健康子育て支援事業ということで取り組んでおりますけれども、今年度についても、スポーツ庁のほうから地方スポーツ振興費補助金ということで頂いておりまして、これは、1年間に体重の変動が3キロ以上あるとか、ちょっと孺恋村の特殊事情がありまして、極端にコレステロール値が高いとか、そういった分析を村民の健康調査ということでしたわけですが、それを受けまして、スポーツに親しむとか、冬場でも極端に体重を増やさないような、そんな健康づくりを健康福祉課のほうと連携をして、今進めようとしているところでありますので、そんなことをご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 次に、やはり同じく地域持続的発展計画の中に、事業の必要性の中で、コロナ禍でキャベツの需要の減もあり、SDGsの食品ロスの観点からもキャベツの輸出の必要性を増しているという、現在村として、どのように検討し、推進しようと考えているのか。また、これは移住・定住のところの部分でも、販路拡大でも試験的な輸出が必要と示されています。

その中で、どのような村としての取組を行っていくのか、また検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） キャベツの輸出の部分につきまして、私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

今から約1か月前、1か月半前ですかね。上毛新聞のトップに、関東農政局長の幸田さんの記事が上毛のトップ、右上に出ました。指定野菜について外国に輸出する戦略を関東農政局が考えますということでございます。幸田局長に、別件もありまして、ちょっとお会いす

る機会がございました。その場合、どこにどういうふうにするのか、基本的には東南アジア方面というお話でございました。

政府のほうも、農林水産省も、日本の果物も含めた農畜産物の輸出方針ということで取り組んでおります。幸田局長はその中に、キャベツということと、婦恋のキャベツということが頭にあるというお話でございました。農協の組合長も、幸田局長と会う前に電話をして、幸田局長、上毛新聞トップに出ているけれども、2,000万ケース、ざっくりキャベツがあれば、まあ、少しずつでもキャベツを高く売れる輸出ということであるならば、県の政策、国の政策にも乗って取り組もうという話を実はさせてもらいました。

今後におきましても、2,000万ケースのうちの1割だったら200万ケース、1%であったら20万ケース、20万ケースぐらい試験的に、シンガポールなりマレーシアなり、それから東京青果の社長さんとも会う機会がございまして、社長さんも、ぜひとも東南アジアに輸出したい、どこですか、対象はと言ったら、シンガポールとマレーシアというお話でございました。また、婦恋村内でも、既にインドネシアとマレーシアにキャベツを輸出している方もおります。

時代は大きく変わって、少しずつ、いろんな選択肢を安定的に供給できるシステムを、少しずつですけれども、供給する時代が来たという認識を持っております。今後もしっかり情報収集し、対応したいと思っております。

その他につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 佐藤議員の輸出に関する件でございしますが、今、概略、村長が申しただいたとおりでございまして、昨年度の決算報告のところでもお示しさせていただいているとおり、ブランドのイメージアップというような補助金をJAさんのほうに交付させていただいております。

その中で、試験的ではございますけれども、東京シティ青果さんを通じて輸出のほうを行っていて、船便によるものでございますけれども、大分今、コールドチェーン化とか、その辺の技術が進んでおるところがございまして、大分品質のいいものが届いているというふうな実績のほうを受けているところでございます。

今後とも、群馬ブランド推進課等とも連携をさせていただきながら、村長が述べたとおり、その辺についても研究していきたいと、そんなふうに考えているところでございます。よろ

しく願います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 次に、同じく発展計画の中で、観光面ではクラフトリップ事業という事業が掲載をされていて、ユニークな手仕事に取り組む村の事業者たちとコーディネーターが共に体験プランを企画・運営し、これはテレビ放映もあったと思いますが、このコロナ禍において、今後の取組についてお聞きしたいと思いますが。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今の観光事業の中で、体験型のニーズが高まっているということで、村内にふらっと、空き時間が滞在中にあった場合、何かこれをやりたいということに即対応して、ちょっと1時間後にこんな体験ができるとか、そういった予約を取って、ガイドの方にそれを面倒見てもらおうと、そういう取組ですけれども、それについても、観光客のニーズが高まっているということで推進をしていくという予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 関連でございますけれども、総務省のスマートシティ構想、減災・防災へ第1期もらいました。引き続いて、観光関係のデータ関係ということで、2回目の補助金、2,800万円だったかと思いますが、頂きました。このほうも、LINEを使ってデータをデータベース化を図って、来るお客さんにも情報提供もしますし、また、今言った新たなプロジェクト、イベント等も、いろんな形で連携しながら取り組んでまいりたい。そのほかに、観光庁からの補助金も新たに頂いております。

国・県の金を有効に活用するということでございまして、しっかりと、おのおのお金ですから、国から頂くとしても、これも税金でございますので、しっかり中身を精査し、有効に活用できるよう、観光関係取り組んでまいりたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、キャベツツーリズムの研究事業というのを村としてやっていると思いますが、この事業に関しては、村としても突出した取組と思います。

現在、民間からの幅広い意見を取り入れた大きな効果があった事業でもあると思いますし、

今後、コロナ禍後に大きく目標とするものは何なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

キャベツツーリズム研究会というのは、キャベツ、婦恋特産のキャベツですけれども、プラス、ツーリズム、観光ということで、それを組み合わせた造語であります。民間のいろんな産業の方々に参加をいただいて、婦恋村の活性化というんですかね、いろんなソフト事業を行って地域を盛り上げていこうという趣旨で、研究会ということで進めているものでございます。

先ほどから、SDGsとかいろいろ出てきておりますけれども、平成元年からSDGsで、地方創生ということで、カードゲームというようなことを始めたり、あとは愛妻の丘の関係でも、いろいろと面倒見ていただいたりしております。あと、これから、いろんなスポーツ人口を増やすとか、そういった健康づくり関係にも協力をいただいております。

そんなことで、いろいろ地域おこしの中心的なメンバーとして、いろいろ活躍を今していただいておりますけれども、そんなことで、新しい考え方で婦恋を変えていきたいということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 今、鈴江さんが質問しているのは、過疎計画のほうへ入っているような気がしているんですけれども、アフターコロナの計画のほうで、一答一問でお願いします。方向ずれないで。

○5番（佐藤鈴江君） はい。

それもアフターコロナに関係すると思しまして、最後に、アフターコロナとして、農業と観光の取組が重要だと思います。

その中で、観光戦略を成功に導くためには、必死な1人がいることが重要なポイントだと思います。北海道の旭山動物園など、その典型的な例であると思います。集客数やリピーターの増加を狙った知恵と工夫を生み出すための観光戦略責任者を立てて、庁内の情報を連携して取り組むべきと考えます。

今後においても、やはりトップダウンではなく、庁内の職員の意見集約をしっかりと情報連携をしながらやっていくということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 土 屋 圭 吾 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、土屋圭吾君の一般質問を許可します。

土屋圭吾君。

〔2番 土屋圭吾君登壇〕

○2番（土屋圭吾君） ただいま、議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

サステナブル・デベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標ですが、このSDGsについて、まず伺いいたします。

台風19号のときもそうでしたが、今回の新型コロナウイルスワクチン接種においても、婦恋村ではスムーズに大方の希望者の2回の接種を終えられたのは、医療関係者はもとより、職員の皆様をはじめ関係スタッフの総意・努力・チームワークのたまものだと思います。この場を借りて感謝申し上げます。

さて、日本人の活躍で多くの国民に感動や元気を与えてくれた東京2020オリンピック・パラリンピックでしたが、「より良い未来へ、ともに進もう。」というコンセプトの下に、男女や人種の差別、再生エネルギーの活用、施設の再利用による資源の有効活用など、持続可能性を意識して行われたようです。

昨今、企業の新聞やテレビなどの広告で、SDGsのロゴ・アイコンを目にする機会が多くなりました。婦恋村においても、庁舎の階段にステッカーが貼られたり、広報等の記事の中でも見受けられるようになりました。また、村長の示される未来への婦恋村ランドデザイン案も、これに基づいているものかどうかはええます。

持続可能な開発目標、その17の目標と、それぞれにひもづく169のターゲットからなるSDGsですが、多くの村民の中では、漠然としたイメージを抱かれている方が多いのではないのでしょうか。

民間企業などにおいては、業種や企業理念に合致した目標を掲げて、取り組みやすく、その取組姿勢がイメージアップにつながると考えられます。しかし、個人となると、環境のこと、エネルギーのこと、食料のことなど既に取り組んでいることや、これからはあんなふうになければとか、したいなと思われている方も多いでしょうが、具体化はなかなか難しいのが

現状ではないかと思います。

そこで、身近と思われることを質問させていただきます。

1 番、SDGs を村民に向けた分かりやすい考え方や取組の啓発が必要ではないでしょうか。また、2030 年のゴール時、社会での活躍の中心となるのは、学生や児童・生徒と思いますが、教育現場での取組をお伺いします。

2 点目に、資源・衛生の関連から、まずはごみです。先月の広報にて、ごみの不法投棄の記事が掲載されていましたが、例年秋に行われている家電や廃タイヤの回収を、春などにも複数回行ったらいかがでしょうか。また、屋根のない集積場などで資源ごみがぬれてしまうことや、可燃ごみが水分を含んでしまい重くなることへの対策はありますか。

環境保全型農業に関連しては、以前からグリーンベルトや、最近ではカバークロープによって裸地をなくして、土壌流出はもとより、減農薬・減化学肥料の効果も見られるようですが、ほかに孺恋村の作業体系に適した方策はないでしょうか。

3 番目に、クリーンエネルギーにおいては太陽光発電が先行していますが、孺恋村には温泉があります。これを活用し、地熱発電に比べて源泉や既存の温泉街への影響が少ないと言われているバイナリー発電等の検討をされてはいかがでしょうか。発電と観光客の増加につながっている他県の温泉地もあるようです。

もう一点、ウィズコロナでの観光商業対策です。

新聞等でワクチン接種後の行動規制解除などが論議されていますが、国や県の動向もあるでしょうが、観光面・経済面の観点で、孺恋独自の施策はあるでしょうか。

以上 4 点についてご質問します。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋圭吾議員のご質問 1 の教育現場における SDGs の取組についてお答えいたします。

現代社会における SDGs への動きは、様々な分野で加速しています。教育現場においても例外なく、このことを踏まえた教育の推進が重要視され、その取組が進められているところ です。このことは、令和 3 年 3 月に策定された第 2 期群馬県教育大綱に明確に示されたところ です。そして、同じくして、令和 3 年 3 月に制定しました本村教育の基本となる孺恋村教育大綱にも、新たに SDGs の視点重視を明確に表記、位置づけ、社会の変化に即した一

層の教育の充実に努めることを目指しています。

ご質問の教育現場での取組についてですが、まず学校教育の役割・使命に基づき、学校では、目標４に示される質の高い教育の実現に向けた教育に努めています。すなわち、SDGsを踏まえた誰一人取り残さない教育の推進であり、生涯にわたり一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、自ら学び、自ら考える力を育成するとともに、誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う教育の推進です。

具体的には、発達段階に応じて、SDGsの意味や意義の理解、自己との関わりをはじめ、環境や自然、人権等について、関係関連教科や特別活動、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等に、教育活動全体を通して学習が進められているものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋圭吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

教育長に続きまして、廃家電・廃タイヤ回収を春にも実施したらどうか、屋根のないごみ集積場所は資源ごみがぬれて重くなることがあるが、対策はあるかというご指摘でございました。

例年11月に行われている廃家電や廃タイヤのリサイクル回収を春に行ったらどうかのご提案をいただきました。昨年は長蛇の列ができてしまい、国道での渋滞を起こしてしまいました。今年も11月に行いますが、その結果を見て、春と秋の２回にするか判断したいと考えております。状況を見て多ければ、来年は２回にしたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ごみステーションによっては、雨が降ると可燃ごみや資源ごみがぬれて重くなってしまうということについてのご質問でございます。

現在、各区からの要望に応じて、屋根があり金網で囲われたものに更新しておりますが、雨対策では十分ではありません。改修されるまで雨にぬれないようにする方法はないか、今後検討を加えます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、環境保全型農業において、グリーンベルトやカバークロップにより裸地をなくし、土地流出防止対策とともに減農薬・減化学肥料に取り組んでいるが、婦恋村の作業体系に適したその他の方法はないかというご指摘でございました。

私の信条、シンク・グローバル、アクト・ローカル、地球的な規模で物事を考えて、地域

のためにローカル、この地域のために行動しようというのが私の信条であります。常日頃、私は3つのキーワード、現代の社会において、地球上に生きる全ての人々が、1つのキーワードが環境、2つ目のキーワードが食料、3つ目のキーワードがエネルギーだと常に申しております。

人類にとり、環境は最も重要な政策課題であります。議員ご指摘のとおり、本村におきましては、平成7年、村とJA婦恋村、肥料・農薬商、各地区生産部会役員及び群馬県関係機関を構成員といたしまして、婦恋村環境保全型農業推進協議会を発足させてきておるところでございます。協議会では、系統・商系を問わず、キャベツ生産農家全体において情報を共有し、問題解決に取り組んできたところでございます。

議員もご承知とは存じますが、具体的な取組について確認させていただきます。

1番目として、深掘りによりまして圃場に水がたまることを防ぎ、かつ水路に水がたまりにくくするために、水抜き溝による排水対策を実施、2番目といたしまして、表土が流されやすい防除用管理道、いわゆるブーム道などに稲や麦のわらを置く、あるいはイタリアングラスなどの牧草を播種し水の勢いを和らげる、3番目といたしまして、グリーンベルトを設置し、土を受け止め圃場外への土の流出を防ぐ、4番目として、キャベツ収穫後の後作といたしまして、燕麦やライ麦などの緑肥作物、いわゆるカバークロップの栽培により裸地期間を短くし土壌流出を防ぐなど、環境保全に関わる取組を関係各位のご協力の下、鋭意進めておるところでございます。まだまだ十分とは言い難いかもしれませんが、産地としての取組としては先進的なことと聞いております。

議員のご指摘にある婦恋村の作業体系に適したその他の方策でございますが、持続可能な農業、サステナブル農業を展開する上で欠くことのできない耕作土について、自分の農地は自分で守るとの意識の高揚を図ること、また、国が推奨するロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用した省力化・精密化・高品質生産をなすためのスマート農業技術の推進を図るべきかと考えます。

一例ではありますが、ドローンや人工衛星利用によるリモートセンシング技術を活用した品質管理、収穫適期予想など効率的な生産体系の確立により、減農薬・減化学肥料による栽培の実現、SDGsで提唱されておる誰一人取り残さないための経済・社会・環境の3つの調和を目指し、それら全ての土台となる持続可能な環境構築に向け、環境保全型農業をより一層推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、温泉地としてのバイナリー発電を検討してはどうかとのご質問でございし

た。地熱発電に比べて、源泉や既存の温泉街に影響が少ないと言われておるバイナリー発電等を検討してはどうかとのご提案でした。

過去には議員の提案と同じく、沸騰に近い二次媒体を介在させてタービンを回転させるバイナリー発電を検討した経緯がございますが、フラッシュ発電と言われる地熱発電同様に理解を得ることができず、今に至っております。国策としても、地熱発電は推進されているところではございますが、国内にある地熱資源の80%が国立公園内にあることが、伸び悩んでいる要因の一つと言われております。

そのような中で、一つの案になりますが、万座温泉の源泉は約80度と高温であります。地中に湧き出た熱い温泉水と冷たい河川水の温度差を利用した温度差発電も注目されております。例えば、万座温泉もったいない発電として、お客様の携帯電話の充電サービスを行うなど、温泉との共存・共栄イメージアップに役立てるのも、手始めとしてできることではないかと考えます。SDGsの取組にもつながることでありますので、関係者と検討ができればよいと考えております。

続きまして、新聞報道等でワクチン接種後の行動規制解除などが議論されておりますが、国や県の動向もあるでしょうが、観光面・経済面の観点で、嬭恋村独自の施策等を行う考えはありますかというご質問でございました。

議員も触れておりますように、ワクチン接種後の行動規制解除などが議論されており、先日は群馬県知事戦略部長の田子さんが来庁し、アフターコロナの経済対策の打合せを行いました。

9月14日の上毛新聞でも、群馬県の9月補正予算案として、愛郷ぐんまプロジェクト第3弾の予算確保や、G o T o イートにおいて食事券を販売するといった記事も掲載されております。愛郷ぐんまにつきましては、昨年6月から7月にかけて実施されました第1弾では、仕組みの簡便さ、あるいは県内移動のみによる安心感も手伝って、県全体で32万7,524人泊、嬭恋村では1万8,975人泊と、観光需要喚起に寄与していたと考えております。

また、本年実施された第2弾につきましては、4月29日から当分の間、中止という現状でございますが、1か月間で、県全体でおよそ12万人泊、嬭恋村では7,000人泊の利用があり、一定の効果があったと思っております。

また、G o T o イートについてでございますが、現在、村で登録している飲食店は約20店舗でございますので、さらに多くの店舗に登録をいただき、多くの方にご利用いただけるよう推進していきたいと考えております。

そして、村独自の施策等を行う考えはということでございますが、村独自ではございませんが、本年実施した愛郷ぐんまと連携したクーポン券の発行事業についても、今回の愛郷ぐんまでも取り組んでいければと考えております。

また、国や県のタイミングに合わせるのではなく、キャンペーンの合間を縫った独自キャンペーンのほうが期間も延びることとなり、効果が期待できると考えており、冬の誘客に向けた施策の検討、国の補助事業を効果的に活用し、事業を実施すべくアンテナをしっかりと張り、関係機関や各施設と協力しながら事業を行っていければと考えております。

群馬県の愛郷ぐんまプロジェクトに合わせて、観光協会の岡村会長や役員とも、今年の冬の誘客対応について協議を始めております。引き続き、皆様からのご意見をいただきながら、観光商工振興を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でお答えとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は午後 1 時から行います。

休憩します。

休憩 午後 零時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 1 分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋圭吾君。

○2 番（土屋圭吾君） 1 点目の SDG s を村民に向けた分かりやすい考え方、例えば教育長のほうからは、教育の立場でのご意見を伺いました。村長には、ちょっと大局的な話になるかもしれませんが、嬭恋村におきまして第 6 次嬭恋村総合計画、この中にも基本目標とその各施策におきまして、ゴールのアイコンが示されていると思います。

お隣、東御市を見させていただきますと、同じく総合計画の中に、自治体の行政に期待される SDG s の取組ということで、各項目、アイコンと施策におきまして、行政の関わりと

か事業名称等が、17の目標に対してどこに該当しますという、結構分かりやすい、これも一つのアイデアでないかなと思いますが、その辺、村長のお考えを伺います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋圭吾議員の質問にお答えをさせていただきます。

サステナブル・デベロップメント・ゴールズ、17の目標、169のターゲット、今、婦恋村役場の階段には、1から17までの目標が貼ってあります。上がってくれば分かる目標であります。これにつきましては、東御市の市役所の階段にも同じものが貼ってございます。

現在、我が村では、9月の事務事業評価を議会にも公表させていただきました。その中にも、17の目標に関するマーク、ロゴを掲示できるようにということで、議員に配付させていただきました事務事業評価の目標の中の各マークにつきましては、担当者がつけたものでございます。プランを立てる、プラン、行う、ドゥー、チェックする、そしてまたアクションを起こすと、PDCAがございすけれども、これも来年度予算編成に向けて、そのマークはしっかりと継続して、予算編成の時点でも継続して表示してまいりたい、こう思っております。

これらの動きにつきましては、群馬県内35市町村の中におきましても、同じような動きをしておる自治体が幾つか見受けられるところでございます。予算編成、事務事業の評価をして、来年度予算編成においても17の目標及び169のターゲット、この目標に関わりのある事業、事業でしっかり表示しながら、持続可能な社会、サステナブル、これは一つの流行語というのは何なんですから、どこへ行っても、国のほうも持続可能な社会、サステナブルという文言を使っておるところであります。

そういう意味で、今後は、先ほどもほかの議員のところでもお話しさせていただきましたが、環境、食料、あるいはエネルギー、こういうものについて、地球を守っていかなくちゃならん、中でも一番重要なのはエンバイロメント、環境であると、こういうことだと思っております。

今後においても、17の目標、169のターゲット、これをしっかり視野に置きながら、地球環境を守りながら、産業振興、あるいは学校教育、あるいは福祉社会、バリアフリーの社会、こういうものを目指してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） すみません、村長のお気持ちをお伺いしました。

最後に統括的なことをまた質問させていただきたいと思いますが、次に移らせていただきます。

次ですけれども、未来創造課長にお伺いしたいんですけれども、ごみ、私が質問したところの、確かに去年、すごく渋滞をしていて、ありました。これで様子を見て、また数回行うかを検討していただくということなんですけれども、婦恋村では宅配を使ったパソコンのリサイクル等を行っていると思うんですけれども、この点においても、せっかくの取組があまり村民には周知されていないのではないかなと思いますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えしたいと思います。

今月9月号の広報紙で、ごみの減量化ということで記事を載せさせていただきましたけれども、今度10月号で、その辺を紹介する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） お答えありがとうございます。

そうですね、こうやって簡単にごみが、ごみというか不要品をリサイクルできるということが浸透すれば、不法投棄も少なくなるのではないかなと思います。

それと、集積場に関しても、水対策とかさされていただくようになると思います。確かに最近の新しい集積場を見ますと、屋根付で網で囲まれて、カラスとか動物とかの被害は少ないかと思います。でも、まだまだ平積みネットをかけられた状態のごみというのは多いかと思います。

これ、資源ごみ何かだと、たまたま最近の天候が、ごみを出す日が雨という印象が多かったような気がするんですね。この辺、出したいんだけどどうしようかな、出しちゃったけれどもぬれちゃったとかというのも、もったいないといおうか、心情的なものになってはしまうんですけれども、その辺を気にされている村民の方も決して少なくはないと思うんですね。これから順次、一気にするということは大変なことだと思います。徐々に検討していただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、環境保全型農業に関してなんですけれども、おっしゃられたとおり、婦恋の体系におきましては、いろんな財産を守るという面でも、表土の流出とか取り組まれているとは

思います。

そこで、農林振興課長にお伺いしたいんですけれども、やっぱり、効果的には少ないかもしれないんですけれども、以前からやっていましたグリーンベルト、これは環境的な面においても、グリーンベルトをつくっていただくことで、農家の皆さんの作業中の路上駐車とかも、そこに置いたら少しは削減できるんじゃないかなと、素人で、農家ではないので、その辺はちょっと何とも言えないんですけれども、その辺のことを、課長の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋圭吾議員のグリーンベルトの件でございますが、議員のおっしゃるとおり、カバークロープでありますとか最近のことをしながらも、グリーンベルトというものは、会ができたときの基本のものでありますので、当然、立て直していかなければいけないというふうに思っております。

やはり、そこにすることによって、今議員もおっしゃるとおり、路上駐車でありますとか、そこでの野積みでありますとか、そういうことの防止にもつながると思いますので、そこににつきましては、より一層、JAさんとも力を合わせながら、協議会のほうで図りまして、昔のような形を取れるようにまた努力していきたいと、そんなふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 課長の気持ちを聞かせていただきましたので、我々村民も協力しながら、ぜひ意識づけをより一層図っていただきたいと思います。

次に、クリーンエネルギーのことにつきまして、未来創造課長にお伺いしたいと思います。

この例は、福島県の土湯温泉、ここ、たまたまたくさんの温泉が噴出したり湧出している地域で、3.11福島の脱原発等の、場所的にも思いもあったかとは思いますが、地域に合いまして、太陽光というのはすごい導入は簡単ですけれども、大規模になるほど景観問題、また気象状況との発電とかもあります。

温泉というのは、答弁にもありましたように、国立公園内における事業となりますので、越えなさいいけないハードルは確かにたくさんあるかと思います。でも、土湯温泉の場合を見ますと、バイナリーによって出た排出するお湯でエビの養殖をしたり、これが地場産業にもつながり始めとか、たまたま私たちも、ちょっとここ、見学に行こうかと思ったんですけ

れども、全国から視察・見学等のお客様が増えて、観光の面でもメリットが出たとかいう話もあります。

村長、課長がおっしゃる答弁のように、例えば万座温泉とかでしたら、そこを売りにしたものができれば、環境に優しい宿泊施設、温泉街ですというのも、一つ売りになるのもあると思います。課長として、何かほかにありましたら、ご意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました福島県の土湯温泉、言われるように、バイナリー発電を一つの軸にして、それからエビの養殖だとか、あるいはインフラの観光資源として、見学者を有料で案内するという事で、いろいろとうまく循環している場所かなというふうに私も思っております。

いずれにしても、これは民間がやるにしても、数億円規模の事業になりますので、ちょっと村内で、これからすぐというわけにはいかないと思います。そんなことで、先ほど村長のほうが申しましたけれども、温度差発電ということで、せっかく出た自然の恵みを使って、若干ですけれども発電をして、健康づくりだけじゃなくて携帯のスマホとか充電ができると、そんなことで、資源を大切に使っていっていますよと、そんなことで、例えば万座温泉なり鹿沢温泉のPRに結びつけば面白いかなということで、ちょっと提案をさせていただいたんですけれども、またいろいろとご意見を伺いながら、その辺を進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 答弁ありがとうございました。

そうですね、そういう、あまり投資的に高額にならず、かと言って周りの環境にも影響の少ないもので売りになるということ、ぜひ研究して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次のワクチン接種後のウイズコロナ観光対策についてであるんですけれども、新聞等でもございますけれども、ワクチン接種済みの方とそうでない方の不公平感が、そういうことが生まれないようにとか、答弁にもございましたけれども、愛郷が始まりますけれども、おっしゃられたとおり、その間を縫った村独自の施策とかできたらいいかなと思いますけれども

も、その辺の考えを観光商工課長にお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの土屋圭吾議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけれども、愛郷ぐんまが予定といいますか、まだ正式ではありませんが、10月の半ば頃から始まるのではないかなというようなお話もございます。

また、クーポンの発券事業についてですけれども、一応基準としまして、地域の警戒度が2になってからというようなことのようにございます。愛郷がいつ始まるのかにもよるんですけれども、その終わった頃に、ここにも書かせてもらったんですけれども、冬の施策、スキー場に絡めたような施策みたいのができればなと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 答弁ありがとうございます。

県の流れにもよりますけれども、ぜひ観光協会、商工会等の皆さんと知恵を出し合って、よりよい観光のための事業を考えてください。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、SDGs、私なりに、最後に村長に質問させていただきたいと思います。

SDGsなんですけれども、ウェディングケーキモデルで概念を唱えている考え方もございます。バイオスフィアであります生物圏、この生物圏は、今まで出ました陸の豊かさ、海の豊かさ、気候変動、安全な水とトイレ、これがケーキの一番下の土台、SDGsの土台になるものだと思います。その土台の上に、社会圏、ソサエティーですね、ここでは貧困、飢餓、全ての人の健康福祉、質の高い教育、ジェンダー平等、クリーンエネルギー、住み続けられるまちづくり、平和と公正、この目標が掲げられ、生物圏、社会圏の重なり合いがあって、その上に、残される目標の経済圏が上がってくると思います。

土台なくして、社会圏、経済圏と積み重ねは難しいかと思います。この積み重ねをみんなで取り組み、最後の17であるパートナーシップ、これをもちまして、国・企業が、ここでいえば村民一人一人、この手を携えたパートナーシップで、SDGsの完成に向かうものかと思えます。

目標年度2030年、ここは日本の労働者問題にも関わるところだと思います。私は、このSDGs、村もちろん、私たちよりも真剣に考えていただいていると思うんですけども、村民一人一人が意識の向上を持っていくということが大切だと思います。

そんな観点で、最後に村長の総括的なご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

17のターゲット、一番下の土台部分でございますが、私は今、群馬県の過疎計画における総合計画の策定委員の拝命を受けまして、ハッ場ダムは最終的に、国のお金5,320億円で造ったと、コンクリートのダムも必要だと、これは台風19号で、ある意味実証されたとも思っています。でも、もっともっと重要なのは緑のダムだという主張をさせてもらっています。

県の計画にも、たまたまでございますが、私の発言をお認めいただいて、計画の中に、緑のダムをしっかりと造ろうと。緑のダムとは、まさにこの土台であります。生物の多様性を守りながら、そして、生物が生き生きと住む、そこには森がある。森こそ空気をつくり、水をつくる、これが一番基本だと、こんなふうに思っております。そういう意味で、エンバイロメント、環境というのは一番、自然環境、まさに地球環境そのものだと、このように思っております。

最近、地球温暖化で、2億年前のシベリア大陸の氷河が溶けてきたと。そうすると、2億年前の遺伝子を持った、いろんなウイルス等、微生物も発生をしてきておるとい現象があるという科学者のご指摘もございます。また、ある人は、人類の歴史はウイルスとの戦いの歴史であるというお話もございます。やはり人間だけではなく、生物多様性もしっかりと守りながら、地球そのものを守るのが一番重要だと、こう思っています。そういう意味で、生物という土台の部分、まさに日本においては緑のダム、森を守り、空気や水を守る、こういうことが一番重要な土台のところだと、このように思っています。

また、社会の中で、中間の目標、弱いところには力を、暗いところには光を、全ての人が平等であると、こういう社会でなければ、常に私はまずいと思っております。今後においても、お体の不自由な方、あるいは、先ほど来もいろんな意見ございましたが、障害者の方々、あるいは高齢者や子供たち、こういう方々をいかに中間の部分で、いわゆるソサエティー、これを土台に基づいて、支え合っていく社会をつくるのかと。

最も一番重要なのは、インダストリーあるいは産業だと思っています。一番まさに上の部

分であります。階段の一番上のところに17の目標の17がありますが、今、私どもが、国や、とくに総務省の事業、あるいは環境省の補助金を今回もらっています。また、地域創生拠点整備交付金、これも同じ目標だと思っています。まさに、階段にあっては一番上のパートナーシップ、このパートナーシップをどうやってつくるかということだと思いますけれども、これは個人個人が一人、プラス、いろんな法人、こういうものも関係してくると思っております。あるいは株式会社、これも同じだと思っています。

今まで社会は、どうしても第一セクター、国や県や婦恋村という第一セクター、便宜上、第二セクターは民間だと、こういうことで、高度成長期には、リゾート法があった1980年代においては、やはりそういう理念に基づいて、いろんな経済活動を行ってきましたが、これからの社会は、それを乗り越えた新たな形だと思っています。やはり第一セクターと第二セクターの協力し合う、お互いに共生、共生とはパラリンピックで見られたとおり、共に生きるという社会、それから、17の目標の一番上のパートナーシップというのは、共につくる共創の社会と、こういうふうに言われておりますが、私もそのとおりだと思っています。

いろいろな意味で、大きくダイナミックに社会は変わりました。生活様式も全く変わりました。台風19号以降、私も夜の会合はほとんど出ておりません。夜の会合ゼロに等しい。しかしながら、ウェブの会合は毎日ほぼあります。県との協議も、今いろいろ協議していますけれども、最近の県の協議は、まだまだいっぱい担当部署は、県とのウェブ会議が頻繁に行われる全く新しい時代になった。特に子供たちは、全ての子供にパソコンを持たせて、あるいはノートパソコンを持って、GIGAスクール、ご自宅で授業する、議員の皆さんもiPadを全て持ちました。新しい社会に対応するために、まさに大転換の時代が今来ていると、そういうふうに思っております。

そういう意味で、今はウィズコロナですけれども、ワクチンの接種率は国民の52.4%まで、2回接種が終わったという時代になりましたが、まだまだ感染予防をしっかりとしながら、SDGsの最終目標、いわゆるパートナーシップと、先ほど申したとおりであります。新しい婦恋村、新しい社会に向かって、みんなで協力し合いながら、共生、共通の目標を持って取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 村長から答弁、ありがとうございました。

村長おっしゃるとおり、共生・共創、これを基にしまして、2030年、未来の日本、世界を背負って立っていただける子供たちのためにも地球を残さなけりゃいけない、これが私た

ちの責務だと感じております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 以上で土屋圭吾君の一般質問を終わります。

◇ 黒 岩 敏 行 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、黒岩敏行君の一般質問を許可します。

黒岩敏行君。

〔1番 黒岩敏行君登壇〕

○1番（黒岩敏行君） 議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、群馬県も含めた緊急事態宣言が9月30日までの期間延長がなされている中、医療従事者をはじめ関係各所の職員の方などのご尽力には頭が下がる思いです。また、飲食業、宿泊業、観光業などをはじめとするコロナの影響によりに経営に大きなダメージを受けている方々も数多く、先の見えない状況の中で、本当に大変な思いをされていることと思います。一日も早い収束を願うばかりです。

そんな中、ワクチン接種について、先日の全員協議会での説明では、9月4日現在、嬭恋村は18歳以上の2回接種率が84.2%で、集団接種は無事に終了し、今後は12歳以上の子供たちを対象に、11月までには接種が完了するとの報告を聞き、ひとまずほっとするとともに、順調にワクチン接種を行えたことに対し、村長をはじめ関係各課の担当者の方々には感謝すると同時に、お礼を述べさせていただきたいと思います。

最近になり、国の方針では、11月をめどに規制緩和を行うことを目指しているとの話をよく聞くようになりました。賛否両論あり、今後の動向を見極める必要はあるかと思います。まだまだ感染拡大の防止を第一に考えることは最重要課題ではありますが、アフターコロナについても早い時期に対策を考え、より多くの観光客を安全・安心に効果的に迎え入れる取組を考えておくことも必要ではないかと考えます。

そこで、幾つか質問いたします。

村として、アフターコロナを見据えた取組について、どのように考えていますか。また、具体的な案があるようであれば、お聞かせください。

2つ目、コロナの影響によりダメージを受けた村内の事業者に対し、コロナ以前の経営状

況に戻るには時間がかかることが予想されます。今現在から数年先までを考慮した対応を考えていますか。

2つ目、防災・減災対策について。

6月22日の上毛新聞に火山防災協議会の報告書が公表され、浅間山の噴火で最大19万人の避難者の想定人数が示されましたとの記事がありました。嬭恋村は、浅間山、白根山に囲まれた土地柄、地震や土砂災害、豪雨災害などに加え、火山災害も考えた防災・減災対策が求められております。

そこで、幾つかの質問をいたします。

1つ目、広い土地を持つ嬭恋村において、これから先、スマートシティ構想を有効活用することは非常に大切な手段だと思いますが、情報収集や状況の把握、避難所との連絡体制をどのように構築していくべきか、構想をお聞かせください。

2つ目、災害が発生したときに、村対策本部と消防団は連絡体制が整っておりますが、各区や自主防災組織も含めた組織的な連絡体制の構築はありますか。

3つ目、防災の要である消防団でも全国的に団員の減少傾向が続き、さらに、運転免許制度の変更により、消防車両の小型化が余儀なくされています。今後の消防力の維持・拡充について、村としてはどのように考えておりますか。

4つ目、さきに話したように、嬭恋村は地震、土砂、豪雨災害に加え、火山災害も考慮した広域的な避難を考えることが必要ではないかと考えます。村内における広域的避難を考慮した防災体制の現状を教えてください。

なお、1問目のアフターコロナの対策についての質問につきましては、先ほどの佐藤議員並びに土屋圭吾議員の質問と同じような趣旨でありますので、答弁は結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩敏行議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

アフターコロナ対策につきましては、佐藤鈴江議員及び土屋圭吾議員のところでも述べさせていただきましたので、ご答弁は結構というお話でございました。先ほども申しましたように、基本的には、まずは50万人を対象とした愛郷キャンペーン、これをしっかり取り組むと。それから、先ほど観光商工課長が申しました形を補足して、しっかり取り組んでまいりたい

と、こういうふうに思っております。

また、第2点目の防災・減災対策でございますけれども、浅間山の噴火で最大で19万人の避難者が出るという想定でございますが、これにつきましては、災害対策基本法が改正された中で、浅間山火山防災連絡会ということで法律で定められた以降、噴火警戒レベルが4もしくは5になった場合を想定した避難計画をつくりなさいということでございます。この4・5の想定とは、つまり天明3年規模の噴火が起きた場合、あるいは融雪型火山泥流が発生してレベル4以上になったようなことを想定した場合に、最大、浅間山の避難をすべき人が19万人いますというふうに想定されております。

近隣の自治体とは、もちろんお互いが協力し合って避難計画をつくる、また、吾妻郡内では6町村が協定を結んでおりまして、郡内での話をすれば、一番遠い高山村、中之条町、安全・安心な場所に嬬恋村の1万人が早急に避難できる体制、これは当然、お互いが連携し合って、今までの申合せもでございますので、対応してまいりたい。あるいは、千代田区とも防災協定を結んでおりますので、小諸市とも結んでおりますが、小諸市は地域内でございますので、特に姉妹都市である千代田区さんとも、地理的に遠くにあるという意味で、しっかり対応してまいりたいと、このように思っています。

この部分につきましては、副村長のほうから防災・減災に対しましての1、2、3、4の質問につきまして、具体的なお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） それでは、防災・減災に関するご質問につきまして、私のほうで答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の防災スマートシティの有効活用に関するご質問でございますけれども、現在、防災・減災、または災害発生時に役立てるために導入したシステムが有効に活用できるようにということで、全職員を対象にシステムの操作練習や、簡単な災害発生を想定した訓練を行っているところでございます。また、先日、議員の皆様に対しましても、説明会等を行わせていただいているところでございます。

浅間山をはじめとする火山活動、豪雨災害、地震などが発生した際には、職員間の情報共有により適切な判断を行うとともに、住民や観光客に災害現場の状況、通行止めの情報、避難所の案内、また各避難所の避難者情報も共有させていただいて、住民や観光客の皆様が混

乱せずに、安全に行動していただけるようにしたいというふうに考えているところでございます。

また、このシステムが有事の際にしっかりと役立てることができるように、定期的に今後とも、さらに想定を拡大した上で訓練を実施していくことが重要と考えておりますが、今後はさらに、黒岩議員も副団長を務めていただいておりますが、消防団だとか、いわゆる広域消防、警察などの各関係機関との連携を深めて、しっかりと有事に使えるようなシステムとしていきたいというふうに思っております。

また、2つ目の各区や自主防災組織を含めた連絡体系の構築についてでございますが、本年の8月に、大雨の災害があらうとされるような大きな雨がございました。その際にも、婦恋村区長会、事務局、それは総務課にございますけれども、そこを連絡体制の軸として各区長さんへ連絡を取って、避難所の開設準備をしていただきたいとか、避難状況の把握に努めさせていただいたところでございます。

また、1つ目の質問にありましたスマートシティ構想においても、今後、村民への情報発信や村民からの情報収集においても、大きな効果を発揮していくように仕上げていきたいというふうに考えているところでございます。

3つ目の今後の消防力の維持・拡充について、村はどう考えているかという質問でございますが、ご指摘のとおり、婦恋消防団においても団員の減少が続き、10年前の平成23年には275名の団員がおりましたが、令和3年には254名となり、10年で21名の減少となっております。

また、平成29年3月の道路交通法の一部改正に伴い、新しい免許制度が制定され、これからの若い団員が現在のポンプ車両を運転できないことが懸念されている状況でございます。しかし、婦恋村消防団においては、消防団員減少について、しっかりとご対応をさせていただいておりますし、熊川団長を含め、本部団員も含めて、一生懸命団員確保にご尽力をいただいておりますが、村のほうもいろんな方策を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、ポンプ自動車においても、今年度購入予定であります第4分団においては、今後入団し、免許証が新制度の場合は、分団内において補助するというようなことも考えていただいているようでして、婦恋消防団の中でも今後の対応について議論がなされているということ聞いております。

今後、村として、若い世代の人たちに魅力を感じてもらえるような消防団になって、入団

してもらえる方法を提案・改革を明確にするために調査をしながら、婦恋消防団と一致団結して、現在の定数を何とか維持できるように検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

4つ目の村内において広域避難を考慮した防災対策の現状についてでございますが、これにつきましては、先ほど村長のほうからもお話ございましたが、現在、浅間山火山防災協議会の中で浅間山広域避難検討専門部会を設置して、令和元年度より広域避難についての協議を行っております。本年度は、令和元年度に策定をした基本方針に基づいて、想定される火山現象による避難者数、避難者受入れ先、避難手段、経路について計画策定を行いましたので、全体計画の完成については令和5年をもってめどとしておりますので、またその際には公表させていただきたいというふうに考えております。

また、先ほども村長からありましたが、吾妻郡内におきましては、平成29年度に災害時等における吾妻郡内相互の応援に関する協定というのを締結しておりまして、災害時においては避難所の提供についても盛り込まれており、今後についても、浅間山の広域避難を含め、吾妻郡内での連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、防災に関する答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

1番目のスマートシティ構想を有効に活用することという答弁の中で、今現在、職員間で説明会などを行ってやっていくということは、先日の私たちへの説明の中でもお聞きしました。これから先、有効に活用できるようにご尽力いただいているということは、よく分かりました。

そんな中で、システムを構築するに当たり、例えば先ほど副村長の中で、消防団、消防本部、警察なども含めた対応ということがありましたが、構築していく中での、例えば防災訓練だとか、意見の集約だとか、そういうものを考えているということはあるですか。構築をするのに当たって、各組織の意見とかそういうものを集約して、有効的に活用するということはお考えですか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの黒岩議員の質問にお答えしたいと思います。

今ようやく稼働したところなんですけれども、8月14日の大雨警報が出た際、実際に初めて使ってみたわけなんですけれども、その中では、ちょっとやっぱり見直しをしていかなきゃいけない改善点も大分ありました。そんなことで今、システムの改善なり変更をちょっとしているところなんですけれども、これがある程度収まったら、今度は消防団、広域消防、警察と仲間に入っていて、情報共有をして、今度は庁舎外とも密にして対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） スマートシティ構想というのは、すごくいいことだと思いますので、できるだけ有効に活用ができるように今後の取組に期待しております。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問なんです、私の質問の中の組織的な連絡体制ということでお聞きしたんですが、その組織的な連絡体制というのは、例えば災害対策本部を設置した後に、高齢者や要支援者などを実際避難させる状況が生じたときに、どの組織がどういった対応をするのか、また、その指示は誰が行うか。また、消防団、区長会を取りまとめた的確に、また効率よく、迅速かつ安全に避難を完了させる体制の構築はありますかといったような趣旨の質問だったんですが、そのような体制というのは整っておりますか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 黒岩敏行議員の今のご質問なんですけれども、自主防災組織は、各区で今、区長さんを中心に立ち上げはしてあると思っております。そんな中で、避難方法等、明確なものというのは、はっきりとしたものがまだないんだと思うんですね。それなもので、今後について、そういった自主防災組織と村のほうも含めて、要避難者ですとかそういったものの、これからどうやって避難させようかというものを含めて、一緒になって研究といいますか、一緒になって、どうしたらいいかというものを含めて、避難訓練等実施できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

ちょうどあしたの午後ぐらいですか、また台風も近づいてきているような報道もあります。災害というのは、いつ、どこで、どういう形で起きるか分からないので、そういった、実際起きてから各団体、各区なりが戸惑うようなことがないように、早急にそういった体制は整

えていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） スマートシティ構想につきましては、総務省から2,800万円交付金を頂いて、現在進めております。あわせて、先ほど来話のあります観光関係につきましても、ダブルで総務省の交付金を頂きました。これは、先ほど来申しておるコロナ対策に対して、今後、迅速な対応で中身を詰めていきたいと考えております。

そんな中ですが、スマートシティの訓練につきましては、庁内全員がLINEを使って実際の訓練を、つい先日、私も参加しました。例えば建設課ですと、こちらのルートとこちらのルートとこちらのルート、スマホを持って現場へ行ったら、その現場の写真を撮って即送renaさいと。その写真は、グーグルのマップにぴたっと落として、今ここの現状は、この場所でこういう現状ですというデータを写真データ、画像データを送らせて、そこに落としますというような訓練、それから、防災につきましては、三原と大前と田代の避難所につきまして、担当者を派遣して、今到着しました、現状はこうですという報告を受ける訓練等もさせてもらいました。

また、実際、8月に雨が降ったときもございすけれども、今は対策本部で、モニターで三原の水位計を見ると、こういう状況ですと画像で出ます。それと、鹿沢ともう一か所、3か所ですね、吾妻川の水位は、対策本部内で画像で見ることができる状況になってきています。

それから、今言った、黒岩敏行議員のおっしゃるとおり、今後の自主防災組織への連絡体制とか自主防災、あるいは消防、警察等、公の機関との連絡体制、これらもまだまだこれからの課題だと思っておりますので、迅速に関係する部署の皆さんとお集まりいただいて、具体的な連絡体制等について早急に取り組んでまいりたい、また改めて会議を指示しますので、よろしくお願いいたしますと思っています。

特に、この件については、経験があります副村長を中心に、しっかりと組織的なものをさせますので、ご理解いただいきたい、また議会のほうにも報告をしてまいりますので、ご理解をいただきたい、こう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） ありがとうございます。副村長を中心に行っていただくということを見聞しました。

一緒に副村長とは、防災を担当して、長い間のお付き合いがあります。人となりはよく分かっていますので、しっかりお願いできればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

いいですか、次。3つ目の質問なんですが、消防団員の減少傾向に対する対応。

確かに消防団員としても、各分団をはじめとして、団員確保には尽力している次第ではあります。ただ、今回の新しい免許制度によって、現在の消防ポンプ車が運転できないということによって、さらなる団員の減少につながるものが危惧されています。また、第4分団では、免許取得の補助を分団内で行うということをお聞きしたんですが、こういったことも踏まえて、村としての具体的な対策は何かお考えでしょうか。あれば、お聞きしたいと思いますが。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、ご質問の中で、消防団員の減少についての団員の確保という点がありましたので、その部分について、お答えを私のほうからさせていただきます。

群馬県の危機管理室、消防保安課のほうからは、県のほうの立場から考えると、浅間山、白根山という活火山が嬬恋村はあると。こういう観点からして、ぜひとも消防団員の数については、300人を確保していただきたいと、300人を何とか維持していただきたいという県からの要請があります。この件については、時折議会のほうでも報告をさせてきております。

役場の職員も、農協の職員も、あるいは民間企業でも、ぜひとも企業等、あるいは社会福祉の団体等でも、勤務しておる若い方々にも、ぜひともお願いしますということで、役場の職員も、出られる若い者はぜひとも消防団に入りなさいという指導をしております。それでも、辛うじて今、先ほども答弁をしたとおり、減少傾向にあるという状況でございますが、何としても今後も、関係する各企業や団体とも協議をしながら、できるだけ多くの人間を確保してまいりたい、目標の300人を確保してまいりたい、こう思っております。

もう一点、嬬恋村の婦人消防隊がございますけれども、こちらのほうについては、昭和39年から婦人消防隊ができて、もう50年を超えてきたということでありまして、県のほうからは高い評価を婦人消防隊についてはいただいております。しかしながら、ここへ来まして、婦人消防隊のほうからも、いろいろ団員を集めるのに、点検等でも、訓練するのも非常に大変な状況になっておるので、婦人消防隊の幹部からは、何とか人数をもう少し減らせるような方向にという要望がございます。一気に、そういう方向で減らすということにはなかなか

かいきませんが、ぜひとも消防団員の確保及び婦人消防隊の減額要請という現実がございますけれども、何とかしっかりお願いできる範囲で、火元から、家庭から火災を起こさない、予防消防の意味も含めて、また、よく関係の皆様と協議しながら、団員の確保にはできる限りしっかり取り組んでまいりたい、こう思っております。

消防の免許の件については、総務課長からお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、消防ポンプ車の免許の関係でございますが、何回かご説明はしておるんですが、現在の状況ですと、3.5トン未満のポンプ車については通常の普通免許で運転ができると。今現在の状況ですと、ポンプ車に似た四駆のものと、3.5トン以上になってしまうということで、通常の普通免許だと運転できないということで、干俣分団ですかね、干俣分団については、ポンプ車なんだけれども3.5トン未満じゃなくて、ちょっと4.2トンとかとおっしゃっていたんですけれども、そのくらいのものを購入したということでございます。

それなので、先ほど黒岩敏行議員がおっしゃったように、免許証が普通免許じゃないんだけれども、今後どうするのかねというお話だったと思うんですけれども、今後について、ポンプ車がいいのか、それとも、可搬式というのが3.5トン未満であるんだそうです。ただ、その可搬式というのが、私もよくまだ内容をチェックしていなくて、物も見ることがないんですが、可搬式でももしかして、分団とか消防団のほうで可搬式でもいいんじゃないかということであれば、それであれば、3.5トン未満の四駆だということですので、それでも対応可能かなということも一つ考えがございます。

ただ、今までの婦恋消防団ですと、ポンプ車で皆さん、火事場へ行って作業されていたという経験がありますので、その辺も含めて、消防団また各分団とよく協議をさせていただいて、また、免許証の関係についても、若い人が入れるような形、免許を取得できるような支援ですとか、そういったことも含めて、これから検討していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

免許制度については、3.5トン、細かい話になってしまいますが、やっぱり婦恋村の火災

に対する対応については、やっぱり消防団が第一に活躍するということの現状を踏まえて、可搬式のポンプだと少し、多少消防力が落ちてしまうのかなというのをちょっと危惧されているところなんです、例えば先ほど、村としての具体的な対策はありますかということで、いろいろ考えていただいているということはよく分かりました。

そんな中で、例えば、従来のポンプ車が必要だという分団が出たときに、そういった免許を取得する際の費用を例えば村が補助を行うとか、やっぱり全国でも、こういう同じような境遇を持った自治体というのはかなりの数があると思いますので、そういうところと情報を共有して、どうなるかは別としまして、国にも免許制度の改定を働きかけるとかというのはどうかなと思います。

また、例えば、免許費用の補助を村が行っているということであれば、村外の在住者で、村内の企業に勤めている方の入団も期待できるという側面もあるのではないかなというふうに考えています。

また、団員減少の問題について、これから先は機能別団員や女性団員を増やしていくということも必要になるのではないかなというふうに考えていることから、今、毎年詰所のほう、新築されていると思うんですが、そこに男女別のトイレを前もって造っておくとか、そういった事前の対策も考えておくことが必要ではないかなというふうに思いますので、これ答弁は結構なんです、その辺をちょっと考慮していただいて、整備に努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4番目なんです、浅間山火山防災協議会や郡内での取組についてはよく分かりました。完成についてはまだ先ということなんです、できるだけ早急に完成させていただくよう希望いたします。

その中で、村内での広域的な避難の体制というのはどのように構築されているか、お分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） 黒岩議員のご質問にお答えさせていただきます。

具体的に何か明文化されたものがあるというふうなわけではありませんが、実は例の台風19号の際も、三原の前の川が大分満水状態にあったというようなことで、別な避難所へというようなことも検討しておりました。

また、民間の自宅が被災した場合に、これだけの宿泊施設を村内に持っておりますので、

宿泊者に対して、そういうときに避難所として使わせてくださいというお願い事を県を通じてお願いして、実数はちょっと、私、今把握しておりませんが、そういう形で、宿泊施設のほうに避難ができる体制等を年々充実させていただいているところでございます。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） 今、構築をされている過程ということで理解させていただいてよろしいのかなと思います。先ほどの質問の答弁と同じようなことになりますが、副村長にはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

広域的避難の体制ということで、既に田代地区、大笹地区、鎌原地区などは、非常用発電機や太陽光発電設備も備えた避難所が整備されていると思います。広域的避難体制を整えるには、吾妻川右岸の東部地域の住民が活用できるような避難所も必要であるのではないかと思います。

最後になりますが、村長にお聞きしたいと思います。

村の指定避難所でもあり、土砂災害時においては三原区唯一の避難所でもある婦恋会館について、昨年12月に、一昨年に引き続き三原区長名で提出された、現在の場所での早期建て替えを要望した541名の署名付要望書が提出されましたが、そのことについて、村長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

昨年の12月議会の時期に、当局、私に対して、並びに議会に対して、541名の三原区民の署名及び捺印のある請願書を受け取りました。憲法16条に請願権が国民にはあります。最も必要な現憲法における基本的人権の中でも、最重要の基本的人権であります。なおかつ、署名及び捺印のある署名であります。また、地域の皆さんのご努力により、541名の署名があるものであります。これに対しましては、真摯にその541名にお答えをする責務があると私は考えております。

三原地区全体を考えますと、私が子供の頃、まだ舗装ができませんでした。婦恋村で最初にコンクリートの舗装ができたのは、三原の旧メイン通りでありました。今は婦恋村は、どこへ行っても舗装はあります。当時はまだ舗装はなかったんですが、三原でした。また、三原には、20円で食べられるラーメン屋がありまして、おやじと蚕を持って常林寺にお施餓鬼に行って、その帰りに10円、20円、30円、小遣いを頂いて、三原のラーメン屋でラーメン

を食うのが非常に楽しかった。

高度成長における婦恋村における三原区の役割、これについては、今お年を召した方々はよく存じ上げておると私は思っております。少なくとも私と同時代の皆さんは、共通認識を持っている部分が相当あるのではないかなと思います。

あれ以来、現在の婦恋村は、道路交通体系は全く変わっております。昭和46年には、福田・中曽根電車と言われましたけれども、万座・鹿沢口まで駅ができました。また、中之条高校からは婦恋高校も独立して、オリンピック選手が6名も出た高校も誕生しました。

また、人口は昭和35年をピークに、小串、万座、石津という3鉱山があるときは、1万5,300人の人口があったという現実もあります。小学校は全村で8校あったという時代でした。でも、そのときに野球チームの思い出がありまして、石津鉱山と対戦したことがございます。石津鉱山だけでも、野球チームが1チーム楽にできる生徒がいたという記憶があります。

そういう歴史がある中で、今、三原地区、どうなのかということであります。万座・鹿沢口の駅をどうしても存続しようと、あるいは婦恋高校は、オリンピック選手、全国募集頼んだじゃないですか。議会の皆さんのご了解も得て、1億円村民の税金を投入して婦恋寮も造らせていただきました。また、今後、バランスのある婦恋を考えなければならん、こう思っております。

そういう意味で、三原区には長い長い歴史がある婦恋会館があります。また、過日の全員協議会でも、この問題については、当局は真摯に説明をさせていただきました。全員協議会は議事録がありますので、全議員がそのときに発言をしております。これは公開されてもいいと、当たり前のことであります。全協は公開してもおかしくない、議事録もあります。

やはり我々は、私は近隣の文化施設、公共施設、全部説明させていただきました。軽井沢の大賀ホール、あるいは草津の音楽の森ホール、あるいは高山村のいぶき会館、あるいは上田の153億円のサントミュージーゼ、こういう施設、文化施設、全部説明を、私から大局の話をさせていただき、それから、教育長からは、あの建物は学校教育だけではなく、社会教育、生涯学習の拠点であるという趣旨の説明をさせていただきました。

また、台風19号については、三原区のアそこが安全だったか否か、これにつきましては、利根川水系砂防工事事務所長からも副村長が確認を取って、今、干俣川のあれは、100年に一度の大雨が降っても一応大丈夫であろう、あれを超えることはないであろうという説明もさせていただきました。加えて、総務課長からは、今年の3月に議会に提案しました公共施

設再編計画の中において、来年、再来年と翌々年で婦恋会館を建て替えるという説明も計画に入っておりまして、報告もさせてもらいました。

婦恋村役場につきましては、その次の年と、その次の次の年、ここで整備しましょうという話もさせてもらいました。あわせて、婦恋会館については、過疎債を財政的に使いましょうと、また、役場につきましては、貯金もしてきているけれども、基金も積み立てているけれども、PFIを検討しましょうという財政的な話もさせてもらってきております。

最後に、説明の中で、教育委員会事務局長より、今ある今までの経緯と、それから今後の考え方、駐車スペースの話も含めて、その中で一部説明をさせてきていただいております。何とか、そのようなパブリックコメントも取るという約束もさせていただいておりますので、ぜひとも多くの方々に現状を説明したことを報告し、また、全協の議員の発言もしっかりと議事録に残っておりますので、それらを参考にしながら、しっかりとパブリックコメントを取って、あるいは各種団体の意見も聞いて、特に文化協会なりスポーツ協会の皆様方のご意見も尊重しながら、前に進められたらと考えております。

私のほうからは、大局的な考え方ということで、以上でお答えとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 黒岩敏行君。

○1番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

先ほども述べましたが、災害というのは、いつどこで起こるか分かりませんので、しっかりとした体制づくりを心がけていただくとともに、早めの対応で進めていただきたいと思います。

その辺を要望して、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（土屋幸雄君） 以上で黒岩敏行君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

9月議会は、決算の審議を主な議題として行います。毎年この議会では、決算審議を過ぎたこととして考えるのではなく、行政効果、経済効果などしっかり報告し、次年度に生かすこと、取り組むことなどの説明を求めているところです。

私は、村民の声を大事にし、少しでも村政に生かせるように努めること、村民が主人公の村政を目指す立場で質問を行います。

最初に、通告で挙げた3番目の質問、村有財産の管理・運営については、当局より、具体的に、何を答えたらいいかわからないという指摘がありました。通告に不備な点もありましたので、今回は外させていただき、今後取り上げることを申し上げて、1つ目の質問を行います。

ジェンダー平等の取組についてです。

今、新型コロナ感染の広がりの中で、生理の貧困という言葉聞くようになりました。NHKの「クローズアップ現代」という番組では、この問題からジェンダー平等問題にまで触れて報道されておりました。

私自身は、生理の貧困という現象が起こっているということを初めは認識できないでいましたが、様々な報道を見聞きするうちに、深刻な問題として受け止め、ジェンダー平等にもつながること、そして、群馬県が全国で初めて学校や公共施設に生理用品を置いたということを知ったのが、質問をするきっかけになりました。

このような経緯があったことを説明し、3点質問いたします。

1つ目、嬭恋村でも小・中学校のトイレに生理用品を置くことを提案します。関係機関の方々の考えをお聞かせください。

2つ目、女性は人生の中で35年間から40年間、生理の期間があると言われています。この期間、症状の重い方は頭痛、腰痛、吐き気などがあります。そのときに無理をしないようにすることが母性を守ります。

そこで、お聞きします。

嬭恋村役場職員の生理休暇取得状況はどうなっているのでしょうか。職員が取得した場合、職場体制に穴が空くことは否めません。その補充体制など考えられているのでしょうか。この2点についてお答えください。

③ジェンダー平等については、SDGsの5番目にうたわれています。村当局も、女性の幹部職員の割合を増やすことなど、取り組み始めていることを承知しています。そのほかに庁舎内で取り組んでいることがありましたら、具体的に答えてください。

2 番目の質問、新型コロナ対策についてです。

群馬県の新型コロナ感染者の数は、このところ2桁になっていますが、冬に向かって感染力の強い変異株などがどうなるか、専門家の方々も含めて、すごく心配をしているところです。この問題では、前回の質問でも幾つか取り上げましたが、村民の命・暮らしを守ること考えるなら、万全の対策を取り、村民が安心して暮らせるようにするのが行政の役割です。

次の提案についてお答えください。

1つ、子供の感染の広がりが取り上げられています。県内の自治体でも取り組んでいるところがありますが、幼稚園、保育所、小・中学校の子供たちに抗原検査キットの配布を求めます。また、村民の感染を防ぐためにも、抗原検査キットの配布、PCR検査の実施、または検査費用の一部補助の考えはありますか。

②令和元年の台風19号のとき、避難所には500名前後の方々が避難しました。その後、新型コロナ対策の備品など用意されたようですが、500人という避難者にも対応できるのかお答えください。

③先ほど述べたように、冬季の感染状況が心配です。村内の観光関係者、中小の事業者の経営は今でも厳しい状況です。こうした状況の中、村内の事業所にも感染が広がった場合に、該当事業所を守るために、村としてどのような支援をするのか考えているのでしょうか。もしあるのなら、具体的にどう支えてくれるのかお答えください。

以上、明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

大きな質問事項で、1つがジェンダー平等の取組について、2つ目の大きな枠組みが新型コロナ対策についてのご質問でございました。

大きな枠のジェンダー平等の取組についての①番であります嬭恋村でも小・中学校のトイレに生理用品を置くことを提案しますという、この答弁につきましては、後ほど教育長のほうからお答えをさせていただきます。その他の質問につきましては、私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

そうすれば、具体的な質問にお答えさせていただきますが、嬭恋村役場職員の生理休暇取得状況はどうなっているかのご質問でございました。

役場職員の生理休暇につきましては、婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第1号により病気休暇と規定されており、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限度の期間、取得することができます。生理休暇の現在の取得状況につきましては、今のところ利用する職員はおりませんが、職員組合でも職員に周知していると聞いております。今後も取得しやすい環境の整備等、必要があれば考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ジェンダー平等についてのSDGsの5番目のジェンダー平等の取組はあるかというご質問でございました。

ジェンダー平等について、具体的な取組があるかのご質問でございますが、SDGsの目標では、男女差別をなくす、あらゆる分野における女性の参画、女性のリーダーシップの機会確保などがございますが、一例としては、女性管理職の登用として、現在3名が課長職として活躍しております。

また、本村は愛妻家の聖地として、愛妻の村づくり事業に取り組んでおりますが、基本となる愛妻家テミル原則の1番目に「やってみる 妻が喜ぶ家事ひとつ」という項目がございます。これは、SDGsの育児や家事労働を女性に押しつけないようにしようとする内容と一致しております。全くの偶然であります、SDGsが2015年に国連で採択される11年も前から村では取り組んでおります。今後もSDGsを意識しながら、様々な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項、新型コロナ対策についての①番でございますが、幼稚園、保育所、小・中学校の子供たちに抗原検査キットの配布を求めます、また、村民の感染を防ぐためにも、抗原キットの配布、PCR検査の実施、または一部補助の考えはありますかというご質問でございました。

1点目の幼稚園、保育所、小・中学校の子供たちに抗原検査キットの配布を求めますとのご質問ですが、国では、児童・生徒等に発熱などの症状がある場合には、自宅での休養、医療機関を受診することを原則としております。また、児童等が登校後に体調不良を来した場合には、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則です。

しかしながら、すぐに帰宅することが困難な場合や、直ちに医療機関を受診できない場合の補完的な対応として、全国の小・中学校等に最大80万回分の抗原定性検査用のキットを9月上旬から配布を始めました。このキットの使用は、教職員や速やかに帰宅が困難である等の事情のある児童・生徒、小学4年生以上を対象に使用することが想定されています。また、

このキットの特性として、無症状者に対しては精度が低いため、無症状者への確定診断用として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されておりません。

学校内での検査については、子供たちの精神的な負担を考慮し、実施しなければなりません。このようなことを踏まえますと、安易にキットを配布し、受診の機会を遅らせてしまうことや、精度についての課題を考慮すると、抗原キットの配布は、村独自策としての配布は現在のところ考えておりません。

議員ご指摘の県内の自治体で抗原検査キットを配布した事例については、夏休み明けの登校時の感染拡大に備え、2学期の始業を前に家庭内で実施し、疑いのある子供たちには早期受診を勧奨し、学校内での感染拡大を防止するためだと聞いております。また、継続的に実施するものでもないということでございます。

次に、村内での感染拡大防止のため、抗原キットの配布やPCR検査の補助についてでございますが、抗原キットの配布については、高齢者施設、医療機関等クラスターが発生すると混乱を来す職場には、県が配布していると聞いております。PCR検査の補助につきましても、6月議会で答弁させていただきましたとおり、必要に応じ検討したいと考えております。

続きまして、2つ目の令和元年度の台風19号時の避難者数が500人前後だったが、コロナ禍の中で500人の避難者に対応できるのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

令和元年台風19号のときの避難者合計人数は、最大で474名でございました。コロナ禍の中での避難所の収容人員は、村内全施設では約2,300人収容できます。令和元年台風19号のときと同じ避難所を利用した場合を想定すると、特に多くの方が避難された田代コミュニティセンターでは、128人の方が避難されましたが、コロナ禍での収容人数ですと150人の避難者が収容できますし、田代体育館も避難所として利用することもできます。芦生田区民ふれあいセンターでは、49人の方が避難されましたが、コロナ禍での収容人数は61人が収容可能と考えております。他の施設でも、婦恋会館を除き、全ての施設で対応が可能であると考えております。

なお、婦恋会館につきましては、114人の方が避難され、コロナ禍での収容人員が85人ですが、東部小学校の体育館を避難所として利用すれば、問題なく対応が可能であると考えております。

なお、婦恋会館につきましては、自然災害の水害のときにおきましては、西窪区の方々、門貝区の方々も婦恋会館を利用した避難となります。よろしくご理解をいただきたいと思います。

ます。

避難所の備品についてですが、現在、新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、避難所運営マニュアルを新型コロナウイルスに対応するものに変更し、必要備品についても検討を行い、昨年度から購入をさせていただいております。内容といたしましては、パーティション紙壁50セット、ワンタッチパーティション20個、非接触型温度測定器10個をはじめ、避難所運営に必要とされるものを備えさせていただいております。非常食につきましても、一度に備えてしまいますと、賞味期限や費用の問題が出てきますので、計画的に備蓄し、大規模な災害に対応できるよう現在進めております。

また、各地区の自主防災組織が避難所運営を行えるよう、物資を備蓄できる備蓄倉庫を設置しております。昨年度は田代区、大前区、役場、3か所へ整備し、今年度は干俣区、今井区を予定しております。

続きまして、村内事業所に感染が広がった場合に、該当事業所を守るために村として支援する考えはありますか、あるなら、具体的にどう支えてくれるのかお答えくださいとのご質問でございます。

6月議会の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、嬭恋村では様々な支援をできる限り講じてきたところでございます。また、先ほど来、お答えさせてきているところでございますが、群馬県でも愛郷ぐんまの開始を予定しているなど、観光関係者には明るい材料であると思っております。議員がおっしゃるように、感染が広がることも想定しなければならぬことも考えておりますが、その時々でどのような支援が必要かも含め、皆様からも、関係する団体からもご意見等を聞きながら検討していきたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員のご質問1、小・中学校のトイレに生理用品を置くことの提案についてお答えいたします。

日常生活の中には多くの差別が存在しています。そして、ジェンダー平等については、人権問題の解決すべき重要な問題であることは誰もが承知しております。また、昨年度より収束の全く見えない新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらなる生活環境の格差に伴う差別が生まれてきている現状もあります。職を失うなどの生活困窮者の報道も決して少なくありません。そんな中、生理の貧困について、新たな、そして大きな問題となっていること

も十分理解しています。

伊藤議員のご質問、小・中学校のトイレに生理用品を置くことについてですが、群馬県立の学校、ほとんどが高校になりますけれども、それをはじめ、郡内でも試験的に数校実施しているということは承知しています。生理の貧困への積極的な対応の一つではあると思っています。

現在、本村の小・中学校では、生理用品をトイレに置くのではなく、保健室に備蓄し、児童・生徒の申出や養護教諭の健康観察を含めた、必要に応じての配付となっています。指導に当たる学校現場の養護教諭や関係職員からは、現在のところ、経済的な理由等で生理用品が購入できない家庭はなく、養護教諭との良好な信頼関係により、女子児童・生徒一人一人の健康状態を適切に把握しており、必要な場合には気軽に抵抗なく相談に来ることができていることから、あえて生理用品をトイレに置く必要もないとの意見です。

また、特に、小学校では、保健室での健康観察を含めた配布のほうの問題も少なく、効果的であるとの意見も聞かれます。よって、今のところ、現状での対応の継続を考えています。

もちろん、生活環境や状況は常に変化していることから、さらなる継続的な状況把握に努めるとともに、必要に応じてはトイレへの生理用品設置の検討も視野に入れておきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、初めに、大きな1番の①、今教育長から答えていただいたんですけれども、教育長が一番最初に言ったように、これは人権問題としてということで、うちの山本一太知事も冒頭に述べておりました。私もその意味で、ジェンダー平等の問題として、貧困もあるかもしれないけれどもというところで取り上げたわけなんですけれども、そうすると、現場の先生方がそういうことは見当たらないと言うけれども、いろいろ質問するに当たって調べさせていただくと、やっぱり保健室に取りに行くのはとか、急に生理になったときに戸惑ったりして、それでトイレットペーパーを代わりにしたことによって、トイレットペーパーのほうの不衛生で困ったとか、そういうことが起こっているというの、いろいろなところからの資料で知ったわけなんですけれども、そういうことも全然ないので、婦恋村としてはそういうふうにしたいということと捉えていいんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの質問にお答えいたします。

細かな毎日の調査あるいは聞き取りとかということはしていませんが、本村だけでなく、吾妻郡内における養護教諭会、そういった組織がありますが、そういったところでも、当然これ問題、要するに人権問題の一つとして話題に上がっていることです。

どこの学校でも当然、そういう可能性が絶対100%ないというわけではないんですが、先ほど申し上げましたように、養護教諭との関わり、あるいは女性職員や、そういった関連の職員によって、単なる生理用品の使い方云々でなくて、今、性教育というふうなところで、以前は5・6年生から上で扱っていたというような分野でもあるんですが、現在については、小学校1年生から発達段階に応じた形で取り組んでいるというようなことも含めて、今のところは現状維持で大丈夫だろうということであります。

もちろん、先ほど申し上げましたように、状況等、あるいは学校、発達段階等によって違いますので、そういったものについては、当然日常的な注視をしながら、もしそういうことが予測されるのであれば、当然そこは早急に対応していかなくちゃいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 参考にお聞きしたいんですけれども、生理ナプキンは今現在、小・中・高では、どのようなところの予算を使っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらのものにつきましては、学校管理費のトイレットペーパー代ですとか、そういったものと同様に支出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今回、私がこの質問をしたのは、冒頭にも述べましたがけれども、貧困ということよりもジェンダー平等、それから女性の体を大事にするというので、やっぱり女性の生理というのは、人類が子孫を残すために必要不可欠な生理現象だということなんです

けれども、それが今、事務局長の答弁にもあったように、トイレトペーパーのところに予算でというと、女性は、それがトイレトペーパーと同じ考え方によるものだと思っているんです。

それで、国のほうでもその予算を取るために、地域女性活躍推進交付金を1,700万も出して、ほかの自治体はその予算を使っているの、今回、突然このような質問をしたんですけれども、やっぱり本当に、現場では子供たちの気持ち、そこを考えて、それで大人も、女性の体、母性、そういうものを大事にするという意味では、そうしたところの予算を使って、やっぱり誰もが安心して、お手洗いにいっても安心できる、そういった環境をつくってほしいということで取り上げましたので、今後そういう姿勢でやっていただければと思います。

それでは、次に、2番目の②の職員の生理取得状況ですけれども、11条で病気休暇ということでありましたけれども、私が現役時代に取ったときには、病気休暇というよりも、きちんと労働基準法で生理休暇とあったような記憶をしているんですけれども、やっぱり病気という形にしちゃうと、なかなか取りにくいのが一点だと思うんですけれども、その辺はもう一度確認して、ぜひやってほしいのと、それと、先ほどの答弁で、今のところ取得状況はゼロということで驚いたんですけれども、そういう意味では、例えば保育園とか幼稚園は女性だけの職場だけれども、自分1人が休んだら、本当にほかの職員に負担をかけちゃうというのでは取りにくいと思うんですけれども、その辺で今、村は、保育園、幼稚園は正規職員と臨時職員が半々ぐらいなので、とても1人休暇を取ったら、とてもやっていけないというか、負担かけちゃうという思いがあると思うので、その辺の取りやすい状況については、村当局としてはどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

取得しやすい環境づくりというのが非常に大事だと私も思っております。ただ、何日もということが、私もちょっとはつきりとは分からないんですが、現在の状況ですと、そういった方で、生理休暇ということでの病休扱いですけれども、そういった届出はないということです。

ただ、多分、通常の休暇を取ったりとか、そういったことで、もしかしたら休んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺については、今後、教育委員会は女性の職場とい

うこともあるので、その辺ともしっかり協議をして、今後その辺も含めて、取りやすい環境をどうしたらいいのかということも検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、総務課長の答弁にありましたように、もしかしたら年次休暇で取っている可能性もあると思います。それは結局は、元をただせば、年次休暇なら堂々と取りやすい、生理休暇はどうしても遠慮がちという気持ちもあると思うので、それは女性の側も少し勇気を持って実施していく問題かなと思いながらお聞きしたので、じゃ、今後はそういうことも、男性職員である皆さんも考えてあげてほしいなということを要望しておきます。

次に、③の村としての取組のところ、すみません、幹部職員の割合は、村長の目標は以前に申し述べていただいたので、それは結構ですけれども、やっぱりそういうところで、村として、役場職員内で男女平等というか、本当にジェンダー平等の取組を特にやっていることがあったら、説明していただきたかったんですけれども、そのことについてお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 今、庁内ということだったんですけれども、それについては、今のところ、そういったものはしておりませんが、今後、ここにもございますが、検討していくということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、ジェンダー平等全体の取組については、先ほどの庁内の取組も含めて、子供たちの生理用品についても、実際、生理用品を取り扱うことによって、やっぱり健康状態を相談しやすいとかというのは、保健センターとかいろんなところ、公共施設でもそういう声が表れているし、そういう生理の貧困から立ち上がった女性の人たちがこのように国を動かして、地域女性活躍推進交付金も国のほうから上げたということもありますので、そういうジェンダー平等の状況がすごく高まってきているというのでは、SDGs 5番目の取組として、村としても真剣に取り組むことを要望して、大きな1番の質問は終わります。

次に、大きな2番のコロナ対策ですけれども、先ほど、①の保育所、幼稚園、小・中に抗原キットの配布というのでは、群馬県では伊勢崎市、太田市、館林とかやっているわけす

けれども、先ほど村長が述べたように、学校に2学期上がってきたときに、もしもというのでありましたけれども、やはりそれを二重の構造で、ちょっと抗原キットで検査して、体調が悪い方はPCRに回すという、一番予防を大事にした取組として、どこの自治体もやっておりますので、先ほど国から何十万というキットが配布されるというのでは、もしかしたら婦恋村も手を挙げれば来ると思うので、そういう予防を第一に考える、いつでも誰でも、自分はいつかかるんだろうと、すごく不安でいると思うので、その点で、今現在は村としては考えていないということでしたけれども、そういったことで、例えば、最低でも希望した人には配るとか、そういう考えもないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、抗原キットにつきましては、国からの配布分、村にも配布予定になっているというふうに聞いております。それにつきましては、子供たちの予防というよりも、教職員を対象に、自分で検査をしなければいけない、医療関係者のいないところでは、自分でお鼻の中をぐりぐりしなければいけないということもありますので、そういったことから、キットを使うにも医療関係者がいるところでの検査が望ましいというふうに言われておりますので、キットを配って、家庭内でやって予防というのも一つの対策かとも思いますけれども、むしろ症状のある方は、やはり医療機関を受診していただいて、正確な判断をしていただいて、感染対策をしていただくということが一番ではないかなというふうに考えております。

これからのキットにつきましても、簡単にできるようなものとか、そういったものが、また精度が上がってくるものがあれば、考えればいいのかとは思いますが、現在のところは、予防的なところでキットを購入して、学校に配布、または職場に配布ということは検討していないという現状にあります。ご理解いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 抗原キットについては、今考えを伺いました。

それでは、次に、PCRですけれども、最近、村内でも発症があったというのは、どなたも耳にしていると思うんですけれども、そのときの、ある方からの声だったんですけれども、濃厚接触者というのを後から言われて、結局は自分で検査したという方に実はお会いしたんです。そうすると、2万5,000円から3万かかるというので、本当に大変だったというのを聞いて、でも、自分は持病があるから心配だったのでやりましたと言われて、そういうとき

に、村長は6月の議会の一般質問のときに、感染状況によっては対応を考えるという答弁をしているんですよね。そうすると、例えば、PCR検査についても、希望者があつたら一部補助しますとか、そういうアピールをしてもいいんじゃないか、今後、冬の感染を防ぐためにも、そういった一歩進んだ対応を考えていただくというので、これは村長に答弁を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） PCR検査を希望がある方は受けたらいかがかというお話でございました。今、群馬県が進めている愛郷キャンペーン、昨年度30万人、今年が50万人ということで、先ほど、以前の答弁でも申しましたが、490億円、すごい大きな一般会計予算を組みました。その中で、PCR検査をして陰性であれば、陰性証明書があればという項目がありまして、それがあれば、宿泊もいいですよ、愛郷キャンペーンに参加できますよという項目がございます。

その範囲において、あるいは観光商工がポイントをどうするかという話も答弁させていただきましたが、必要に応じて、そういう需要が高ければ、ちょっと考える必要があるかなと、出口戦略の中ででございますけれども、と考えております。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長が、観光業者、事業者を考えて、愛郷ぐんまをすごくいいことというふうに言うんですけれども、これもそれもあれも、とにかく感染が収まらないことには、そういう状況にならないと思いますので、私は一番、感染予防、感染を抑えることが私たちにとって一番大事だと思いますので、PCR検査を希望したらというので、愛郷ぐんまをしたいから希望したらというのは、ちょっと私としては腑に落ちない点があるんですけれども、とにかくPCR検査希望者には、それだけの高額なお金がかかるなら、やっぱり観光業とかいろいろやっている人も、自分は感染していないというのを分かれば、安心してお客様を受け入れることもできるので、そういった面からも考えて、ぜひこれは至急に取り上げて、対応を近いうちに出していただかないと、愛郷ぐんまにも間に合わなくなるわけですから、それを強く要望しておきます。

次に、大きな2番の②ですけれども、災害時のコロナ対応は、先ほど田代とか芦生田、それから、いろんな婦恋会館の例を出して言いましたけれども、私が昨年度というか、この間買った防災、新型コロナ対策の機器材ですけれども、パーティション、ワンタッチパーティ

ション、それから非接触型測定器とか毛布100枚、アルファ米1,500食、5年保存水100箱と、この数が本当に、避難所が20幾つあるわけですけども、そこに分けても大丈夫なのかという、その心配、もし前回のような台風とか、土砂崩れとか、そんなときに各地で避難したときに間に合う数なのかというのが1点心配だったんですけども、その点については、総務課長、お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問でございますが、パーティションについては、避難された方全員が使用するということは今のところ考えておりません。というのは、例えば一時避難的なことだと、一晩なりということですので、その辺については、必要な方、パーティションが必要な方、女性がいたとか何か、いて必要だという人にはパーティションを使っていただくと、そうじゃない方は通常の避難をしていただくというようなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も、ちょっとその辺も含めて、数は、1回にいっぱいということとはちょっと考えておりませんが、だんだん増やしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先日の決算審議のときも、徐々に増やしたいということもありました。そういう説明もあったのは承知しているんですけども、ただ、災害はいつ起こるか分からないというのと、それとテレビ等で、新型コロナ時期における避難所対策というのでは、ふだんの人数のたしか4分の1とかの収容とかと言っているような気がしたから、女性、男性の避難じゃなくて、やっぱり人が来たら、ふだんの4分の1か何かの人数じゃないと、コロナの感染が心配というのがあったので、それで私としては、この数で大丈夫かというのがあったんですけども、それは本当に、言い切れると言うと、すごく脅しみたいになっちゃって悪いんですけども、本当に大丈夫なんだろうというのを答えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 収容人数、コロナ禍の中での収容人数ということでお答えをさせていただいたんですが、人数については、収容の面積に対して、畳4畳分を一つのエリアと

考えて、それを各施設に、どのぐらい入るかということで計算をさせていただいております。おおむね大体、伊藤議員がおっしゃった3分の1ではなくて、おおむね2分の1ぐらいの人数ということで今は計算しておりますが、実際は、多分いろんな避難状況になろうかと思えますので、大きいところだと駐車場を利用したりですとか、そういったことも今後考えていかなければならないというふうに思っております。

今後については、その辺も含めて、再課題ということで検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○9番（伊藤洋子君）　じゃ、この問題については今後も検討して、必要ならば補充していただくということで、これで②番については終わります。

それから、村内の事業所というので、村長のほうからも、いろいろな手だてをしたということが、私も自分が議員としてやっているの、そういう予算は分かっております。この間の決算審議で、実際に決算にのってきたのは、4億ぐらいの国の交付金があるのに、実際に国から来たのは2億8,000万という、まだ1億2,000万あるわけですから、そこら辺の活用を今後変動できるというふうに私は捉えているんですけども。

予算の中でも、不用額も結構あって、それで明許繰越もあったりして、はっきりした使い道もあるけれども残っている予算、そして文化祭、マラソン大会とか、いろんな行事をやめた不用額になった予算、それは私は村民のために使うものと思いますので、事業所で困っている人にも、やっぱり自分が、自分の事業所で感染が出たら、2週間は最低休業しなくてはいけない、そういったところに、村としてやっぱり、私は金額だけじゃなくて、村の当局の気持ちを届けてほしいという思いで、これを質問したんですけども、6月に続き同じ質問ですけども、まだ、それでも考えは変わっていないんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君）　未来創造課長。

〔未来創造課長　佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君）　ただいまのご質問ですけども、私のほうから、地方創生臨時交付金の4億円ですね。先ほど伊藤議員さんのほうから、2億8,000万しか来ていないので、それ以外はというようなご質問なんですけれども、国のほうは3月末で一締め締めます。村のほうは5月末が出納閉鎖期間でありますので、国については、3月末で完了しているものについて2億8,000万です。最終的には9,000万だけ繰越しをしておりますので、それ以外を有効活用したということでご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君）　伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 9,000万繰越しというのは、私も全部財政を調べて分かっていたんですけども、今、村内の事業所にというのは、先日の新聞等でもありましたけれども、企業倒産が全国で2,039件、そこが飲食、建設とか、ホテル経営とか卸というところがあって、中小企業もその中で30%以上占めているというのでは、ここの村はほとんどが中小業者なわけです。そうしたら、そこに対して、村として何か支援できないか。休業した場合に限りですから、範囲はというか、予算を使うことも起こらないかもしれないから、私はその点で、村当局にお聞きしたいと思っているんですけども、どうでしょうか。これは通告にも出していましたので、お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに昨年来、飲食につきましては、特に台風以降、私も夜の会合はほとんどゼロ、先ほど申しましたが、台風以降。台風が一昨年の10月12日に来て以降、忘年会もなし、新年会もなし、歓送迎会もなし、夜の会合はほとんどゼロであります。何回も申しますが、この間、ライフスタイルはがらりと変わったと。今は本当に、ほぼ毎週、2回か3回か4回か、担当もそうです、ほとんどウェブ会議です。その会議の回数も相当増えてきております。

逆に、小学生、中学生は今、本当にGIGAスクールで、みんなiPadを持って授業するように訓練しています。全生徒が1台ずつ持っている。Wi-Fi環境もそろえました。議員の皆さんもiPadを1台ずつ持ったわけです。ダイナミックに変わっている時代ですけども、そういう時代に変わっている中で、本当に飲食と宿泊業が非常に厳しかったということは、私も嫌なほど思っております。

昨年来、固定資産税につきます6,380万、議会の承認を得て、過日お話も全協のほうでもさせてもらいました。ご利用者は2,220万だったということも報告をさせていただきました。また、5,000万円を1人、各商工業の皆さんで、村内の業者に、宿泊でも使えます、レストランでも使えます、飲食でも使えます、これを商工業のための資金で1世帯が1万円、また子供たちに1人1万円ということで、合計金額5,000万の商品券も出してきました。これも3月31日まで、本年度に使いましょうと、こういうことで、これはほとんどの方が使っていたという報告を既にさせてもらってきております。

じゃ、今後どうするんだということでございます。それについては、先ほど来何回も申し但ますが、過日、県の知事戦略部長が直々に、12時半に、議会中でしたのでお越しにた

いて、先ほど申しましたとおり、50万人の愛郷キャンペーンをやるということでございますので、これについては、吾妻郡全部と町村長とも話ししていますが、しっかりとその対応に乗りたいと思っています。

昨年の第1回目の愛郷キャンペーンが30万人でございました。今度は県が50万人やると、新聞に出ておるとおりでございます。当面する即効的な観光業については、観光で、レストランもやっているホテルであればレストランも含めて、個人消費を伸ばすための、群馬県民が群馬県民のところで利用する場合は、愛郷キャンペーンでやりますと、こういうことでございます。それに乗じて、うちのほうもポイントカードを考えましょうかということ、先ほど来申し上げておるところであります。現在、観光協会長とも連絡を取り合い、あしたかあさって、幹部の皆さんがお話し合いをし合い、善後策を話すことになっております。

ただし、観光協会とすれば、愛郷キャンペーンが効果があったので、それ以降、それ以降というのは、冬場のバージョンのプランをしっかりと対応してもらえないかという意見もあります。それも含めまして、関係する業界としっかりと確認しながら前に進んでまいりたい、こう思っております。

その他の中小業者につきましては、議会でも、産建の委員会でもお話にありましたとおりです。国のほうは、昨年度の固定資産税を、資本金が1億円未満、1,000人未満の事業者については固定資産税を減免しますという話を嫌なほど言っております。議会、全協でも話しましたが、8,000万強の減額があるという報告も税務課長からもさせてもらいました。それらを考慮しながら、孺恋村としてできる事業、これは何かということは、今後またしっかり関係する業界の皆さん、観光業界、商工会の皆さんとも協議しながら、また議会の議員の皆さんの意見も聞きながら、しっかりと対応できることはスピーディーにやりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） すごく、コロナ収束後というか、接種が2回終わったという後の取組については、村長の強い取組の姿勢はうかがえましたけれども、私が通告で出しているのは、もし村内の一事業所に感染が出た場合、そこの方は2週間休まなくてははいけない。そこに対して、村として何か支援はできないかというのを通告で出しているんですけども、それについて答えていただければ、この質問は終わりなんですけれども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 具体的に、個別的に出たという事例も、今までもございますけれども、あまり事例がないということもあります。ただし、十分に配慮する必要があるなということで、商工会の会長からもその話は、以前からも話があったことがございます。個別具体的にはっきり判明した場合の対応、これについても配慮が必要だなというふうに考えております。

ただ、何ができるのかということについては、また今後、新たに発生した場合について、検討してみたいとは思っております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この質問を6月にも行いました。だから、本当は今回の答弁に、この答えもほしかったんです。それによって、本当にコロナで大変な事業者が、もし自分の事業所がかかったらという不安もすごくあると思うんです。そこに応えることが、やはり村が、そういう不安に応えるのが村の仕事だと思うので、これは早急に、やっぱり商工会とも相談して、温かい手を差し伸べていただきたいというのは一つ要望しておきます。

それから、コロナに関連しては、先ほども言いましたけれども、いろんな行事がなくなって、村民は本当にどこへも出られないし、美容院さんは文化祭がないと、本当に仕事がないしというので、いろいろ疲弊している部分あるけれども、そこに村として、一人一人への支援として、私は、例えば、どこかの町村は3,000円の券を出したとか、いろいろそういうことをやっているということで、本当にその村の、自治体のできることで、一人一人の村民の支援をやろうとしているので、それも今本当に必要だと思うんです。いろんな行事がなくなって、村の人たちは、何かこう胸の中が空洞になっているような気持ちでいるのを多く聞きますので、そのことも6月議会に引き続き、当局には検討していただく。

お金はないことはないというのは、決算を受けたりして、私も、数字でも表れたので、長野原町の1万円を3回とまでは言わないんですけれども、やはりそういった、3,000円でも2,000円でも、1人2,000円とかという状況でもいいから、ぜひ村の温かさを村民に伝えていただきたいというのを要望して、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時18分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） 傍聴の皆さん、傍聴ご苦労さまでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をいたします。

まず、第1に、鎌原観音堂周辺整備についてであります。

鎌原観音堂の開発につきましては、久しく議論を重ねてきたところであります。現在では、直売所、飲食店の水車小屋、ジオパークの事務所として現在に至っております。そのために土地の買収をしてまいりました。平成30年度までに1億2,747万円を土地代として支出してまいりました。そして、平成3年には1,140万円、さらに補正で350万円を支出することとなっております。購入がされたと思っております。

この追加で購入した土地の利用が、オープンガーデンとなっておりますが、このオープンガーデンは、観音堂周辺整備に関係があるのかどうかお尋ねいたします。

また、林の中で光が届きにくい場所で花木を育てていくのでしょうか。環境を考えると、子供たちが遊べるアスレチックのようなものがよいと私は考えますが、その点はいかがででしょうか、お尋ねいたします。

次に、公共施設再編についてであります。

特に文化ホールについて、当局はどうしても現在の場所に建て替えたいとの意志を示されました。議会においては、建て替えは賛成であるが、敷地が狭く、駐車場のことを考慮すれば、広々とした場所に複合施設として建てるべきであると私は主張してまいりました。

全員協議会の際にも、いろいろな意見が出てまいりました。防災についても議論がなされました。当局は、想定範囲の中での予想できる雨量では吾妻川は氾濫しないと言っておられましたが、台風19号のような誰もが想像し得ないことが起きる時代であります。もし一分で

もあるならば、考える余地はあると思いますが、お考えをお尋ねいたします。

また、三原区からの要望書につきましては、前回述べさせていただきましたように、三原区の公民館ならば、私は婦恋会館の跡地に建設することは結構です。その点ではいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、役場庁舎の建て替えについてお尋ねいたします。

村長は、大前の細原地区に庁舎を持っていきたいと議会に報告をなされました。私は、文化会館よりも優先順位が先ではないかと主張してまいりましたし、なぜに細原地区になったのかお尋ねいたします。

庁舎建設には大きな建設費がかかります。建設基金を村は組んでおりませんが、資金をどうお考えなのかお尋ねします。

また、上信自動車道のルートを考えるべきであります。予定路線だと、もっと上部の浅間寄りになっておりますが、上信道に入るには接続道が必要であります。また費用がかさんでまいります。この点もどうお考えか、お伺いいたします。

長野原婦恋バイパス区間の整備区間の完成は、令和11年となります。例えば、庁舎建設を細原ですとするならば、建設は令和7年、8年ですが、大前まで路線が来るのはまだその先であります。この時間差をどうするのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、鎌原観音堂周辺整備についてのご質問でございます。

議員がおっしゃいますように、これまで何回かに分けて、鎌原観音堂周辺の土地の購入をさせていただきました。これは、天明3年の浅間山大噴火により土石雪崩に埋まってしまった鎌原地区が奇跡の復興を遂げた、その歴史を後世に引き継ぐとともに、多くの観光客にも来ていただけますよう、そして、将来にわたり鎌原観音堂を中心に地域の発展を図るため、進めているものでございます。オープンガーデンも、その一環として計画をしているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、林の中で花木は育つのでしょうか、子供たちが遊べるアスレチックのようなものがよいのではないかのご質問にお答えをさせていただきます。

鎌原観音堂周辺整備につきましては、既存の浅間ハイウエーからの観光客の増加策とともに、上信自動車道鎌原インターが完成するまでに、観音堂を拠点に周辺エリアを整備し、上信道利用により訪れる観光客が少しでも滞在時間を延ばし、楽しめる場所にと目指しております。

鎌原観音堂周辺では、朝夕に散歩をする地元の住民の方が多数見受けられます。また、現状の観光客は、中高年の方々が多数を占めております。このようなことから、現在あるカラマツなどの大木を伐採し、散策路並びに地元の草花を中心にガーデンを整備し、憩いの場づくりを考えております。また、多年生の花や、日陰でも育つ目で見て楽しめる植物を検討しております。ほかにも、交流センター増築部分には、ガーデンを一望できるテラスの設置や自然環境関連の小さな図書館の整備も考えております。

議員提案の子供たちや親子が遊べる場所も大変重要と考えますので、今後、延命寺発掘後の整備やドッグラン周りの整備と絡めて計画していけたらと考えております。

続きまして、公共施設の再編につきましてでございますが、まず、防災に関してのご質問がございました。全員協議会でも説明させていただきましたとおり、本村における過去最大級とも言える一昨年の台風19号のときの降雨を上回る想定としても、なお吾妻川の氾濫は避けられるとのシミュレーション結果でありました。

あくまでも、現在の土木科学技術における知見によって想定されたものではありませんが、議員ご指摘のとおり、いわゆる想定外のことが起こることは、誰でも否定するものではございません。今後におきましても、想定外とされるようなことをいかに最小限なものとしていくかが大きな課題となるわけですが、その想定外とも言える台風19号の経験から多くのことを学びました。

その一つといたしまして、吾妻川の氾濫防止対策は、吾妻川流域にそれぞれ集落を形成し、人々が暮らしてきた本村の居住形態にとって、大きな防災上の課題であることを再認識したところでございます。したがって、公共施設を現在の婦人会館の場所に建てる建てないにかかわらず、まず三原地区のみならず、支流を含めた吾妻川流域の安全確保は、本村における防災上の最重要課題であります。

今後におきましても、防災上の新たな知見を活用するなどして、気象状況の急激な変化に対応できるよう河川流域の安全確保のため、国や県など関係機関への要望・要請活動を積極的に行い、安全・安心な地域づくりを行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、三原区からの婦恋会館建設に関する要望書につきまして、この3月議会において議員への一般質問での答弁と全員協議会での説明と重複するところもございますが、三原区からは、現在の場所へ婦恋会館の建て替えについて、令和元年と令和2年に要望書が提出されており、令和2年には541名の方からの署名も提出されております。また、利用団体の方々によります婦恋会館検討委員会においても、現在の場所という協議の結果でございました。

そして、三原区の公民館を跡地に建設とのことにつきましては、婦恋会館の利用状況は、大ホールやそのほかの施設とともに、文化協会や趣味の会、また公的機関などの会議等、大変高い稼働状況でございますし、図書室等の充実についての要望もございます。

また、当該地域は、婦恋高校や東部小学校等の教育施設が集約されております。そこで、東部小学校地域連携棟の有効活用も併せて検討をしており、公共施設の再編について、三原地区をエデュケーションゾーンの中心と考えております。

それと、議員のご指摘される駐車場の関係につきまして、敷地を最大限活用できるよう、建築物の形態や配置の検討を今後行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 新庁舎、役場建て替え。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大変失礼いたしました、答弁漏れがございましたので。

次に、役場庁舎の建て替えについてのご質問でございますが、初めに、場所を細原地区としたいという理由でございますが、正確には、細原地区に隣接する馬踏道地区になります。まずは、平らで広い土地があるというのが最大の理由になります。

保健センターなども庁舎と同じ場所に建設をしたいと考えておりますが、駐車場を共通して使用することや、防災機能を持った施設にヘリポートを併設するなど、1か所に関係施設を集約することで、住民の利便性を向上させることができると考えております。

また、馬踏道地区は、地理的に村の中心地であること、さらに、移住・定住者が増加している浅間高原地区からも近くて、便利な場所になると考えております。

本村は広大な面積ではありますが、建物を建てるとなると、まとまった広い土地がないのが実状であります。その中で、大前の馬踏道地区には28ヘクタールの広大な土地がありますので、この土地の一部を大前区から寄附をしていただき、建設したいと考えております。

この場所に建設した場合には、庁舎の周辺に新たな商業施設ができるなど、ビジネスチャンスが生まれることが期待できます。また、浅間高原一帯の土地価格の下落が続いております。

すが、上信自動車道の整備計画と庁舎建設の相乗効果として、地価や土地評価額の上昇を促進し、結果的に固定資産税の増加が期待できます。

昭和40年代、軽井沢町の固定資産税の収入額は本村の4倍でございましたが、残念ながら、現在では6倍にその差が拡大しております。上信自動車道と庁舎建設により、人や車の流れが変わることで新たな商売が始まり、不動産も活性化し、住宅も増える、村の財政にとっても好影響をもたらしてくれるものと考えております。

次に、建設費用につきましては、想定になりますが約15億円、また、保健センターで約3億円、合計18億円前後と考えております。ほかにも、広域消防本部嬭恋分署を考えております。財源につきましては、庁舎建設基金として振興開発基金の中の2億3,000万円の積立てをしてきております。また、不足分は、財政調整基金をある程度活用することや、可能な範囲で各部屋を目的別に分割することで、国・県の補助体制にすることも検討していきたいと考えております。また、施設によっては、PFI方式により、一時的に多額の財政負担が生じないようにできると考えておるところでございます。

次に、庁舎予定地との連絡道の整備費用はどうするかとのご質問でございますが、大前橋が9億円で完成しましたが、その先から馬踏道地区に上がっていく連絡道、次に、現在の中学校の脇を通ります運動公園付近からの連絡道、そして細原地区方面からの連絡道として、3方向から村道整備が必要と考えております。村道整備には、国・県から55%の補助が受けられる事業がございますので、活用したいと考えております。

次に、長野原嬭恋バイパスの完成が令和11年、庁舎建設は令和7年から8年、この時間差をどうするかとのご質問でございますが、庁舎予定地と3方向の地区を結ぶ村道整備とともに、上信自動車道大前インターチェンジまでの道路整備を進めることを考えております。

なお、大前インターチェンジの設置場所は、先ほどの28ヘクタールの土地の浅間山側を計画しておりますが、この件につきましては県からも了承をいただいております。

以上のとおり、庁舎の移転先につきましては、本村の将来を見据えて総合的に考えた結果の提案でございますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） それでは、鎌原観音堂周辺整備について質問させていただきます。

今、村長は、オープンガーデンは一貫として入っていたという話ですけれども、当初頂いた図面には、この土地は入っていなかったですね。

それで、建物、そのときちょっと一言言ったのが、延命寺の発掘をしたいという話ですが、延命寺の発掘する土地は、買った土地には入っていないわけですよね、図面上だと。それで、またそこに買い足しをしているわけですね。実際には、オープンガーデンという名前で今、図面には落としてありますけれども、果たして一貫性があったのかどうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 延命寺の跡地につきましては、今後5か年計画で地域計画をつくるということで、教育委員会のほうで、関館長を中心に進めておるところでございます。

隣接するゾーンでございますけれども、当然そこも購入させていただいたわけでございます。オープンガーデンということで、あの地域全体を一体感のあるゾーンにするという意味で、オープンガーデンとっていいのか、正確な言葉かどうか分かりませんが、浅間石の有効な活用とか、全体を一体的な整備にしていくんだという理念の下に、植生をしっかりと考えて、周遊できる、あそこへ来たら、そこだけ見て帰るというのではなくて、あそこへ来たらこちらも見られますよ、延命寺の跡も見られますよ、周遊する遊歩道もありますよというような、周辺全体を連携を持たせて、そこで滞在する時間を増やしましょうと。なおかつ、交流センターも今、増築を考えておるわけでございまして、それらと一体的な整備をしていきたいと思っています。

なお、延命寺の購入した土地につきましては、そこを今、5か年計画の整備をするべく、審査委員会も設立、発掘調査の委員会も設立もお願いをしたわけでございます。過日の議会のほうの承認も得ましたとおりでございますので、しっかりそれはそれで続けて、当然やっていくということで、全体の中の連携を持った地域計画と併せて、あの地域全体を整備するという考え方でございますので、ご理解いただきたいと、こう思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長は一貫して、あの土地は必要なんだという答弁だと思うんですけども、じゃ、お聞きするんですけども、26年頃から何回もコンサルティングに出して、あそこを全体計画をするという話をしていましたですね。今まで何回コンサルティングに出して、結論が出たのかどうか、お教えてください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 全体計画ということで、コンサルといいますか、出願したのは、今回、

オープンガーデンの考え方をまとめる時点で1回出しました。あとは、地域計画につきましては、現在調査をし、測量して、計画のほうを進めておるという状況でございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 自分も別段数えてはいないんですけども、たしか26年頃、下谷課長がいるときに出して、その後また出して、その後、北海道地図ですか、に出して、3回から、今出しているという、4回ぐらい出しているわけですよね。それでもなおかつ全体計画が出てこないというのは、どういうことなんですかね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） それらの今までの計画の積み重ねで、今日があるということでございます。その中で、例えば宅地西の道路、あるいは観音堂そのものの屋根のふき替え、あるいはおこもり堂の屋根のふき替え、あるいはトイレの改修、あるいは旧創作実習館の中の改修等も併せてやってきておるという経緯がございます。その集大成が、やっと土地も延命寺ができましたので、これは国の指定を目指して、しっかりと調査をして、地域計画をつくって、県と協力しながら、県の教育委員会と協力しながら、やっというべき段階に来たと、こういうことでございます。

あわせて、関館長は、国の指定を目指すには周辺の整備を、さらには面積を広げて調査をして、そして、併せて報告書をしっかりとまとめて、国の指定を目指すということで進めて、文化財等の関係につきましては、そういう形で進めておるということでもあります。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長は、コンサルティングを重ねてきたのが、今までの周辺の整備だということなんですけれども、例えば水車小屋だって、これは議会から申し出て、屋根を直せということで屋根を直したり、そういうことをしてきたわけですね。なおかつ、そのときには、水車も復活させて動かすんだと。役場のほうでは水がないんですという答弁でしたが、その後議会も、どうしたんだという話になれば、水道を使ってでも水車を回しますという話をしているんですけれども、今回っていますか。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 現在は回っておりません。

○10番（大久保 守君） なぜ回っていない。なぜ回っていないのか。

○農林振興課長（横沢貴博君） 水道の今、大久保議員のおっしゃるその話もございますけれども、ちょっと水車の軸のほうがゆがんできちゃったというようなことがありますて、今現在、指定管理者と相談しながら、解決に向けて、今調整させていただいているというところでございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 水車だけいえば、ちょっと失礼だけれども、軸が曲がっているって、もう大分たちますよね、水車回っていないのは。指定管理者と相談してと、あの施設は確かに指定管理者、してありますけれども、施設自体は村のものですよね、村が管理するものですから。村が判断するものじゃないんですか、軸をどうするかこうするかというのは。どうですか。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大久保議員のおっしゃるとおり、村が判断した上で、改修に向けて相談をさせていただいていると、私の言い方が悪かったですけれども、そういう意味でございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） ということは、近々水車も回るという判断でよろしいですね。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 早々に改修に、今、何回も言いますけれども、営業のこともありますし、協議させていただいておりますので、期待に沿えるように頑張りたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 私の意見なんですけれども、私は鎌原観音堂の周辺整備ということであれば、鎌原観音堂がやっぱり主だと思うんですね。その上に私どもの施設が乗っかっているという感じがするんですけれども、よく言うんですけれども、鎌原の地区の村道がありますですね。あれから入っていく道をもう少し利用して、本当に参道っぽくしていくというのも一つの手じゃないかなと思うんですけれども、その点どうですかね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご指摘のとおり、また私の説明のとおり、今までの経緯、地区の要望等もあって、その要望に応えながら、いろんな事業を継続的にやってきたという経緯がありますので、前後がちょっとして、大変申し訳ないなという部分も確かにございます。

今、大久保議員のご指摘のとおり、鎌原の中心の道路から正面に真っすぐ行けるような道路ができればいいなという内部の検討はしたことがございます。また、個人のこともあります、土地所有者のこともありますので、内部では、あそこをもう少し広げて、少なくともマイクロバスが通れるぐらいの道にして、少なくとも花壇も造って、人ももう少し、集落と観音堂の正面までの間、できればいいなということは考えております。

個別の地主さんの件もありますので、今のところここで、公には、ここまでとさせていいと思いますが、全く検討していないということではございません。引き続きしっかり考えてまいりたい、こう思っています。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長に答弁していただいて、ありがとうございます。

あそこには旧鎌原小のグラウンドもありますし、大型の観光バスだって、そこへ止めて、観光客に参道を歩いていただいて、観音堂を拝んでいただくというのも、そういうのもできるかなと思いますので、ひとつ検討の余地をよろしくお願いいたします。

それから、あそこには直売所があるわけですが、議会でも、なかなかお客さんが入らないので、指定管理者に預けてあるので何とも言えないんですけれども、大丈夫かというふうな話がよく出ます。その際に、議会に当局から、まず柵ですか、木柵をどうにかします。それから、看板をどうにかしますという話を議会のほうへいただいているんですが、それはどうなっていますですかね。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大久保議員のご質問でございますが、柵につきましては、まず、何回も説明させていただいているとおり、安全面から造ったということが第一でありまして、先ほどおっしゃられた、全体計画の中で考えたいというような答弁をさせていただいているとおりでありまして、引き続き検討というような形で進めさせていただいております。

看板につきましては、新しいものを即ということではないんですけれども、あそこに、店が

休みだかどうか分からないというようなご指摘いただきましたので、それは職員で工夫させていただいて、休みのときは分かるような施策をさせていただいたところでございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 研究しているということになれば、それまでですけども、少なくともあそこは、鬼押出しからずっと入ってきて、トイレがないということで、上皇様もあそこでトイレをなさるぐらい、トイレがないわけですよね。だから、看板だって、ここにトイレがありますぐらいのことを入れれば、集客に幾らかはつながると思うんですね。だから、もう少し看板を、もう少し大事に考えたほうがいいのかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

周辺整備ということで、今度増築をするわけですね、資料館と交流センターですか。それで、話だと、どちらかがFMの局になるという話を聞いておるんですけども、それはそうでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、コミュニティ放送局、勉強中ということでございます。民間企業の皆さんも、ぜひともやろうやという民間企業、参加者が四、五社ありますので、なるべく村の負担を最終的に少なく、また、ぜひとも私も参加してみたいという、いろんな若い方の意見もありますので、その辺うまく集約しながら、もう少ししっかり勉強して、前に進めたいと、こういうふうに考えております。ただ、そこにするかどうかということは、まだまだ具体的な話ではございません。

いずれにせよ、民間のほうでやりたいという方々、いずれにせよ法人格をつくると。会社にするのか、NPO法人にするのか、代表者を民間の人をお願いして、内閣総理大臣は放送局の社長になれません。市町村長も放送局の、公共機関でありますから、放送局社長にはなれません。ぜひとも民間で、私どもがやりたいという皆さん方のお力をお借りしながら、進めておるスマートシティ、これらと連携しながら、防災・減災にも結びつけられるような、お金をかけない方法で、やれる範囲で進めたいと考えております。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 分かりました。今のところ、あそこが放送局の基地にならないということで理解いたしました。

FM、コミュニティですけども、やっぱりつくるには大分お金も必要ですし、村長の力

でどうにかつくっていただいて、FM婦恋か何かになるんでしょうけれども、ひとつつくっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、次に、公共施設について質問させていただきます。

まず、文化ホールということであります。

これはもう何回も、全協だ議会だでておりますので、私の意見は決まっているというようなところでありますけれども、この前全協でやったときに、防災というようなことで、初めて黒岩敏行議員から、防災に関しても婦恋会館は必要なんだという意見が出ました。確かに、私も思えば、そうかなと思うんですけれども、あそこには、今日午前中ちょっと話も出ました東部小学校もあるわけで、体育館も社会体育館ですし、使用するとなれば使用できるという形ではあるのかなと思うんですね。

ただ、なぜ私どもが、私がやっぱり、村長が配列を変えれば、どうにか駐車場ができるんじゃないかなという話をするんですけれども、これは極端で、パチンコ屋1台につき1台駐車場取れというふうなこともよくあるんですけれども、300人のホールを造ってやるということになれば、少なくとも職員から、お客様からすれば、300台ぐらいのやっぱり駐車場なんて必要じゃないのかなと思うんですね。そうすると、よく言われる、婦恋は広い土地だと言いながらも、あそこに建てる必要があるのかということになってくるんじゃないかなと思うんですね。

ましてや複合施設、どうしてもやっぱり、これからは複合施設にして、何かと抱き合わせしてやっていくと。村長は、これは辺地債があるからお金が間に合うんだと、それで、基金を積んだから大丈夫だという話をするんですけれども、複合施設にすれば、複合なりの助成金が来るとなれば、また考えも違うと思うんですね。

だから、少なくとも、1ホール造るとなれば300人で、そうですね、今の会館の面積が1,340平米ぐらいですかね、たしか。そこに300人のホール、一番上に大ホールはあるんですけれども、大ホールと、いわゆるホールは違いますからね、面積があまりにも違い過ぎるから。そうすると、今ある1,340の面積で、今の活動しかできないんです。そこへホールを建てるとなれば、倍の建築面積が必要じゃないかなと思うんですね。それは極端かもしれないけれども、でも、2,000平米ぐらい必要ですよ、少なくとも。

そうすると、あそこに何階建てのを建てるか、それは分かりませんが、ホールというのは大体2階建てですから、そうすりゃ、2階建て、たっぱが高いわけなんですけれども、そうすれば、果たしてあの3,000平米ぐらいの、3,400平米ぐらいの土地で賄えるかと、駐車

場が、ということなんです。そこら辺はどうなんですかね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在の婦恋会館のところに建て替えるといった場合に、過日の全員協議会の中でも、大久保議員からは、駐車スペースが十分に確保できるんじゃないかというご発言でございました。

私も、そのときもお話しさせていただきましたけれども、旧三原の保育園がありますが、あの一部が婦恋村の土地でございます。それから、あそこも駐車スペースとして活用することが可能だと。それから、今、福祉関係、社協のほうが使っているみはらん家、あの施設につきましては、関係する団体の皆さんも、万が一のときには、今ある芦生田の、環境省が使っておる、お貸ししておる、自宅で貸してあるあの脇の建物もございますので、あちらでもよろしいのではないかとのお話はさせてもらっております。

それから、三原の中之条土木事務所にある出張所の機械も、あそこに置いてありますけれども、あれらも移動させてもらってやれば、十分ある程度の、300席の方々がお見えになった場合でも、駐車スペースは確保できるかなと。あわせて、先ほどから申しましたが、プールも体育館も、社会教育でも使いますという施設で、今までも来ておりますので、そちらのほうの駐車場も合わせて、何とか駐車スペースを確保できるのかなという感じは持っております。

その他、石野議員からも、2階建てにしたらどうだという意見もございましたが、どうしても十分足りないということであれば、この広い婦恋で2階建ての駐車場は要らんだろうと私も思っておりますので、規模については、大久保議員も専門家という立場もありますが、駐車スペースが十分取れるような対策は、既に指示は前から出してありますので、それらを勘案して、スペース的な問題はさらに検討を加えてまいりたい。

あわせて、教育長からも話をさせてもらって、全協でも話させていただきましたが、現小学校の一番端の社会教育で使えるゾーンというものを有効活用しようと、そうすれば、スペースがより確保できると。確保できれば、ホールそのものの建物も楽に設置できるのではないかと。それで、それも一番端を関連させた形で、検討指示をさせておるところでございます。単独がいいのか、そちらも併用したほうがいいのか、こういう課題でございますが、今検討させておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、村長申したとおり、私が全協でも話したとおり、例えば東部小学校の一部を使う、音楽室として使うとか、あれは当初、あれを建てるときに、あれは中学校だったですけれども、使うときはシャッターを下ろして、文と教を変えてから使いなさいということになっていると思うんですね。今、そんなことしていないと思うんですね。

だから、やっぱり造るんであれば、全てを含んだものでなきゃ駄目だと私は思うんですよ。あれがあっちにある、これがこっちにある、それを全てを含んで文化ホールだと、そんなばかな話はないと思うんですね。造るんであれば、やっぱり必要なものは一つのものにしていくというのが当然であると自分は思うんですけれどもね。それは、造るものですから、そういうふうにしていただきたいというのが私の希望なんですけれども。

いずれにしても引っかかるのは、やっぱり駐車場ですよ。村長、裏に幼稚園跡地があるとか、あるんですけれども、やっぱり今見たって、文化祭だって、ちょっとした行事だって、あそこはいっぱいになって、車がね、河原まで止めさせているわけですよ。そんな状態なんですよね、行事が一つあると。とても、今度は建物の敷地で、建物の建蔽で捉えてくれば、今の駐車場よりも面積は狭くなるわけですよ。狭くなりますよ、だって、1,300で3階建てですよ。四百幾つしかないんですよ、建築面積が、440ぐらいだかな。そんなのホールになるわけじゃないじゃないですか、300人の。どう考えても。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 全協の冒頭でもお話しさせていただきました、長野原町が役場と合わせて、役場庁舎が12億、下流都県が10億で交流センターを造ったと、多目的で造って、あれが10億円で280席ということでもあります。ホールにしようと思えばホールになるし、卓球しようと思えば、それを奥に移して多目的で使えると、あるいはパーティーをするというようなこともあっても、テーブルを出せばパーティーもできるというような多目的ホールと。以前の審議会、協議会のほうでご審議いただいたときも、多目的でいいでしょうということで、文化協会の関係者の皆さん、社会教育の関係者もそう申しておりました、そういう方法がいいだろうと。

それから、規模的な話と駐車場の話、まだホールで、東吾妻町が380席の、あれも多目的ホールということでもあります。駐車スペースを見ると、私は素人ですけれども、東吾妻の駐車スペースも、そんなに大差ないのかなという気はしております。専門家ではないので分かりませんが。ただ、周辺はスペース的なものはあるなという気はしておりますし、周辺の公

共的なものも含めて、スペースがどうしてもないということであれば、考える必要があるのかなと思っておりますが、適正な規模で適正な駐車スペース、あそこに十分スペースはあると私は思っておりますので、今後の検討課題の一つであるとは当然思っております。

大久保議員並びに複数の議員が、過日の全協で、駐車スペースは大丈夫なのかというお話がありましたが、それはそれなりの重要な検討課題の一つであると、こういう認識を持っています。また、裏にスペースがあるということもご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） ちなみに、東吾妻町は、あそこの駐車場足りないのです、近くの田んぼを借りて駐車場にしているぐらいですから、やっぱり足りないんでしょうね、何かあれば。

それはそれでいいんですけれども、とにかく村長は、パブリックコメントを取るという話でありますので、あそこにあるパブリックコメントを取られては、ないのかなと。どこですかというようなことで、パブリックコメントを取っていただいたほうがいいのかなという気はいたします。

とにかく、パブリックコメントを取って、あそこでもいいよという方がいれば、それはそれでいいと思いますし、やっぱり違うところがいいんだろということになれば、やっぱりこれは、当局の考えをある程度方向を変えて、まとめていくというのが当然かと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 分かり切ったことですが、日本国は国民主権主義の国であります。また、憲法16条で請願権もございます。村民にパブリックコメント、公にしっかりと意思確認を取る、必要があれば全村民に考え方を提示する、考え方を提示するのは当局の責任でもあると、こう思っておりますので、しっかりとしたパブリックコメントは取ると以前も言っていますし、今後もそのつもりでございます。

村民に、こんな形でこんなことを当局は考えておる、上信自動車道はこう考えておる、鎌原観音堂は特別委員会もつくって全議員が参加しておる、そのプロジェクトについてはこう考えておるという全体のプログラムをしっかりと村民に提示をして、しっかりとしたパブリックコメントを取って、また時間の都合もありますので、なるべくそう、だらだらするつも

りは毛頭ございません。しっかりと時間の後ろ、目標時間を決めて、しかるべく取るものは、しっかりとパブリックコメントを取って対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうしましたら、今度は役場という話になるので、庁舎になるんですけれども、私は前々から言っているのは、庁舎と文化ホールを比較した場合には、役場が調べた内容でも、役場を先に建てろという結論づけなんですよ。どういう比較する数値を見ても、どっちにしても役場のほうが、やっぱり文化会館の数値より悪いんですね。一ついいのは、劣化度が若干、0.0幾つぐらい役場のほうがいいんですけれども、あとの数値を見ると、大体役場のほうが数値が悪いんですね。

ということは、役場を先に建てたほうがいいのかという話になるんですけれども、ただ、さっきも言ったとおり、基金もそんなに、基金列を見れば、建設基金なんてないわけですよ、振興基金はあるけれどもね。ということは、まだそういう、村長は2億3,000万ためているというけれども、どこにたまっているのか、まだ数字的には出てこないんですよ。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成23年に東日本大震災があって、何回も言っていますが、国土強靱化プランがあって、高度成長のときに建てた、昭和の時代に建てた建物及びハードも含めて、道路や下水や上水も含めて、相当老朽化しておると。そして、しかも人口減少であるということで、国のほうは婦恋村も、市も町も村も、全ての自治体は今後、中長期の計画をつくりなさいと、財政的な形もしっかり計画をなささいということで、婦恋村もそれに応じて計画をつくらせてもらって、公共施設再編計画もしっかり取り組んでおるというつもりであります。それにのっとして、今日までいろいろ手順を進めてまいりました。

婦恋会館と婦恋村役場は、耐震をなささいということで、当時議会にも話しましたら、これは、耐震して1億、2億、さらにまたかけるのであれば、建て替えましょうというご意見でもございました。また、内部では、しっかりと検討させて、今のようなプランを3月議会でも提案をさせてもらって、婦恋会館についてはプロポーザルを来年し、再来年とその次の年で建設と。その次には、順を追って、婦恋村役場を検討しようというプランを提示したわけでございます。

なおかつ、お金がかかるという施設でございますので、議会でも今までも申しましたが、

過疎債、何度も話しましたが、婦恋会館については過疎債を使いますと。役場につきましては、今基金の話が出ましたが、振興開発基金、原点は、昭和59年に太平洋クラブに婦恋村の土地を貸すときに、私たちの先人が10億円の基金をつくったわけであります。そのうちの5億円は絶対に使うなど、あと5億円は、何か本当に必要なときに使ったらどうだという基金であったとお聞きしております。その後、いろいろ紆余曲折がありまして、基金の中身、たくさん基金があり過ぎるから、まとめたらどうだという話もあります。

つい過日も、内部もしっかり確認し合いました。例えば、議員の皆さんもご存じだと思いますが、千代田区から指定管理を受けるとき、今のあいさいを第一観光にするときに、千代田区にお願いをして、これはぜひとも将来解体する費用がなけりゃ弱るということで、解体費用を千代田区から1億8,000万頂きました。なおかつ、運営していくための費用という名目で、ざっくりですが、5,000万ほど頂いたわけでございます。その5,000万につきましては、第一観光さんが指定管理を受けるときに、内装が必要だという話で、その金を使わせていただいたという経緯がございます。

そういうことで、振興開発基金の中には、内部の明細はしっかり確認してあります。議会では、ちょっと正確な数字は後でしっかり答えますけれども、税務会計課長も銀行に積むときに、これは婦恋会館を建てる金ということで、基金の名目でちゃんと積立てをしてきたという経緯も残っておりますので、ざっくりとどんぶり勘定ではじゃなくて、なおかつ議会には、1億円、1億円、5,000万と8,000万だったですかね、一番最初の年が。それも議会に全て報告をして、婦恋会館建て替え費用8,000万、役場建て替え費用5,000万、その次の年は、資金がちょうど余ったので、決算のときに1億円、1億円ということで基金を積み立ててきたという経緯もございます。年度もはっきりしていますから、後で精査して、議員の皆さんにも何年度に幾らということは、提示、当然させてもらいますので、またそれはご報告をさせていただきます。

つい先日ですけれども、その中身につきましては、私と副村長と総務課長と未来創造課長と税務課長と、再度中身を確認しております。また、財政担当も中に入れて確認をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 振興基金の中で、ただ、決算書の中に建設基金なんていうのはないんですよ。だから、それを言っているんですよ。それはまずいだろうということですから、だったら振興基金から分けて、建設基金というものをきちんとつくるということにしなければ

おかしいと思うんですよね。それはそれでいいんですけれども。

村長、今言うように、我々に渡して、年度を新たにしたというのは、今まで出てきた資料の中に何年に建てるというのは、令和3年3月に我々にくれたのが初めてなんです。それまでは、何十年後にこうする、何年後にこうするしかないんです。きちんと何年に建てますという資料は、令和3年3月にもらった資料しかないんです。それまで何もないんです。

一生懸命やってきたと村長は言うけれども、それはあくまでも、国がつくれといった公共の総合管理計画だけです。これなんかもう本当に、何年後にこうなり、何年後にこうなるぐらいしか書いていないので、そこら辺をやっぱり、だったら令和3年、今年にくれるんだったらば、いろんな資料があるんであれば、どっちが先かという順序はつけられたんじゃないかと思うんです。

なぜ、じゃ、文化ホールが先になっているのか。劣化しているのは役場だという話の中ではね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いずれにせよ、大久保議員、専門家だからよく分かると思いますが、10億円以上かかる施設であろうと、また財政規律も考えなくちゃならんと。それから、大久保議員がいつも、役場のほうが先だろうということを言ってきたことは、いつもそういう意見を述べておられたのも存じ上げております。

しかし、庁内では、計画的に2つ一度にはできないぞと、こういうことであります。その積み重ねの結果、また、婦恋高校を存続しようという話もあった経緯もありますので、人情的に、役場を村民に先に新しく造るよといったら、村民に申し訳ないという気分も、気分と言っているんじゃなくて、我々が先にいい建物に入っちゃったら、やっぱり村民の税金で、我々仕事をさせていただいておりますので申し訳ないと、そういう意味も込めて、やはりやるのであれば、村民の要望の強い、また三原区からの強い要望がある婦恋会館を、万座・鹿沢口、婦恋高校の存続、また地域の、本当にああいう施設がなくなって連携が取れなくなれば、地域全体がおかしくなるというような話もあるわけでございますので、それらを踏まえて総合的に、一度に造れないから順序立てて造っていかうということで、現在のプランになっておると、こういうことでございます。よろしくお願いします。

この辺もしっかりと村民全体に、パブリックコメントで出させていただくというつもりでおります。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 時間もないので、最後にしたいと思いますけれども、私が議長のとき、村長と青山の話が出て、婦恋であれだけの土地はもうないだろうと、終生出ないから買おうじゃないかということで、買うことにしたと思うんですけども、そのときも、いずれにしたって計画だから、役場なりそういうものを持って行って、図面描きやいいんじゃないかという話もしたわけですね。最後まで、あそこへ役場を造るという図面はできなかったんですけども、今村長は、あの青山の土地、どうするつもりですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員が議長のときだったと思いますが、議会のご了解を得まして、その前に、村上山に土地がいっぱいあるけれども、あその土地よりも青山の真ん中にあるから、これは議会の先輩の議員の皆さんからもありました。また、大笹の皆さん、大笹の先輩議員のお話も当時ありました。村上山のあの土地と青山の土地、交換したらどうだ、村長、交渉してみろというような話をいただきまして、その話を関東森林管理局等で話をしたこともございます。結論からいうと、前も報告しましたが、それは難しいということでございました。

その後、浅間山の防災・減災、平成16年9月1日の噴火があってからといいますか、爆発があってから、やはり減災・防災対策やろうと。それから、平成23年の3.11があった以降、国土交通省のほうも、減災・防災対策15年で250億円、浅間山が第1号の減災・防災事業を手がけてもらってという決定を見まして、それならば、あそこは浅間山の国土交通省のご指導もいただきながらという流れで今までを迎えております。

ただし、当初は、やはりあそこをぜひとも買わせていただこうということで、5,300万、全議員の承諾も得まして、議会で5,300万の承諾を得て予算を、議会のほうからもやろうやと、こういう話でございました。当時、測量して5,300万で、村民の貴重なお金5,300万で、議会全員もやろうということで、承諾を得て測量したと。この経緯もいろいろあったんですが、いずれにしろ測量が全て終わつたと。その後、経緯はいろいろありますが、現在、減災・防災対策250億円の17年目を迎えておりますが、後半戦に入ってきております。そこに、国土交通省がストックヤードを造るということで現在計画をしています。それが、設計するのに縦断図、横断図までやるというと、縦断図、横断図、設計するだけで、またすごい莫大な金がかかったり、なお、国土交通省の中を、ストックヤードを造る分、国土交通省は61へ

クタールの中にやりますから、併せて道路も整備しましょう、縦断図、横断図の図面まで作
りましょうという……

○10番（大久保 守君） 村長、どうするか。

○村長（熊川 栄君） それで、それは前も議会にも報告してあるとおり、来年が所管替えを、
林野庁から国土交通省に所管替えをすると、その次の年は工事を着手すると、これについて
は、議会にも何回も説明してきております。

今後も議員の皆さんと、青山の活用方法、これについては、いろんな議論が今までもあつ
たわけですが、有効活用を考えて取り組んでまいりたい、こう思っております。よろ
しくお願いします。

○10番（大久保 守君） 結構です。終わります。

○議長（土屋幸雄君） よろしいですか。

以上で大久保守君の一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 一般質問をいたします。

前置きや説明を抜いて質問いたしますので、簡潔な答弁を求めます。

村内アクセス道路整備。

上信道田代インターより真田までの鳥居峠の地下トンネルを開通させ、国土交通省に依頼
し、婦恋村と上田インター高速道路に直結し、観光や企業誘致を図る。

2番目、万座温泉より婦恋牧場、三原、上信道鎌原インター、峯の茶屋に至る国道か県道
にする新道路の建設により、有料道路の買上げ案も含めて有料道路を無料化する。

3番目、上信道鎌原インターより鎌原観音堂、青山、パノラマライン等に接続させる道路
を造る。

万座・鹿沢口駅。

特急の乗り入れは不可欠と思うが、朝晩の通学・通勤列車の接続の現在スクールバス方式

の鹿沢、干俣、仙之入方面より万座・鹿沢口駅までのバス運行が必要と思うが、どうか。いずれ将来的には、現状が変わらなければ、第三セクター方式で嬭恋・長野原草津口駅間の存続を考える必要があると思うが、どうでしょうか。

青山開発。

一日も早く利用できるようにするとともに、一大観光地として将来の村の雇用や発展を望みたい。一案として、コロナ対策病棟1,000人分ぐらいの施設を造る。将来は老人介護施設や屋内体育館として利用できるのではないのでしょうか。

今後の村づくり。

以上、これらの事業を完成させるのは、現村長では無理と考えられる。次元の高い政治力のある後継村長を探し、有能な職員の採用拡大により村の一大転換を図るべきで、現村長は、残りの任期中にしっかりと計画を立てて、準備をすることに専念すべきと私は思います。我が嬭恋村をより豊かに発展させるにはどうしたらいいのか、今後の村づくりを目指して活躍してほしいと切に願う者として、村長の考えをただしたいと思うが、いかがなものか。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

上坂議員さんのほうから、端的に質問するので、端的にお答えをいただきたいというお話もございました。担当課長を含めて、答弁書につきましては、ここにびっしりと作ってございますけれども、これを読みますと、質問時間よりも答弁するほうが長くなるということもございますので、質問に応じて、この内容を大体ざっくりでございまして、端的にお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1点目でございます。村内アクセス道路の整備。

（１）上信道の田代インターから真田まで、鳥居峠地下トンネル開通を国交省に依頼しなさいと、嬭恋村と上田インター高速道路に直結し、観光や企業誘致を図るというご指摘でございましたが、このとおりだと思っております。

現在、長野県の阿部知事、あるいは田下建設部長、これらの方々につきましては、しっかりとやるぞというお言葉もいただいて、一昨年より予算もつけていただいております。一刻も早く群馬県と連携しながら、今、一番上の第1問については、しっかりと取り組んでまい

りたい、こう思っております。

第2点目。万座温泉より婦恋牧場、三原、上信自動車道鎌原インター、峯の茶屋、いわゆる有料道路だと想定できますけれども、これを国道か県道にというご指摘でございました。この件につきましては、国土交通省より群馬県に部長として派遣されておられました川瀧部長さんが当時、川瀧部長さんの公用車に2回、私も乗らせていただいて、乗っていただきたいということで、当時、赤坂総支配人等にも陳情させていただいた経緯がございます。

今後、過日、もう2か月ほど前になりますが、軽井沢のプリンスホテルの西館オープンの式典で、西武ホールディングスの社長、それから株式会社プリンスホテル、小山社長等、後藤社長ですね、ホールディングスのほうは。小山社長にも、プリンスホテルですね、こちらにもご挨拶させていただいております。

また、この件につきましては、ほかの議員からも、どうなんだというご指摘もございましたので、機を見て議会の皆さんとも相談をし、しっかりとまたお願いをしてみたいと、こう考えております。

なお、懸案でございました平面交差か立体交差かの日本興業のところでございますが、現在、平面交差で工事を進めていただいております。あそこから北軽に向かつては、自転車道をしっかりと整備するというので、今、県とも協議をさせていただいております。一日も早い大笹・北軽井沢線の全線をしっかりと拡幅したり、整備をしっかりとしていきたいと思っております。これは直接、青山開発にもつながるものだと思っています。

第3、(3)上信自動車道鎌原インターより鎌原観音堂、青山、パノラマライン等に接続させるということでございますが、この件につきましては、既に上坂議員は3回か4回、同じ質問をしていただいております。現在、細原の28ヘクタールというところにつきまして、建設課にも調べさせまして、そこまでに来るアクセス道路というのはどういう体系か、国から55%補助を頂いて整備するにすれば、どこからどうだということになりますと、今、パノラマラインのほうからプリンスランドの中を通ってくる道路、村道もございます。これらと一体的に考えると、このラインも、ちょっと曲がった道にはなりますが、連携といいますか、真っすぐじゃございませんけれども、ある程度の連携は可能なのかなと、それも村道でございますので、可能なのかなという感じがしております。

いずれにせよ、細原についてのアクセス道路は計画的に、やはり費用がかかるものはかかりますので、しっかりと計画を練って、村道整備をしていく必要があると思っております。

万座・鹿沢口駅、大きな2点目のところであります。

この件、朝晩の通学・通勤列車の接続をスクールバス方式の鹿沢、干俣、仙之入方面より万座・鹿沢口駅までのバス運行が必要と思うが、どうかという話であります。

以前は、国鉄時代からＪＲ時代になっても、鹿沢からのバスがＪＲは運行していただいたという経緯、議員の皆さんはご存じのとおりでございますけれども、今日はそのルートもなくなったということでございます。

また、婦恋高校につきましては、草津から婦恋高校に通う子供につきましては、スクールバスの延長ということで、相乗りといいますか、させていただいて、運行させていただいております。子供たちのアクセスということでございますので、引き続き公共交通の中で検討していく必要があると私も思っておりますので、ご理解をいただきたい、また検討を重ねたいと思います。

婦恋・長野原草津口駅間の存続を考える、これを第三セクターでどうかという話であります。

ＪＲ北海道、ＪＲ四国等、特にＪＲ北海道につきましては、経営が非常に厳しいと。しかも、10社あるＪＲの各社の中でも、非常に存亡の危機がうたわれているＪＲの会社であります。第三セクター方式、地域の自治体が協力し合って、あちらこちらで第三セクター方式で運行しておる実態がございます。

また、すぐ隣の上田から軽井沢までの間、例の六文銭の電車等は、関係する自治体がお金を出し合って、六文銭の列車等を運行しています。それと同じように、今、上坂議員がおっしゃるのは、婦恋も第三セクターでどうだと、こういうお話でございます。

財政的に相当なお金がかかるであろうと、また利用客がないと、経営ということになりますので、非常に民間だと厳しいのかなという気はいたしますが、考え方としては、ほかの地区でもそういうことをやっているぞというご指摘を、ボールを一つ投げてくださいのと思います。検討はちょっと加えてみたいけれども、可能性はなかなか厳しいのかなという気はしますけれども、そういうボールを投げられたという認識と、検討してみたいと、検討はすると、実現するとはなかなか言えませんが、検討はしてみたいと思います。

青山開発でございます。

先ほど来申しましたように、5,300万でご了解をいただいて、あそこを測量してきたという経緯がございます。今後どうするかということで、当時もあり、はっきり私の口からは言えませんが、村長さん、購入してしまえばというような話も、いろいろ林野関係の方々からもいただいておりますけれども、それはさておいて、しっかりと全体の上信自動

車道のインターチェンジの在り方、また250億円の減災・防災対策の拠点の一つであるという考え方、またそこに、子供たちがしっかりと、以前の議会でもありましたが、お金をかけないで子供たちが楽しめる広い公園を造って、それからいろいろ考えたかどうかという意見も以前からもございました。今までの意見も勘案しながら、しっかりと青山につきましては、今後考えてまいりたいと思っております。

コロナ対策病棟1,000人ぐらいの施設を造るという話でございますが、コロナ病棟で1,000人造って、またこれからずっとあるのかなという可能性が、ちょっと分からない部分がありますけれども、いずれにせよ、しっかりとした考え方をまとめていく時期でございますので、また議会の意見があれば当然承りますので、対応してまいりたい、しっかりと考えてまいりたいと、こう思います。

今後の村のつくり方であります。

ここに、非常に厳しいお言葉でございます。現村長では、これらの事業を完成するのは無理と考えられる。私も、これら今言ったことは、まだまだ10年、20年、あるいは30年かかるのか、中長期の話もあります。しかしながら、今私がやるべきこともあるという信念も持っております。自分の健康管理にしっかり気をつけながら、今やるべきこと、来年やるべきこと、当面やるべきこと、この課題を一つ一つ、アカウンタビリティー、説明責任を果たし、パブリックコメント、国民主権主義に基づいて、村民の意思確認をしっかりしながら、一步一步、議会にも提案を申し上げて前に進めたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

健康で、まだ、今やるべきこと、これについてしっかり考えておる状況でございます、現村長では無理と、20年、30年は無理だと思いますけれども、今やるべきこと、しっかりやるべきことを果たすということで、それに尽きると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 村長の決意は、私は真面目に受け止めます。まだまだいろいろ言いたいことはあるんですが、とにかく村の発展の肝心は、観光の動脈としての道路、物流の結局、動脈として高速道路に一日も早くつなげるということ、これが一番肝心なことであって、時間の都合もございますので、私の要望としては、しっかりとこれからも村長に頑張ってもらっ

て、路線をきちっと引いて、そうして研究して、今後の村づくりに励んでいただきたいと思います。

私は以上で質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 答弁はよろしいですか。

以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第３、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和３年第４回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 ４時３３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 石 野 時 久

署 名 議 員 上 坂 建 司